

令和8年第2回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和8年2月9日(月)午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 401会議室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

5 議事日程

(1) 開 会 宣 言	
(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名	
(3) 教 育 長 の 報 告	別紙のとおり
(4) 市 長 か ら の 意 見 聴 取	別紙のとおり
(5) 議 案 の 審 議	別紙のとおり
(6) そ の 他 言	
(7) 閉 会 宣 言	

(別紙)

◎ 教育長報告事項

①朝霞市小・中学校教職員のテレワークの本格施行について

②いじめに関する調査結果について

(当日配付)

③第50回朝霞市小・中学校図工美術展について

④令和7年度朝霞市ふれあい推進事業について

⑤令和8年度学校給食費(案)について

⑥令和7年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について

(当日配付)

⑦令和8年朝霞市成人の日記念式典について

⑧東京2025デフリンピック表彰・報告会について

◎ 市長からの意見聴取

議案第6号 令和8年度(2026年度)朝霞市一般会計予算(教育委員会関係分)について

(当日配付)

議案第7号 令和7年度(2025年度)朝霞市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会関係分)について

議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

◎ 提出議案

議案第10号 朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第11号 朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

議案第12号 朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

議案第13号 第3期朝霞市教育振興基本計画の決定について

議案第14号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

議案第15号 入学準備金貸付決定について

(当日配付)

議案第16号 学校歯科医の解職と委嘱について

議案第17号 学校医の解職と委嘱について

議案第18号 学校薬剤師の解職と委嘱について

議案第19号 朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

# 教育長月間行事（令和8年1月） 実績

日	曜	時間	行事等
5	月	19:00	朝霞市スポーツ協会賀詞交歓会
8	木		年休
12	月	13:10	令和8年朝霞市成人の日記念式典
13	火	14:00	第6回南部教育長会議・教育長協議会
13	火	18:30	東京2025デフリンピック報告会
16	金	18:00	令和8年朝霞市自治会連合会賀詞交歓会
17	土	9:30	二中校区ふれあい推進事業
20	火	13:15	時年休（4時間）
23	金	13:15	時年休（4時間）
24	土	17:30	日本棋院朝霞支部新年会
26	月	16:15	時年休（1時間）
27	火	16:15	時年休（1時間）
30	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会定例協議会
30	金	14:15	時年休（3時間）

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

# 教育長月間行事（令和8年3月） 予定

日	曜	時間	行事等
1	日	13:00	第70回朝霞市総合スポーツ大会第49回空手道競技大会
1	日	14:00	キテレッツ朝霞六小フェス
7	土	8:30	第15回東武鉄道杯少年サッカー中央選手権大会・開会式
8	日	9:00	朝霞市スポーツ少年団新人サッカー大会「武蔵野カップ」
8	日	10:00	第70回朝霞市民スポーツ大会 ミニテニス大会
14	土	9:30	朝霞市剣道連盟「創立65周年記念剣道大会」
15	日	9:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会バレーボール大会小中学生の部

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 教育長報告事項

## 朝霞市立小・中学校教職員のテレワークの本格施行について

## 1 概要

## (1) 目的

本制度は、学校教職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の特性に応じた柔軟な働き方を可能とすることにより、より働きやすい環境を整備することを目的とする。

朝霞市立小・中学校教職員のテレワークについては、学校における働き方改革の推進及び教職員の業務改善・負担軽減を目的として、令和7年度に試行実施を行ってきたところである。

このたび、試行期間中の運用状況及びアンケート調査等を通じて把握した課題や意見を踏まえ、制度の運用方法を整理したうえで、令和8年度から本制度を本格施行するものである。

本制度を適正に実施するため、別添のとおり要領を改め、具体的な運用はこれによるものとする。

## (2) 実施期間

テレワークは長期休業日を原則として実施するものとする。

ただし、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合において、校長が適当と認めたときは、この限りではないものとする。

## (3) 対象者

朝霞市立小学校及び中学校に勤務する全職員。

ただし、朝霞市会計年度任用職員は除く。

## (4) 実施可能な業務

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ・教材研究、授業準備   | ・会議資料、報告書等作成   |
| ・研究資料の作成     | ・校内会議へのオンライン参加 |
| ・研修へのオンライン参加 | ・その他校長が認めた業務   |

## (5) 実施要件・手続き

教職員がテレワークを実施する場合は、原則として実施希望日の7日前までに申請書を提出し、校長の承認を受けるものとする。

テレワークの実施日数は、1年度につき通算10日以内、かつ1月につき5日以内とする。

ただし、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合において、校長が適当と認めるときは、この限りではない。

承認された場合、当該日は始業時及び終業時に勤怠システムにより出退勤の打刻を行い、所定の業務を遂行するものとする。また、実施後には、所定の実施報告書を提出するものとする。

## 2 施行日

令和8年4月1日から施行する。

## 朝霞市立小・中学校教職員テレワーク実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、学校教職員がICTを活用した自宅等における勤務（以下「テレワーク」という。）を適正に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施期間)

第2条 テレワークは、長期休業日（春季休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日）に限り実施する。ただし、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合において、校長が適当と認めたときは、この限りではない。

### (対象職員)

第3条 朝霞市立小学校及び中学校（朝霞市立学校設置条例（昭和41年条例第2号）に規定する学校をいう。）に勤務する全教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に該当する臨時的任用職員を含む）を対象とする。ただし、地方公務員法第22条の2に該当する本市会計年度任用職員は除く。

### (承認権者)

第4条 テレワークの承認は、テレワークの実施を希望する教職員（以下「希望教職員」という。）の校長が行う。

### (実施可能な業務)

第5条 テレワークにより実施可能な業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 教材研究、授業準備
- (2) 会議資料、報告書等の作成
- (3) 研修資料の作成
- (4) 校内会議へのオンライン参加
- (5) 研修へのオンライン参加
- (6) その他校長が認めた業務

### (要件)

第6条 第4条の承認をする場合は、前条に規定する業務のうち次の各号のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 希望教職員が、円滑にテレワークを実施することができると認められること。
- (2) テレワークを行うことにより校務の適正な運営に支障が生じないこと。
- (3) 予定されている業務がテレワークの業務として適当であること。
- (4) 職務状況を校長が確認できる体制が整っていること。

- 2 テレワークの実施日数は、1年度につき通算10日以内とし、1月につき5日以内とする。ただし、災害その他やむを得ない事由又は特段の業務上の必要性がある場合において、校長が適当と認めたときは、この限りではない。

(実施単位)

第7条 テレワークの実施にあたっては、日を単位として承認する。

ただし、やむを得ない場合は、半日又は時間を単位とした実施も可とする。

(実施場所)

第8条 テレワークの実施場所は、原則としてテレワークを実施する教職員（以下「実施教職員」という。）の自宅とする。ただし、あらかじめ校長の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 前項のテレワーク実施場所を勤務公署とみなす。

(勤務時間等)

第9条 実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、原則として勤務校における時間と同一とし、時間外勤務は認めないものとする。

- 2 第7条ただし書きの規定により、半日又は時間単位で実施する場合、自宅等と勤務校との間の移動に要する時間は勤務時間に含めないものとする。
- 3 移動時間については、必要に応じて年次有給休暇又は休憩時間を充てるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により勤務校へ出勤した場合は勤務時間に含めるものとする。

(休暇等)

第10条 実施教職員は、テレワーク中に体調不良、育児、介護及びその他の理由により勤務から離れる場合は、あらかじめ校長に電話等により連絡し、年次休暇等を取得するものとする。

(実施手続等)

第11条 希望教職員は、原則として、在宅勤務を実施しようとする日の7日前までに「テレワーク申請書兼報告書」（別記様式）により、校長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、実施希望日の前日までの申請を認めるものとする。

- 2 本テレワークの実施による在宅勤務手当等の支給については、埼玉県が別に定める手続きに従い、必要な申請等を行うものとする。
- 3 第1項の規定による申請を受けた校長は、第6条に定める要件に照らし、テレワーク実施前の勤務状況や勤務体制への影響等を勘案して、テレワークの承認又は不承認を決定するものとする。

- 4 校長が承認した場合、当該勤務は校長の命に基づくものとみなす。
- 5 実施教職員は、業務の開始時及び終了時に校務支援システムC4thにより出退勤の打刻を正確に行わなければならない。
- 6 校長又は校長が指定する在籍確認者は、必要がある都度、電子メール又は電話により、実施教職員に対し、業務の遂行状況を確認することができる。
- 7 実施教職員は、テレワーク終了後、速やかに「テレワーク申請書・承認（不承認）通知書・報告書」（別記様式）により報告書を校長に提出するものとする。
- 8 校長は、テレワークの実施内容について確認の必要があると認めるときは、実施教職員に当該勤務の事実を証する関係資料等の提出を求めることができる。
- 9 校長は、前2項の規定により実施状況を確認し、適正な実施が行われていないと認められる場合には承認を取消することができる。

#### （環境整備）

- 第12条 テレワークは、朝霞市教育委員会が貸与した教職員用端末及び周辺機器（以下「教職員用端末等」という。）を利用して行うものとする。
- 2 実施教職員は、テレワークの実施場所において、教職員用端末等を設置した場所及びその周辺から私物を撤去する等、職務に専念できる環境を自ら整えなければならない。
  - 3 実施教職員は、テレワークの実施場所において、業務の円滑な遂行に必要な空間及び環境の確保に努めるとともに、安全衛生管理については、自己の責任をもってあたらなければならない。

#### （情報セキュリティ対策）

- 第13条 実施教職員は、テレワークの実施に当たり、「朝霞市情報セキュリティ基本方針」、「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準」のほか、情報セキュリティに関する関係規程、教育委員会及び学校が別に定めるガイドラインその他の指示を遵守しなければならない。
- 2 実施教職員は、テレワークのため、個人情報等が含まれる校務上の電磁的記録媒体（CD-ROM等）又は紙文書を職場から持ち出してはならない。
  - 3 実施教職員は、業務の内容が第三者に漏洩しないよう必要な措置を講じなければならない。
  - 4 テレワークの実施に当たっては、業務に関する文書又は資料の電磁的記録媒体への保存、端末への保存及び自宅等における印刷をしてはならない。  
ただし、校長が業務上特に必要と認めた場合は、この限りではない。
  - 5 テレワークを行う職員は、教職員用端末等の画面をカメラ等で撮影してはならない。

#### （費用の負担）

- 第14条 テレワーク実施時において次に掲げる費用は、原則として実施教職員の負担と

する。

- (1) 自宅等の光熱水費
- (2) 実施場所の環境整備に要する費用
- (3) インターネット回線費用及びその通信料
- (4) テレワーク時の通信に実施教職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- (5) テレワークで使用する消耗品費用
- (6) その他、朝霞市教育委員会が負担することが適当でない費用

(中止、中断又は終了)

第15条 校長は、教育活動の円滑な実施、学校運営上の必要性又は緊急時その他やむを得ない事情があると認めるときは、実施教職員のテレワークを中止又は終了させることができる。

2 実施教職員は、自己の都合によりテレワークを中止、中断したいときは、事前に校長に申出なければならない。

3 実施教職員は、テレワーク実施中に、やむを得ず業務を中断又は終了した場合は、速やかに校長に報告をしなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第11条関係)

テレワーク申請書・承認(不承認)通知書・実施報告書

テレワーク申請

年 月 日

朝霞市立朝霞第 小・中学校長 宛

申請者 学校名 朝霞第 小・中学校  
氏名

テレワークを実施したいので下記のとおり申請します。

記

申請期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
申請理由 (目的・必要性)	
勤務場所	1 自宅 2 その他( ) 住所
緊急連絡先	電話 - -
利用機器	1 教職員用端末 2 その他( )
テレワークで実施 予定の業務内容 (具体的に)	<input type="checkbox"/> 教材研究、授業準備 <input type="checkbox"/> 研修資料の作成 <input type="checkbox"/> 研修へのオンライン参加 <input type="checkbox"/> 会議資料、報告書等の作成 <input type="checkbox"/> 校内会議へのオンライン参加 <input type="checkbox"/> その他校長が認めた業務 具体的内容
添付書類	1 事前チェックリスト 2 その他( )

※校長の求めに応じて申請事由を証する書面を提示してください。

承認・不承認通知

本申請について、次のとおり決定したので通知する。

1 承認 2 不承認(理由: )
年 月 日 朝霞第 小・中学校長



教育長報告事項

第50回朝霞市小・中学校図工美術展について

1 開催日 令和8年1月10日(土)、1月11日(日)  
午前9時から午後4時30分(両日とも最終受付:午後4時)

2 会場 朝霞市産業文化センター 展示ギャラリー及び研修室1~3

3 出品数及び来場者数

学校名	平面	立体	合計
朝霞第一小学校	20	20	40
朝霞第二小学校	24	24	48
朝霞第三小学校	25	25	50
朝霞第四小学校	19	19	38
朝霞第五小学校	30	30	60
朝霞第六小学校	35	35	70
朝霞第七小学校	24	24	48
朝霞第八小学校	34	34	68
朝霞第九小学校	15	15	30
朝霞第十小学校	24	24	48
小学校計	250	250	500
朝霞第一中学校	24	24	48
朝霞第二中学校	23	23	46
朝霞第三中学校	22	22	44
朝霞第四中学校	17	17	34
朝霞第五中学校	10	10	20
中学校計	96	96	192

※ 出品数は、各校の特別支援学級を含む

月	時間	一般来場者	市議会議員	校長・教頭・教員
		(保護者・児童・生徒など)	教育委員・教育委員会	
10月	9:00~10:00	155	1	2
	10:00~11:00	156	0	1
	11:00~12:30	219	2	1
	12:30~14:00	284	2	1
	14:00~15:00	185	0	1
11月	15:00~16:30	225	0	1
	小計	1224	5	7
	9:00~10:00	101	0	0
	10:00~11:00	208	0	0
12月	11:00~12:30	301	0	0
	12:30~14:00	231	0	0
	14:00~15:00	179	0	2
	15:00~16:30	125	1	3
	小計	1145	1	5
2日間合計		2369	6	12

※来年度もコミュニティセンターが改修工事のため、朝霞市産業文化センターにて令和8年1月9日(土)、10日(日)の2日間での開催を検討している。

4 当日の様子

- 一般の来場者数は、2日間合計2,369名であった。(昨年度2,403名)
- 令和2年度から受付名簿への記入はせずに、数取カウンターで来場者の人数を把握している。市議会議員、教育委員会、教育委員会委員、各校管理職については、別で名簿を作成し、来場を確認した。国・県・市議計3名、各校管理職11名(校長7名、教頭4名)、教員1名が来場した。
- 今年度は来場者が集中する時間帯もなく、スムーズに案内することができた。
- 今年度は、開催中の案内の誤配付、氏名、作品の説明についての誤字等の報告は無し。

## 教育長報告事項

## 令和7年度朝霞市ふれあい推進事業について

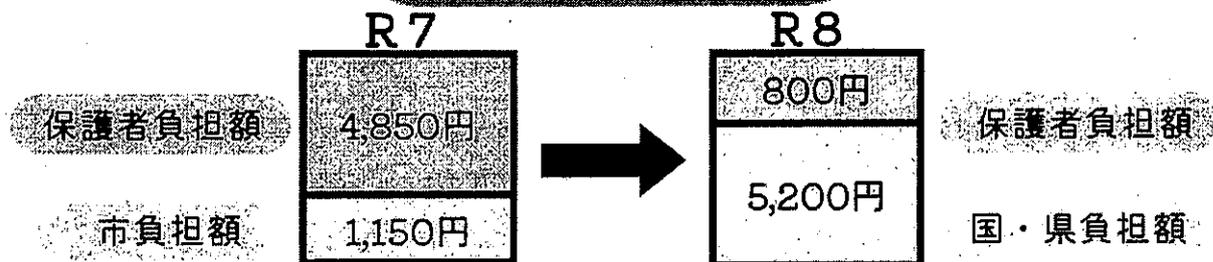
事業名	期日	概要	参加者数	
・朝霞第一中学校区 …一小、四小、六小、一中 (朝霞第一中学校にて)	11月8日 (土) 10:00～11:30	体験活動を行い、校区内の小・中学校及び町内会、PTAと連携し、地域のふれあいを深め、11月8日(土)に朝霞第一中学校にて、朝霞第一中学校卒で、ロンドン五輪出場経験のある土井杏南選手をお迎えし、講演会及び「かけっこ体験」を実施しました。朝霞第一小学校、朝霞第四小学校、朝霞第六小学校、朝霞第一中学校の児童生徒が参加いたしました。	小 27人 中 31人 一般 48人 役員等 20人	計126人
・朝霞第二中学校区 …二小、七小、九小、二中 (朝霞第七小学校にて)	1月17日 (土) 9:30～12:00	体育館では、二中吹奏楽の演奏や二中鳴子の演舞、七小ダンスクラブの発表が行われました。校庭では七小おやじの会が「お餅つき体験」を実施しました。校舎内では、二小PTAが「ニンジン詰め放題」、九小PTAが「ストラックアウト」、二中PTAが射的を実施しました。多くの子供や大人が参加し、たくさんの笑顔が見られました。	小 299人 中 64人 一般 270人 役員等113人	計746人
あいさつ運動推進キャンペーン ・朝霞第三中学校区 …五小、十小、三中 (朝霞第三中学校体育館にて)	11月8日 (土) 9:00～11:30	当日は雨天のため、朝霞第三中学校体育館にて実施となりましたが、例年同様多くの方に参加いただきました。三中校区の児童生徒・保護者・地域の交流を深める貴重な機会となりました。五小鳴子「けやきっ子」と三中鳴子「みつばち」による演舞、十小「うたの輪合唱団」による合唱発表、三中吹奏楽部による演奏等の披露により、大変賑やかなものとなりました。あいさつ運動推進の「看板作り」では、子供たちの創意工夫を生かした看板を作成することができました。	職員 242人 一般 83人 役員 141人	計466人
第14回ふれあいまつり ・朝霞第四中学校区 …八小、四中 (朝霞第八小学校、朝霞第四中学校にて)	10月25日 (土) 10:00～14:00	例年に引き続き朝霞第四中学校、朝霞第八小学校を会場として開催しました。当日は雨天にも関わらず2,982名もの来場者がいらっしゃいました。主に体育館を中心に実施した。モノづくり体験や模擬店等、約40の出店があったほか、四中吹奏楽部や朝霞西高校ダンス部によるステージも大いに盛り上がりました。学校、保護者、町内会、近隣高校が一体となった開催となりました。	小 1134人 中 230人 高 60人 一般 1437人 役員等 121人	計2,982人
“FUN! FUN! FUN!VOL. 20” 楽しいことい〜っばい! ・朝霞第五中学校区 …三小、五中 (朝霞第三小学校にて)	11月8日 (土) 12:00～15:00	当日は天候にも恵まれ、校舎と体育館、校庭等での開催となり、多くの参加者が来場し、大変な賑わいでした。焼きそばや野菜などの販売の他、ふれあい動物園やストラックアウトなどの体験、三小と五中の特別支援学級の手作り販売にも長蛇の列が見られました。三小が会場でしたが、五中からボランティアの生徒の参加や吹奏楽部の演奏もありました。多数の団体の催し物を、参加した子供たちだけでなく保護者や地域の方が楽しみ、明るい声が響く一日となりました。	小 806人 中 55人 保護者 698人 役員等 168人 その他 60人	計1,787人

総計6,107人

令和8年度の

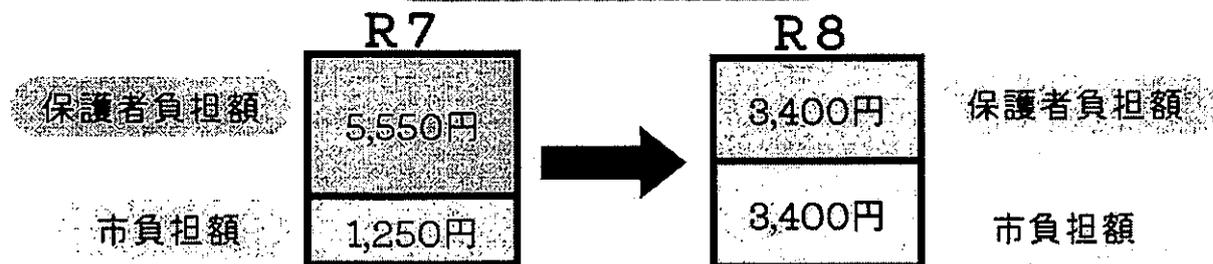
# 学校給食費(案)について

小学校  
【月額3,000円】



令和8年度は、国・県から月額5,200円分の食材費が市に支給されます。差額分800円のご負担につきましては、現在の学校給食の質と量を維持するために必要となりますので、ご理解をお願い申し上げます。

中学校  
【月額3,800円】



中学校は国からの支援が令和9年度以降となり、令和8年度においては、小学校の保護者負担額との間に大きな差が生じることから、市では半額の3,400円を支援いたします。

本市では、今後も、質・量ともに十分な給食を提供したいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

朝霞市教育委員会  
学校給食課 給食係  
048-451-0370  
gakko\_kyusyoku@city.asaka.lg.jp



※市では、令和8年3月の市議会定例会に上記内容を提案します。  
本案は、市議会の議決を得られた場合に、決定するものとなります。

## 教育長報告事項

## 令和7年度第4回朝霞市学校給食運営審議会について

- 1 日 時 令和8年2月5日（木）午後3時～午後4時10分
- 2 会 場 溝沼学校給食センター 2階会議室
- 3 出席者 朝霞市学校給食運営審議会委員 12名中10名出席  
事務局職員 学校教育部長他6名出席
- 4 議 事  
議 題  
①令和8年度学校給食実施予定日（案）について  
②令和8、9年度学校給食用物資納入業者の指定について  
報告事項  
①令和8年度における学校給食費の保護者負担額について  
②令和7年度「食に関する指導」について

## 5 内 容

議題①令和8年度学校給食実施予定日（案）については、令和8年度学校給食実施日として自校給食室設置3校を含む小学校183回、中学校181回とする事務局案を提示し、審議の上、原案のとおり了承されました。

議題②令和8、9年度学校給食用物資納入業者の指定については、令和8、9年度の給食用物資納入業者の指定について事務局案を提示し、審議の上、原案のとおり了承されました。

報告事項①令和8年度における学校給食費の保護者負担額については、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」に基づき、小学校給食費について5,200円補助されることを受け、令和8年4月からの給食費について、小学校の給食費は、現在の6,000円との差額800円を保護者の皆様に御負担いただくこと、また、中学校の給食費は、小学校の給食費との格差が大きくなることから、現在の6,800円の半額にあたる3,400円を市が支援し、残りの3,400円を保護者の皆様に御負担いただくことを内容とした当初予算案を作成したことを報告しました。

報告事項②令和7年度「食に関する指導」については、今年度実施した食に関する指導の実績を報告しました。

令和7年度第4回朝霞市学校給食運営審議会出欠表

令和8年2月5日(木)開催

選出の根拠	氏名	職業又は所属・職名	出欠
1号委員 (市議会代表)	遠藤 光博	朝霞市議会議員	出席
	飯倉 一樹	朝霞市議会議員	出席
	獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	欠席
2号委員 (学校長代表)	原口 憲充	朝霞第四小学校長	出席
	宮腰 高子	朝霞第十小学校長	出席
	小石川 知治	朝霞第二中学校長	出席
	野口 邦彦	朝霞第三中学校長	欠席
3号委員 (保護者代表)	渡邊 聡	朝霞第一中学校PTA	出席
	太田 剛	朝霞第一小学校父母と先生の会	出席
4号委員 (市関係職員)	田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当部長	出席
5号委員 (知識経験者)	関 昌之	学校薬剤師	出席
	馬場 歩	朝霞保健所管内地域活動栄養士会 えぷろん会員	出席

令和8年度 学校給食センター小学校給食実施日(案)

学校休業日

更新日:2025.12.23

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12						18
19						25
26						(29)

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						2
3	(4)	(5)	(6)			9
10						16
17						23
24						30
31						

6月 (22回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21						27
28						

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
						4
5						11
12				16	17	18
19	(20)	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	(11)	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1				5
6						12
13						19
20	(21)	(22)	(23)			26
27						

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
						3
4						10
11	(12)					17
18						24
25						31

11月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1						7
8		(3)				14
15						21
22	(23)					28
29						

14日:県民の日

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
						5
6						12
13						19
20			22	23	24	25
26						26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						(1) 2
3	4	5	6	7	8	9
10	(11)					16
17						23
24						30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21					(23)	27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21	(22)			24	25	26
27						27
28	29	30	31			

第二学期73回

第三学期48回

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

1 8 3 回

小学校給食実施回数は、上記の内、運動会・土曜日参観の振休2日間を除く



# 令和8年度 第四小学校給食実施日(案)

更新日:2026.1.14

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12						18
19						25
26						(29)

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						2
3	(4)	(5)	(6)			9
10						16
17						23
24						30
31						

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	(11)	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1				5
6						12
13						19
20	(21)	(22)	(23)			26
27						

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
						5
6						12
13						19
20				22	23	24
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
					(1)	2
3	4	5	6	7	8	9
10	(11)					16
17						23
24						30
31						

# 学校休業日

6月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7	8					13
14						20
21						27
28						

6日:土曜参観  
8日:土曜参観振替休日

10月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
						3
4						10
11	(12)					16
18						24
25						31

10日:運動会  
16日:運動会振替休日

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7				(11)		13
14						20
21				(23)		27
28						

# 第三学期48回

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなります】

※ ○ は祝日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
						4
5						11
12				16	17	18
19	(20)	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

# 第一学期63回

11月 (19回)

日	月	火	水	木	金	土
1						7
8						14
15						21
22	(23)					28
29						

※14日:県民の日

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21	(22)			24	25	26
28	29	30	31			

小学校 183回  
※運動会、土曜日参観

合計183回

令和8年度 第五小学校給食実施日(案)

学校休業日

更新日:2026.1.15

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12						18
19						25
26						(29)

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						2
3	(4)	(5)	(6)			9
10						16
17						23
24						30
31						

6月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7	8					13
14						20
21						27
28						

6日:土曜参観  
8日:土曜参観振休日

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
						4
5						11
12				16	17	18
19	(20)	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	(11)	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1				5
6						12
13						19
20	(21)	(22)	(23)			26
27						

10月 (21回)

日	月	火	水	木	金	土
						3
4						10
11	(12)	13				17
18						24
25						

10日:運動会 13日:運動会の振休日  
31日:土曜授業(給食実施日)

11月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	(3)				7
8						14
15						21
22	(23)					28
29						

2日:土曜授業の振休日  
14日:県民の日

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
						5
6						12
13						19
20			22	23	24	25
26						26
27	28	29	30	31		

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						(1) 2
3	4	5	6	7	8	9
10	(11)					16
17						23
24						30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7					(11)	13
14						20
21				(23)		27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21	(22)			24	25	26
27						27
28	29	30	31			

第二学期72回

第三学期48回

小学校 183回  
※運動会、土曜日参観

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなりま

す】 ※ ○ は休日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

合計183回

令和8年度 第八小学校給食実施日(案)

学校休業日

更新日:2026.1.14

4月 (13回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12						18
19						25
26						(29)

5月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						2
3	(4)	(5)	(6)			9
10						16
17						23
24						30
31						

6月 (22回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21						27
28						

7月 (11回)

日	月	火	水	木	金	土
						4
5						11
12				16	17	18
19	(20)	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (0回)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	(11)	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
		1				5
6						12
13						19
20	(21)	(22)	(23)			26
27						

10月 (20回)

日	月	火	水	木	金	土
						3
4						10
11	(12)	13				17
18						24
25						31

11月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
1						7
8	9					14
15						21
22	(23)					28
29						

12月 (15回)

日	月	火	水	木	金	土
						5
6						12
13						19
20				22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月 (14回)

日	月	火	水	木	金	土
						2
3	4	5	6	7	8	9
10	(11)					16
17						23
24						30
31						

2月 (18回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21						27
28						

3月 (16回)

日	月	火	水	木	金	土
						6
7						13
14						20
21	(22)			24	25	26
27	28	29	30	31		

第二学期71回

第三学期48回

小学校 183回  
※運動会、土曜日参観

※ならし給食【4月15・16日の小学校1年生はならし給食(△)のため簡単なメニューとなりま

※ ○ は休日等で休みです。

※ 1学期:4/8~7/17 2学期:8/31~12/24 3学期:1/8~3/26

合計183回

No.	業者名	代表者	所在地	食品衛生監視票		協定書の提出の有無	可否	新規継続
				HACCP	様式			
1	東新畜産株式会社	小林 公人	東京都板橋区向原 3-9-7	98		○	合格	継続
2	株式会社アノデス	石渡 栄三	東京都練馬区大泉町 5-11-8	97		○	合格	継続
3	株式会社日南	橋口 義明	東京都練馬区旭町 1-42-2	95		○	合格	継続
4	㈱ナチュラルポークリンク	諏訪 秋彦	埼玉県新座市野火止 4-13-11	98		○	合格	継続
5	森乳業株式会社	模島 廣太郎	埼玉県行田市富士見町 1-3-2	100		○	合格	継続
6	丸宮食品株式会社	永嶋 良一	埼玉県さいたま市見沼区御町 1-37	98		○	合格	継続
7	株式会社ふくしま	福島 毅春	埼玉県川越市旭町 2-21-26	100		×	合格	継続
8	(公財)埼玉県学校給食会	小澤 健史	埼玉県北本市朝日 2-288	100		×	合格	継続
9	関東食品(㈱)埼玉支店	武田 淳	埼玉県鶴ヶ島市柳戸町 7-11	98		×	合格	継続
10	株式会社海幸水産	深井 勇哉	埼玉県さいたま市桜区田島 1-2-1	94		○	合格	継続
11	株式会社三浦屋	中島 邦浩	埼玉県入間市上藤沢 377-4	100		○	合格	継続
12	協同食品株式会社	城戸 博士	東京都練馬区高松 3-20-13	94		○	合格	継続
13	有限会社翁椎茸	中島 弘	埼玉県新座市畑中 2-16-63	100		○	合格	継続
14	うっぼや池田食品株式会社	池田 武文	東京都板橋区新河岸 1-6-7	91		○	合格	継続
15	丸勝かつおぶし	真辺 健二	東京都練馬区中村北 2-19-11	100		○	合格	継続
16	株式会社足立食品	足立 博隆	東京都練馬区北町 1-5-20	92		○	合格	継続
17	株式会社ティー・ケー大竹	大竹 敏雄	埼玉県新座市大和田 4-10-11	100		○	合格	継続
18	有限会社山重青果	高橋 利治	埼玉県志木市本町 4-10-28	100		×	合格	継続
19	株式会社八百松	櫻井 健雄	埼玉県朝霞市溝沼 7-6-31	100		○	合格	継続
20	青果マルセン	福田 政文	埼玉県戸田市中町 1-15-3	100		○	合格	継続
21	ばやし青果	若葉 正悟	埼玉県新座市北野 3-5-11	100		○	合格	新規
22	長谷川青果	長谷川 利秋	東京都西東京市住吉町 6-12-27	*		○	合格	新規
23	株式会社ゼネラルパートナーズ(アスタネ)	進藤 均	埼玉県さいたま市桜区西堀 8-3-15-1	対象外業種		○	合格	新規
24	株式会社岩崎商店	岩崎 有朋	埼玉県新座市野火止 4-7-6	100		○	合格	継続
地	朝霞市農産物直売組合	渡邊 忠	埼玉県朝霞市根岸台 4-12-7	対象外業種		-	合格	継続
地	石原佳之	石原 佳之	埼玉県朝霞市根岸台 7-48-50	対象外業種		-	合格	継続
地	株式会社セブコンサルティング(天美也農園)	荒井 美也子	埼玉県深谷市瀬山 414	対象外業種		-	合格	継続
地	株式会社Farm Pride(伊藤農園)	伊藤 海	埼玉県所沢市南永井 999	対象外業種		-	合格	継続
地	あさか野農業協同組合	高橋 均	埼玉県朝霞市大字溝沼 466	対象外業種		○	合格	継続

※「地」は地場産野菜・地場産米納入業者

※合格基準：85点以上 ※協定書の提出は任意

○「\*」長谷川青果 保健所より食品衛生監視の結果がまだ出ていないが、提出され、合格基準85点未満であれば却下とする。

令和7年度 朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

令和8年1月21日現在

選出の根拠	氏名	職業又は所属・職名	任用開始
1号委員 (市議会代表)	えんどう みつひろ 遠藤 光博	朝霞市議会議員	新任
	いいくら かずき 飯倉 一樹	朝霞市議会議員	新任
	ししくら はるき 獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	再任
2号委員 (学校長代表)	はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	再任
	みやこし たかこ 宮腰 高子	朝霞第十小学校長	再任
	こいしかわ ともはる 小石川 知治	朝霞第二中学校長	再任
	のぐち くにひこ 野口 邦彦	朝霞第三中学校長	再任
3号委員 (保護者代表)	わたなべ さとし 渡邊 聡	朝霞第一中学校 PTA	再任
	おおた つよし 太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	再任
4号委員 (市関係行政職員)	たなか せいこ 田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	再任
5号委員 (知識経験者)	せき まさゆき 関 昌之	朝霞地区薬剤師会理事	新任
	ばば あゆみ 馬場 歩	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会えぷろん会員	新任

## 教育長報告事項

## 令和8年朝霞市成人の日記念式典について

1 日 時 令和8年1月12日(月) 午後1時30分～2時30分

2 会 場 朝霞市民会館(ゆめばれす)

## 3 該当者及び参加者数

		該当者数	参加者数	参加率
令和4年	男	725人	481人	66.3%
	女	728人	460人	63.2%
	計	1,453人	941人	64.8%
令和5年	男	732人	485人	66.3%
	女	653人	423人	64.8%
	計	1,385人	908人	65.6%
令和6年	計	1,296人	896人	69.1%
令和7年	計	1,441人	1,006人	69.8%
令和8年	計	1,408人	921人	65.4%

※令和6年より、埼玉県等にならない男女別人数の集計を実施していません。

4 主 催 朝霞市・朝霞市教育委員会

## 5 内 容

穏やかな冬晴れの中、昨年同様大勢の参加者をお迎えすることができ、滞りなく盛会のうちに成人の日記念式典を挙行することができました。また、会場の定員数を考慮し、ライブビューイング会場を設置するほか、初めての試みとして、記念撮影等に使用していただくためのフォトブース会場を用意しました。

式典で参加者に配布した記念誌の編集や当日の式典運営等には、市内各中学校から推薦され、本人及び保護者から承諾をいただいた「記念誌編集委員」の10名に携わっていただきました。準備から当日まで当事者としての意見を出し合いながら、熱心に取り組んでいただきました。

式典は東洋大学管弦楽団の生演奏とともに進行され、市議会議長、県議会議員をお招きし、祝辞を賜りました。また、記念誌編集委員が二十歳のメッセージや答辞において、希望を胸にそれぞれの未来へ向けた決意を新たに述べたところ、会場からは大きな拍手がありました。

来年の式典につきましても、二十歳の門出を祝うよき日として記憶に残るものとなるよう、また、滞りない運営となるよう取り組んでまいります。

## 教育長報告事項

## 東京2025デフリンピック表彰・報告会について

- 1 日 時 令和8年1月13日（火） 午後6時30分から午後7時30分
- 2 場 所 朝霞市民会館
- 3 概 要 令和7年11月に東京2025デフリンピックが開催され、市内から4名の選手が出場し、それぞれ優秀な成績を収められたため、市民スポーツ賞の表彰及び各選手から報告を頂戴しました。
- 4 所 感 開会前に約150名の来場者に対して司会より手話のレクチャーを行い、市民スポーツ賞の表彰式では、多くの来場者が手話で拍手をしている様子が見受けられました。その後、選手それぞれが今回のデフリンピックに出場した感想を手話で報告し、手話通訳者が会場に内容をアナウンスするなどして、滞りなく選手の話に来場者に共有しました。選手と市長とのトークショーでは、大会や競技、選手の今後の展望だけでなく、朝霞市のおすすめスポット、朝霞市立総合体育館をはじめとする市内公共施設の話などが話題に上がり、会場内はなごやかな雰囲気になりました。その後、選手に対して、来場者からいくつか質問があがり、手話通訳者や手話を通じてコミュニケーションをとっていました。バドミントンのデモンストレーションでは、選手2名と市長とでラリーを行ったほか、選手によるスマッシュの披露など国際大会で活躍するアスリートの競技の様子を間近で感じることができ、来場者からは感嘆の声が上がっていました。バドミントン部や陸上部に所属する市内中学生から花束とぼぼたんのマスコット人形を選手に渡した後、最後に会場全体での写真撮影を行い表彰・報告会が終了しました。大会後は、選手が所属する会社の社内報や毎日新聞に今回の表彰・報告会の内容の記事が掲載されるなどメディアへの反響もありました。  
今後は、今回の表彰・報告会の課題点を整理し、今後開催される各種国際大会に出場する朝霞市に関連のある選手に対する表彰等について、検討してまいります。

議案第10号

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規則第1号

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会事務局組織規則（平成18年朝霞市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表課の部専門員の項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

朝霞市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

改正後		改正前	
<p>(職制) 第4条 (略) 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす。</p>		<p>(職制) 第4条 (略) 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす。</p>	
組織	職	組織	職務
(略)		(略)	
課	主幹	主幹	上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。
	課長補佐	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を調整する。
	副主幹	専門員	上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。
(略)		(略)	

議案第11号

朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規則第2号

朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則（平成6年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

朝霞市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(職名)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項に規定する所要の職員及び同法第31条第2項に規定する事務職員、技術職員その他の所要の職員の職名は次のとおりとする。</p> <p>理事、部長、部次長、参事、課長、所長、館長、室長、主幹、課長補佐、所次長、館長補佐、室長補佐、副主幹、指導主事、係長、主査、主任、主事、主事補、社会教育主事、司書、学芸員、調理主任、調理副主任、給食調理員、自動車運転手、用務員</p>	<p>(職名)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項に規定する所要の職員及び同法第31条第2項に規定する事務職員、技術職員その他の所要の職員の職名は次のとおりとする。</p> <p>理事、部長、部次長、参事、課長、所長、館長、室長、主幹、課長補佐、所次長、館長補佐、室長補佐、専門員、指導主事、係長、主査、主任、主事、主事補、社会教育主事、司書、学芸員、調理主任、調理副主任、給食調理員、自動車運転手、用務員</p>

議案第12号

朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会規程第1号

朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

朝霞市教育委員会事務決裁規程（平成6年朝霞市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

朝霞市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 理事、部長、部次長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長 朝霞市教育委員会事務局組織規則（平成18年朝霞市教育委員会規則第10号）第4条に規定する職をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 理事、部長、部次長、課長、主幹、課長補佐、専門員、係長 朝霞市教育委員会事務局組織規則（平成18年朝霞市教育委員会規則第10号）第4条に規定する職をいう。</p>

議案第13号

第3期朝霞市教育振興基本計画の決定について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、第3期朝霞市教育振興基本計画を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

# 第3期朝霞市教育振興基本計画(案)

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

## 基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

朝霞市教育委員会

# 目 次

## 第1章 総論

- 1 計画の趣旨・性格・期間・位置付け ..... 2
- 2 第2期計画の検証 ..... 5
- 3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化 ..... 25
- 4 朝霞市の目指す教育の姿 ..... 30

## 第2章 施策の展開

- 施策の体系 ..... 38

### 【学校教育】

- 基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成 ..... 45

- 施策1 豊かな心を育む教育の推進

- 施策2 いじめ・不登校対策の推進

- 施策3 こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実

- 施策4 体力の向上と学校体育活動の推進

- 施策5 健康の保持・増進

- 基本目標2 確かな学力と自立する力の育成 ..... 52

- 施策1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- 施策2 キャリア教育と職業教育の推進

- 施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

- 施策4 教育DXの推進

- 施策5 特別支援教育の推進

- 基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進 ..... 59

- 施策1 共生社会を目指した支援・指導の充実

- 施策2 学校に行きづらい子どもたちへの支援の推進

- 施策3 一人一人の状況に応じた支援

- 基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実 ..... 64

- 施策1 教職員の資質・能力の向上

- 施策2 学校の組織・運営の改善

- 施策3 こどもの安全・安心の確保

- 施策4 小中一貫教育の推進

- 施策5 適切な教育環境の設定

- 施策6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供



【地域文化】

基本目標 11 歴史や伝統の保護・活用 ..... 90

施策 1 文化財の保護・活用・伝承支援

施策 2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

施策 3 小・中学校等と連携した学習活動

基本目標 12 芸術文化の振興 ..... 93

施策 1 芸術文化の活動の充実支援

施策 2 発表と鑑賞の機会の充実支援

【人権・多様性の尊重】

基本目標 13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援 ..... 96

施策 1 学校教育における人権教育の推進

施策 2 社会教育における人権教育の推進

第3章 計画の推進

1 計画の点検、評価の実施 ..... 100

2 指標 ..... 101

資料

“こども”に類する表記について ..... 106

用語の説明 ..... 107

策定の経緯 ..... 122

# 第1章 総論



朝霞市キャラクターぽぼたん

## 1 計画の趣旨・性格・期間・位置付け

### (1) 計画の趣旨

本市では、平成25年度からおおむね10年先を見通した教育の理念を定めた朝霞市教育振興基本計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、教育の振興に取り組んでまいりました。

第1期計画においては、豊かな人間性を育むための道德教育の充実、基礎的な学力を確実に習得させるための指導方法の工夫改善、家庭と連携したこどもの健康づくり、健康教育や食に関する指導\*の充実、生涯を通じた多様な学習活動の推進などを実施してまいりました。

第2期朝霞市教育振興基本計画（以下、「第2期計画」という。）においては、少子高齢化や急速な技術革新、グローバル化\*など、変化の激しい社会の中で、教育では主体的・対話的で深い学び\*の実現や、人生100年時代\*を見据えた生涯学習・スポーツの推進などを実施してまいりました。

第2期計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、学校生活でも様々な制約を余儀なくされ、生涯学習\*においても事業の中止や縮小などの影響を受けてまいりました。

一方で、GIGAスクール構想\*によって整備されたICT\*環境を活用し、こどもたちの学習進度や興味・関心に合わせた学びや、こども同士の相互のやり取りの中で理解を深める学習が行われるようになりました。日々の実践の中でデジタル技術のよさを生かし、コロナ禍前の学校とは大きく異なる多様な教育活動が生み出されています。

その他、少子高齢社会の到来や、急速なグローバル化の進展、超スマート社会\*（Society 5.0）の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換している中で、教育には、こどもたちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、生涯を通して多様な価値観を持つ人々と協働\*しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

このように、社会の変化とともにこれからの時代を生き抜き、社会を担うこどもたちの力を育ていく教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本市の今後の5年間の教育に関する基本的な計画として、「第3期朝霞市教育振興基本計画（以下、「第3期計画」という。）」を策定します。

第3期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第2期計画の成果と課題などとともに「第6次朝霞市総合計画（令和8年度～令和12年度）」や「朝霞市教育大綱」を踏まえ、また国及び県の新たな「教育振興基本計画」も参考にしながら、SDGs\*の達成年限である2030年や、更には日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市教育の目標と施策の体系を示していきます。

### (2) 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興施策に関する基本的な計画として、国の第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）、埼玉県の第4期教育振興基本計画（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）を参酌しつつ、第6次朝霞市総合計画前期基本計画（令和8（2026）年度から令和12（2030）年度）との整合性を図り、本市における教育振興を図るための基本的な計画です。

### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

第1章 総論

(4) 計画の位置付け

第6次朝霞市総合計画  
【朝霞市】(令和8年度～令和12年度)  
(2026) (2030)  
第3章 教育・文化  
1 学校教育 2 生涯学習 3 スポーツ・レクリエーション 4 地域文化  
第6章 政策を推進するための取組  
1 人権・多様性の尊重

参酌

朝霞市教育大綱  
【朝霞市・朝霞市教育委員会】  
(令和8年度見直し予定：令和8年度～令和12年度)  
(2026) (2030)

整合

第4期教育振興基本計画  
【文部科学省】  
令和5年度～令和9年度  
(2023) (2027)

参酌

第3期朝霞市教育振興基本計画  
【朝霞市教育委員会】  
令和8年度～令和12年度  
(2026) (2030)

整合

整合

A(改善) → P(計画)  
↑ 点検・評価 ↓  
C(評価) ← D(実行)

第4期埼玉県教育振興基本計画  
「豊かな学びで  
未来を拓く埼玉教育」  
【埼玉県・埼玉県教育委員会】  
令和6年度～令和10年度  
(2024) (2028)

参酌

【こども施策】  
・朝霞市こども計画

連携・整合

整合

教育に係る個別計画【朝霞市教育委員会】  
・朝霞市学校施設長寿命化計画\* (令和8年度～令和12年度)  
・第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)  
・第3期朝霞市スポーツ推進計画 (令和3年度～令和12年度)  
・第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画\*  
(令和8年度～令和12年度)

## 2 第2期計画の検証

第2期計画では、おおむね5年先を見通した基本理念を「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」として、2つの基本方針、10の基本目標、101（再掲含む）の取組を実施してまいりました。

その中で教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、本計画の施策やその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、教育行政施策評価報告書として作成・公表しています。

ここでは、第2期計画の検証として、令和元年度から令和6年度までの実績等の状況を検証していきます。

計画期間中には、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、各指標における活動が大きく制約されたことから、主に各指標の実績及び今後の取組について検証を行います。

### **基本目標1 朝霞の次代を担う人材の育成** 【主担当課：教育指導課】

基本目標1「朝霞の次代を担う人材の育成」の施策は7つです。

各施策での主な取組状況としては、「豊かな心を育む教育の推進」、「人権を尊重した教育の推進」と「体力の向上と学校体育活動の推進」では、道徳教育、人権教育\*や体力向上などについて、研究開発学校の指定による研究発表会等を活用し、各学校の授業において実践してまいりました。

「いじめ・不登校対策の推進」では、いじめ\*のアンケート調査の実施やいじめ防止月間を設定するなど、一つ一つの事象に対して確実に対応してまいりました。

「生徒指導・教育相談の充実」では、教育相談体制としてスクールカウンセラー\*、さわやか相談員\*やサポート相談員\*を、また、希望する学校には学生サポート\*、スチューデントサポーター\*を配置し、多様化する相談内容に適切に対応してまいりました。

「健康の保持・増進」では、食に関する指導において家庭との連携を推進し、充実に努めています。また、新たに第八小学校に自校給食室を整備いたしました。

「小学校と幼稚園・保育園の連携の推進」では、毎年度、小学校入学前に幼保小連絡会を行い、必要な支援をつなぐことで小1プロブレム\*への対応を実施してまいりました。

## 第1章 総論

### □指標名：「規律ある態度」達成状況【総合計画指標】

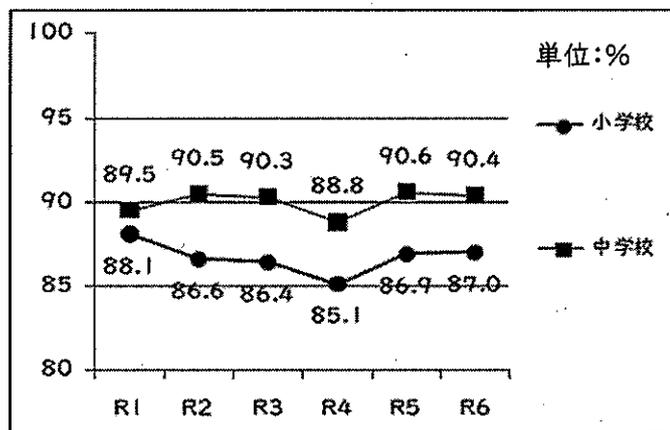
【主担当課：教育指導課】

コロナ禍における教育活動が展開された令和4年度は一旦落ち込みましたが、その後回復しています。「整理整頓」、「あいさつ」、「学習準備」、「話を聞き発表する」の4点について、重点的に取り組む必要があります。

計画策定時（令和元年度）	小学校88.1%、中学校89.5%
目標値（令和7年度）	小・中学校とも全項目の平均達成率が90%を上回る

### 実績（R1～R6）

※県内の全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率



第1章 総論

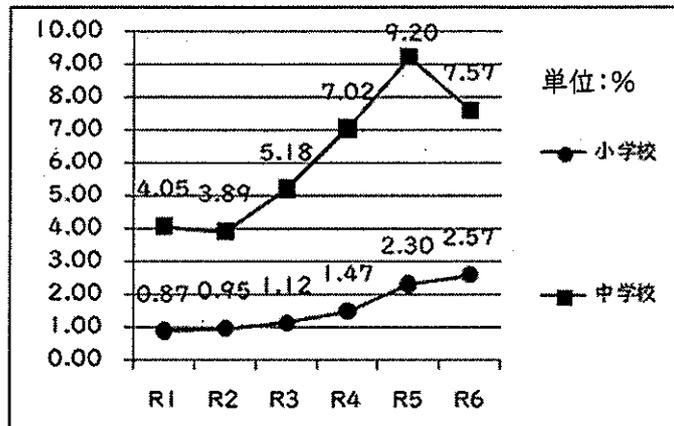
□指標名：不登校児童・生徒の割合 【主担当課：教育指導課】

不登校\*は本市における重要課題の一つであり、その背景には様々な要因が複雑に絡み合っています。また、不登校に対する考え方も変容してきており、こどもたちそれぞれの実態に応じ、学びを止めない取組を実施していく必要があります。小学校では、低学年の不登校児童数が増加傾向にあります。

計画策定時（令和元年度）	小学校0.87%、中学校4.05%
目標値（令和7年度）	小学校0.43%、中学校3.85%

実績（R1～R6）

※年度内に30日以上欠席した児童・生徒の割合（病気や経済的理由を除く）



## 第1章 総論

### □指標名：新体力テスト\*総合評価ABCの割合 【主担当課：教育指導課】

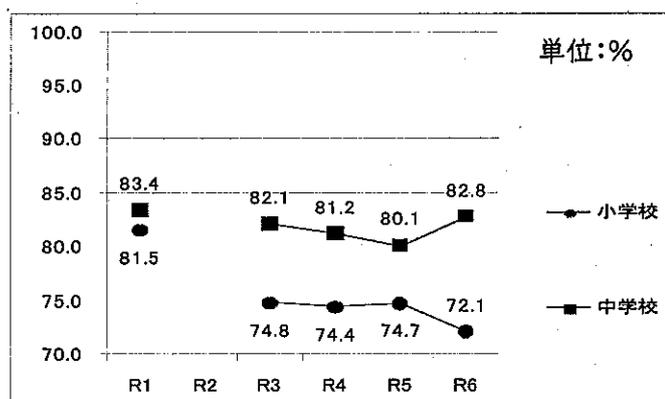
コロナ禍において、密となる環境での運動が制限された影響も考えられます。また、その他にも様々な社会的要因により、身体を動かす習慣が身に付いていない傾向があります。このような課題を解決するため、各校の体育部・体力向上推進委員会を中心に、体育授業の改善やこどもたちの体力向上を図る取組が実施されています。

計画策定時（令和元年度）	小学校81.5%、中学校83.4%
目標値（令和7年度）	小学校85%、中学校85%

#### 実績（R1～R6）

※R2は小・中学校ともに実施なし

※毎年4月～7月の間で実施。総合評価A～Eのうち  
のA～Cに位置する児童生徒の割合



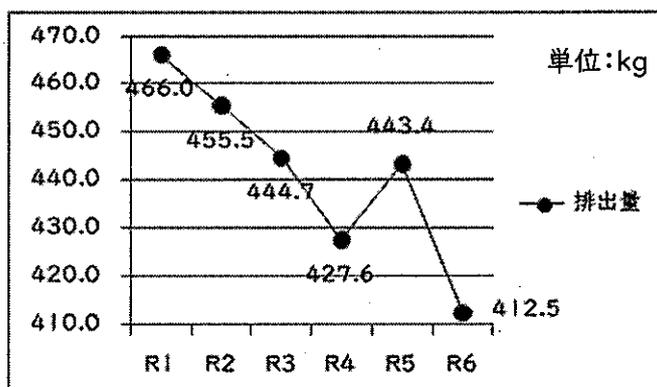
### □指標名：給食残菜の排出量 【主担当課：学校給食課】

計画策定時から残菜量は減少し、令和3年度からは目標値を達成しています。今後も残菜が少なくなるような献立作りに努めます。

計画策定時（令和元年度）	466.0 kg
目標値（令和7年度）	452 kg

#### 実績（R1～R6）

※学校給食センターと自校給食校を合わせた1日平均の排出量



**基本目標2 確かな学力と自立する力の育成** 【主担当課：教育指導課】

基本目標2「確かな学力と自立する力の育成」の施策は6つです。

各施策での主な取組状況としては、「確かな学力の育成」では、小学校低学年補助教員\*やあさか・スクールサポーター\*を配置し、学習形態を少人数指導\*等にするなどの工夫をまいりました。

「進路指導・キャリア教育\*の推進」では、ゲストティーチャーとしての地域人材の積極的な活用のほか、中学生社会体験チャレンジなど、地域での社会体験活動やふれあい活動により、社会や職業などへの関心や意欲を高めてまいりました。

「伝統と文化を尊重し国際性をはぐくむ教育の推進」では、令和2年度から小学校外国語教育が実施され、小学校英語指導助手\*の更なる活用に取り組んでまいりました。

「技術革新に対応する教育の推進」では、校務用パソコンの整備を進め、指導案や教材などのアーカイブ\*化を進めています。また、一人一台のタブレット端末を活用した学習の在り方について研究を行ってまいりました。

「主体的に社会の形成に参画する力の育成」では、小学校3年生で「あさかのかんきょう（副読本）」を活用し、地域の環境教育に取り組んでまいりました。総合的な学習の時間などを活用し、車椅子体験などを行い、他人を思いやる心や社会に貢献する態度などを身に付けるよう努めてまいりました。

「共生社会を目指した支援・指導の充実」では、共生社会\*の形成に向けたインクルーシブ教育\*システムの構築を進めてまいりました。また、障害の重度・重複化及び多様化に対応するため、医療的ケア児への看護師配置や、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員等の配置を計画的に行うとともに、合理的配慮の提供を行うなど、きめ細かい指導を進めてまいりました。

第1章 総論

□指標名：学習状況調査の達成状況【総合計画指標】

【主担当課：教育指導課】

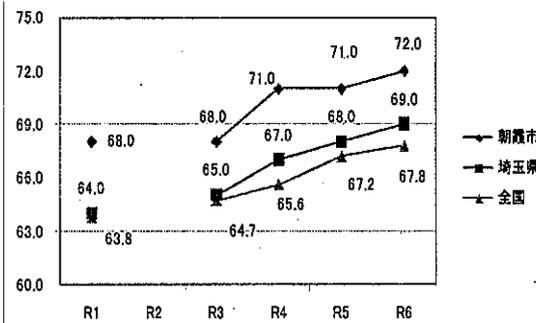
小学校・中学校ともに、全ての教科において、全国・県平均ともに上回りました。特に、令和5年度の中学校英語については、全国平均値を7.4ポイントと大きく上回っています。これは、本市が独自に採用している英語指導助手の、授業における効果的な活用が大きく起因していると考えられます。

計画策定時 (令和元年度)	小学校 国語68%、算数69% 中学校 国語74%、数学63%、英語59% 全て全国平均値を上回っている
目標値(令和7年度)	全国平均値を上回る

実績(R1~R6)

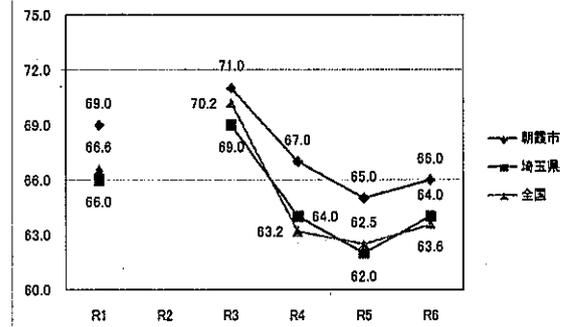
※R2は実施なし

【小学校国語】

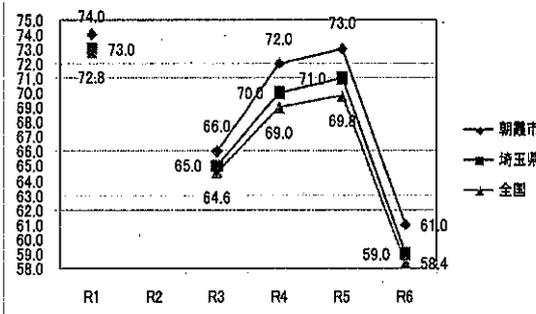


【小学校算数】

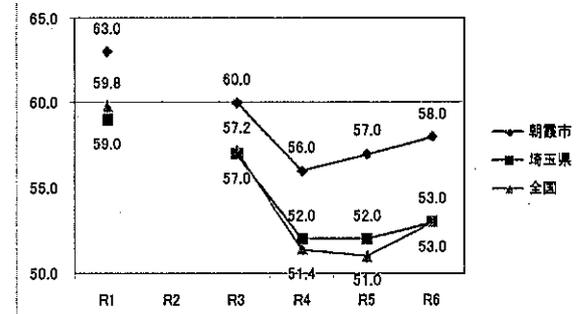
単位:%



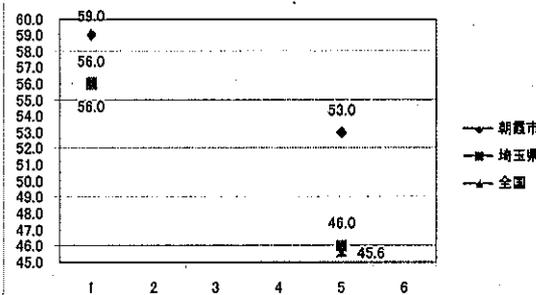
【中学校国語】



【中学校数学】



【中学校英語】



※小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される全国学力・学習状況調査\*における平均正答率

※R3・4・6は未実施

## 第1章 総論

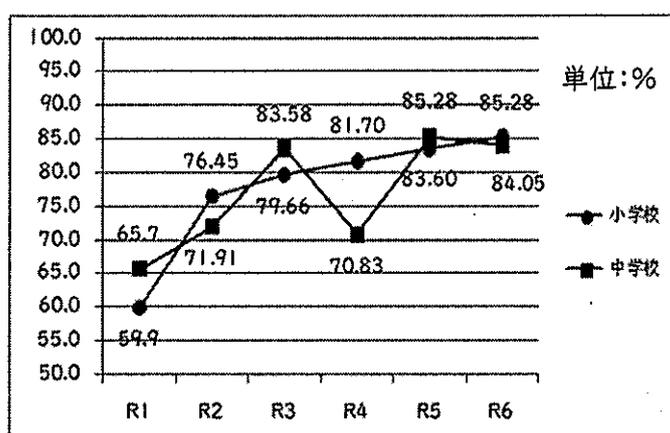
□指標名：授業にICTを活用して指導する能力 【主担当課：教育指導課】

数値が伸び悩んでいるのは、コロナ禍によって国のGIGAスクール構想が前倒しとなり、急速にICT環境整備が進み、授業における教員のICT活用能力を求めたことや長年アナログ方式の教育を経験してきた教員が一定数存在することが原因の一つと考えられます。

現在は、研究発表校における取組を参考に、市内全ての小・中学校において一人一台の端末を効果的に活用した学習が行われています。

計画策定時（令和元年度）	小学校59.9%、中学校65.7%
目標値（令和7年度）	小学校95.0%、中学校95.0%

実績（R1～R6）



※学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」または「ややできる」と回答した教職員の割合

**基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実**

【主担当課：教育指導課】

基本目標3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」の施策は3つです。各施策での主な取組状況としては、「教職員の資質・能力の向上」では、教科等指導員\*を配置するとともにあさか教師塾\*の開催、経験年数等に応じた各種研修会や研究開発校の指定などの取組を実施したことにより資質・能力の向上が図られていると考えています。

「子どもたちの安全・安心の確保」では、緊急地震速報の活用や火災・地震・竜巻などの災害の条件を変えた避難訓練など、学校で創意工夫して「自分の身は自分で守る」という児童生徒の育成に努めてまいりました。

「快適な教育環境の整備充実」では、継続的な施設改修等に加え、全ての小・中学校の屋内運動場にエアコンを設置いたしました。

**□指標名：「教科等指導員」を任命した教科等の数（教科）【総合計画指標】**

【主担当課：教育指導課】

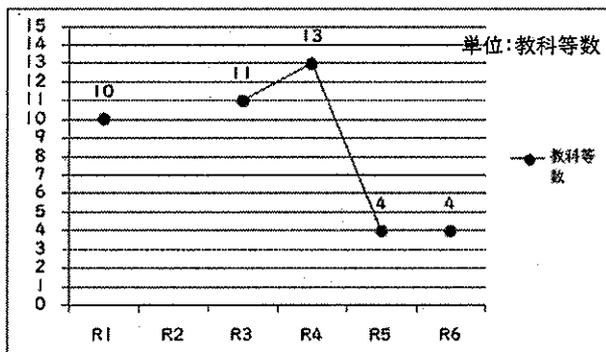
数値が伸び悩んでいるのは、若手教職員の採用増加に伴い、中堅・ベテラン層の教職員の割合が減少し、経験豊富な教職員の指導力を継承する機会が減少している傾向にあります。また、各教科・領域等に優れた指導力をもつ教職員は、その多くが管理職等となり、教科等指導員の基準から除外されてしまうことが原因と考えられます。今後も、管理職による指導をはじめ、本市教育委員会が行う学校訪問によって、教職員一人一人の指導力向上に取り組んでいく必要があります。

計画策定時（令和元年度）	10教科等
目標値（令和7年度）	15教科等

実績（R1～R6）

※R2は実施なし

※指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数



※教科等：国語、社会、算数・数学、理科、生活科、音楽、図工・美術、技術科、家庭科、体育・保健、道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援

## 第1章 総論

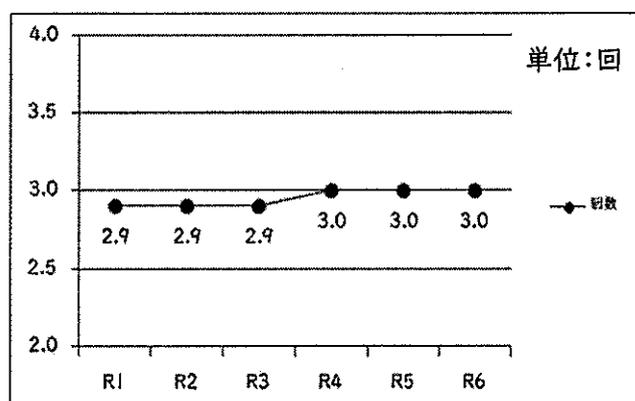
### □指標名：避難訓練の1校あたりの実施回数 【主担当課：教育指導課】

地震や火災のほかにも、警察と連携した不審者対応避難訓練や水害を想定した垂直避難訓練など、いざという時に教職員が判断して動けるよう、また、子どもたちが自ら考え行動できるよう各校が内容を工夫して実施しています。

計画策定時（令和元年度）	2.9回
目標値（令和7年度）	3回

#### 実績（R1～R6）

※市内小・中学校の避難訓練の実施回数



### □指標名：屋内運動場のエアコン設置校数 【主担当課：教育総務課】

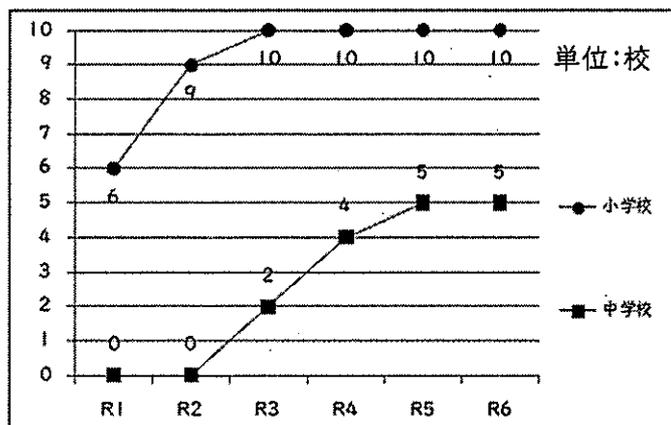
子どもたちの熱中症対策など、教育環境の充実を目的として、平成30年度から各年度3校ずつ整備を実施し、令和5年度までに市内の小中学校15校すべての屋内運動場にエアコンを整備することができました。

今後も、安心・安全な教育環境の整備充実に向けて、施設の適切な維持管理を行うとともに、設備の改修・更新及び学校施設の改修・改築等を計画的に実施する必要があります。

計画策定時（令和元年度）	小学校6校
目標値（令和7年度）	小学校10校、中学校5校

#### 実績（R1～R6）

※屋内運動場にエアコンを設置している市内小・中学校の数



**基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進**

【主担当課：教育管理課】

基本目標4「学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進」の施策は1つです。

主な取組状況としては、「コミュニティ・スクール\*の設置推進」では、市内全小・中学校に設置された学校運営協議会\*などを通じて得られた意見を学校経営・学校運営に反映させながら、体験活動や奉仕活動、防犯活動等を推進することで、地域でこどもを育てようとする意識が醸成されてきています。「学校応援団\*の活動の充実」では、特色ある学校づくりにおいて、児童生徒や地域等、各学校の実態を踏まえた上で、専門的な知識や技能を持つ市民を積極的に支援員として活用し、学校・家庭・地域が一体となった活動ができています。

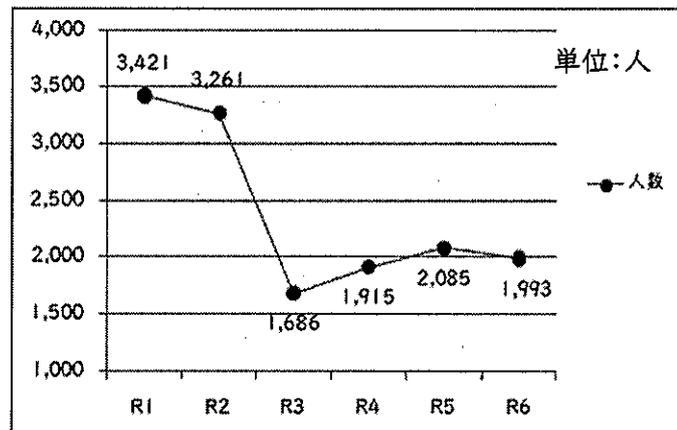
**□指標名：学校応援団の活動人数【総合計画】** 【主担当課：教育指導課】

令和3年度に一旦落ち込んだのは、コロナ禍において学校に人を呼び込むことができなくなったことが大きな原因として挙げられます。今後は、コミュニティスクールとして学校運営協議会が核となり、地域に開かれた学校づくりを進めることによって、学校教育に携わる地域住民等が増加していくものと考えられます。

計画策定時（令和元年度）	3,421人
目標値（令和7年度）	3,850人

実績（R1～R6）

※市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数



## 第1章 総論

### □指標名：学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクール）学校数

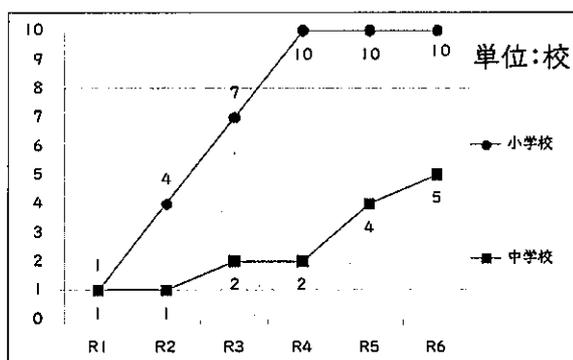
【主担当課：教育管理課】

令和6年度当初に市内全小・中学校に学校運営協議会の設置が終了しました。今後は、地域、保護者、学校が協働した学校づくりを進めていく必要があります。また、各校においては様々な専門分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進める必要があります。

計画策定時（令和元年度）	小学校 1校、中学校1校
目標値（令和7年度）	小学校10校、中学校5校

### 実績（R1～R6）

※学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール）した小中学校数



## 第1章 総論

### 基本目標5 生涯学習活動の推進【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標5「生涯学習活動の推進」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況として「生涯学習推進体制の充実」では、各種計画や事業の進捗状況を適切に把握するとともに、全庁的な生涯学習推進体制の充実を図ってまいりました。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加を促すために、学習講座を企画、実施する団体に補助金を交付し活動を支援してまいりました。

「学習情報の提供と学習機会の充実」では、誰もが生涯学習に関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ハンドブック「コンパス」の発行を行うとともに、広報あさか、本市ホームページの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図ってまいりました。

「団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用」では、団体や市民等の主体的な学習活動が継続的に行えるよう、情報提供や指導者の紹介を行う他、団体同士が情報の共有や相談できる場を設けるなどのサポートに努め、活動を担うリーダーやサポーターとなる人材を育成してまいりました。

### □指標名：事業参加者満足度【総合計画指標】

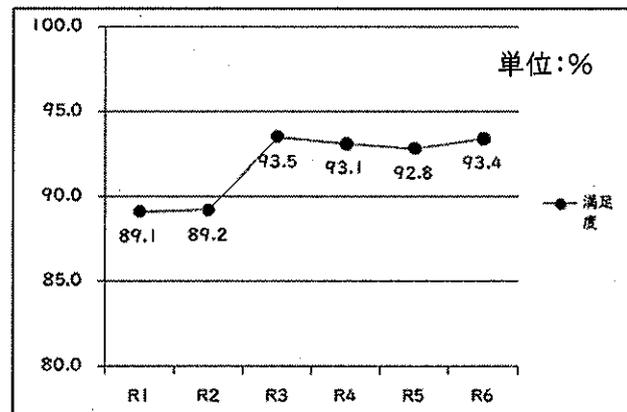
【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

令和3年度以降、目標値を達成し、横ばいが続いています。引き続き、市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図る必要があります。

計画策定時（令和元年度）	89.1%
目標値（令和7年度）	92.0%

実績（R1～R6）

※生涯学習部の各種自主事業アンケートにおける満足度



**基本目標6 学びを支える環境の充実** 【主担当課：中央公民館】

基本目標6「学びを支える環境の充実」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「学習活動の支援・充実」では、スポーツ施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。総合体育館は、令和2年度までに大規模改修が完了し、空調設備やエレベーターの整備など、バリアフリー\*対応を終えています。武道館は、令和6年度までに長寿命化\*改修工事が完了し、空調設備やエレベーター、車いす昇降機、バリアフリースイレ、授乳室等の整備を終えています。公民館では、デジタル化等も含めた多様化する学習ニーズに応じた事業を実施するとともに、生涯学習の拠点として、地区館の空調設備の改修を順次行い、また、中央公民館の長寿命化改修工事に向けて令和5年度から令和6年度にかけて設計業務を行うなど、学びの環境整備に努めてまいりました。図書館では、乳幼児から高齢者まで誰でも気軽に利用できるよう、令和3年度の大規模改修により、バリアフリースイレ、授乳室等を整備したほか、従来の図書資料の充実とともに電子図書館等によるデジタル化や専門的職員の配置等により、質の高いサービス提供に努めました。博物館では、学芸員等の専門的職員が市の歴史や文化を研究し、その成果について、デジタルアーカイブ\*化を見据えつつ、展示、講座、講演会で公開するよう努めてまいりました。また、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、文化財の適切な保存にも努めてまいりました。

「利用しやすい施設の提供」では、社会体育施設の他、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出し、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めてまいりました。公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。

□指標名：事業参加者数【総合計画指標】 【主担当課：中央公民館】

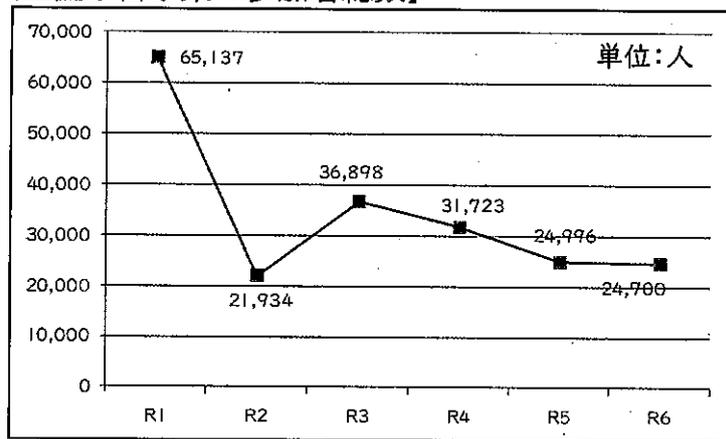
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年度は生涯学習事業の参加者数は大幅に減少しました。その後、回復はしているものの、コロナ禍前の水準には至っていません。

情報ツールや学習方法が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業を実施する必要があります。

計画策定時（令和元年度）	65,137人
目標値（令和7年度）	70,000人

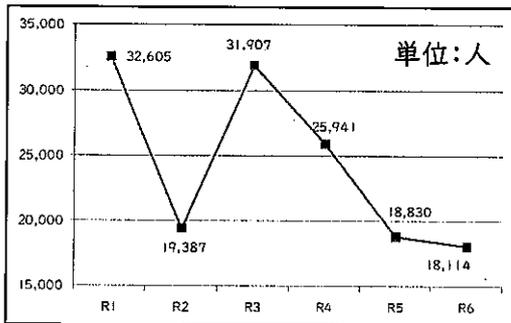
実績（R1～R6）

【生涯学習事業の参加者総数】

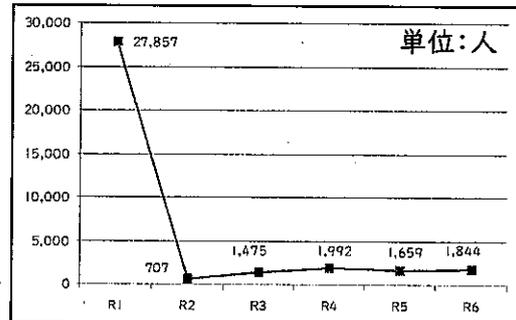


※各施設が行う生涯学習事業の参加者総数

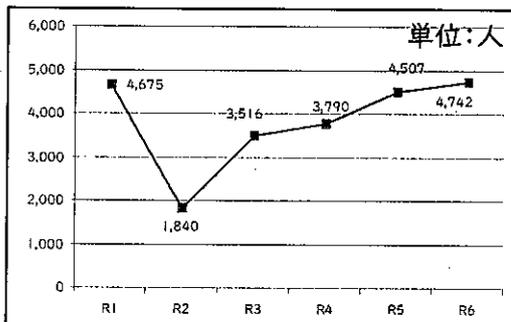
【博物館】



【公民館】



【図書館】



**基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進**

【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標7「スポーツ・レクリエーション活動の推進」の施策は4つです。

各施策での主な取組状況として「推進体制の充実」では、市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、スポーツ関係団体、学校、大学、民間などの他、庁内の関連部署と連携し、小学生スポーツ教室、市民スポーツ教室、チームライフフル体験教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいりました。

「活動情報の提供の充実」では、広報あさか「スポーツ・レクリエーション」の情報掲載、朝霞市ホームページ、課公式X等、様々な情報ツールを活用して情報提供の充実を図ってまいりました。

「スポーツ事業の充実」では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業を中止せざるを得ない状況もありましたが、感染症の5類移行に伴い、事業を短縮して市民スポーツ大会を開催するなど、開催方法等を工夫しながら事業継続しましたが、参加者数は、以前の水準には回復していません。

「団体、指導者の育成・支援と交流の促進」では、スポーツ指導者の資質向上を図るために県などで開催される研修会等の案内を行い、各団体が自主的につながりのある活動が行えるよう支援してまいりました。

**口指標名：週1回以上スポーツを行っている人の割合【総合計画】**

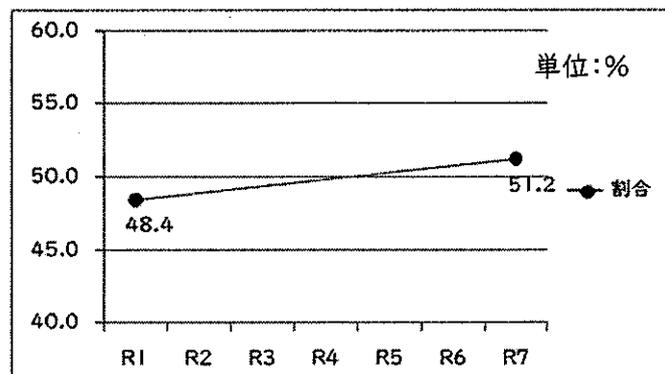
【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

目標値は、未達となりましたが、2.8ポイント上がっており、コロナ禍での健康意識の高まりと、自粛生活やリモートワークの普及により、運動不足の解消やメンタルヘルス維持などを目的として、感染リスクを避けるため、3蜜を避けてできるウォーキングなど、健康意識の高い層を中心に運動習慣が定着していったと考えられます。引き続き、スポーツ・レクリエーションの活動情報の提供に努め、きっかけ作りを図ってまいります。

計画策定時（令和元年度）	48.4%
目標値（令和7年度）	57.0%

**実績（R1～R6）**

※20歳以上の方を対象に実施したアンケート結果で、週1回以上スポーツを行っている人の割合



第1章 総論

□指標名：市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数

【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

数値が一旦落ち込んだのは、新型コロナウイルスの感染拡大を受け事業が開催されなかったことが原因として挙げられます。その後、市民スポーツ大会を再開し、参加者数は回復傾向です。

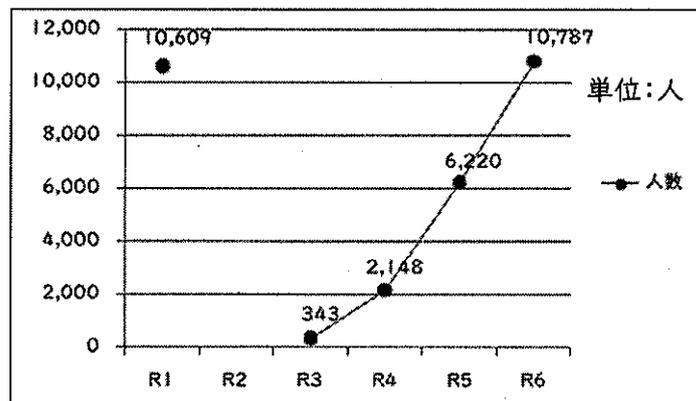
目標達成に向けアンケート調査や朝霞市文化・スポーツ振興公社、朝霞市スポーツ協会と調整を図りながら、参加しやすい大会や魅力ある教室を継続して行っています。

計画策定時（令和元年度）	10,609人
目標値（令和7年度）	14,400人

実績（R1～R6）

※R2は実施なし

※1年間で、市民体育祭やスポーツ教室などに参加した人数



**基本目標8 利用しやすい施設の提供** 【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標8「利用しやすい施設の提供」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「利用しやすい施設の整備」では、スポーツ施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努めてまいりました。総合体育館は、令和2年度までに大規模改修が完了し、空調設備やエレベーターの整備など、バリアフリー対応を終えています。武道館は、令和6年度までに長寿命化改修工事が完了し、空調設備やエレベーター、車いす昇降機、バリアフリースイレ、授乳室等の整備を終えています。

「利用しやすい施設の運営」では、社会体育施設の他、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出し、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めてまいりました。

**□指標名：体育施設（14施設）の利用率【総合計画指標】**

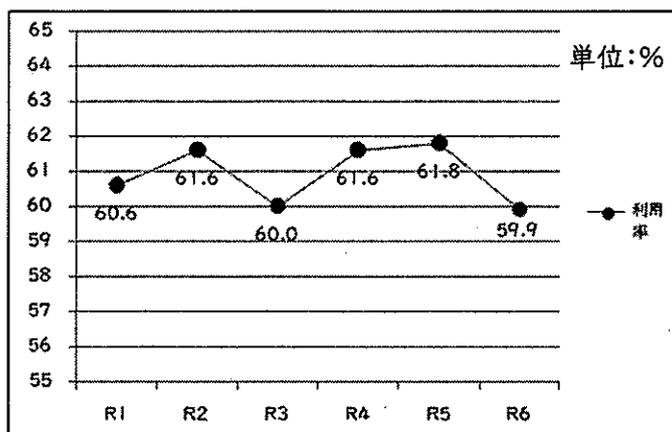
【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

令和3年度に一旦落ち込んだのは、総合体育館をコロナ感染症ワクチン接種会場として使用していたため、一般の利用者が使用できない状況であったことが大きな原因として挙げられます。

今後は、スポーツ施設の修繕等を計画的に進めるとともに、誰でも安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮した施設づくりが必要です。

計画策定時（令和元年度）	60.6%
目標値（令和7年度）	62.0%

実績（R1～R6）



※体育施設（14施設）の利用率

**基本目標9 歴史や伝統の保護・活用** 【主担当課：文化財課】

基本目標9「歴史や伝統の保護・活用」の施策は3つです。

各施策での主な取組状況として「文化財の保護・活用・伝承支援」では、市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護や啓発に努めてまいりました。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅\*」や県指定重要文化財「柵塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成しました。さらに、郷土芸能に関する広報活動を推進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めてまいりました。

「地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開」では、専門職である学芸員有資格者等による地域の専門的な調査研究を行い、その成果をデジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅広く学習できる体制を整えるよう努めてまいりました。また、調査の過程で生じる様々な関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めてまいりました。また、学芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指してまいりました。

「小・中学校等と連携した学習活動」では、各学校が博物館や埋蔵文化財センターを利用しやすいよう、市内小中学校の教諭が委員となっている博物館利用検討委員会の場を活用し、学校と博物館側の情報交換に努めてまいりました。また、地域の歴史を身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めてまいりました。この他、学校からの様々な問い合わせに対応できるよう体制の整備にも努めてまいりました。

□指標名：博物館展示回数【総合計画指標】 【主担当課：文化財課】

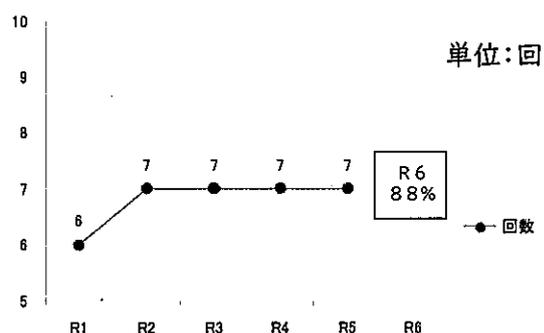
事業の実施状況は、コロナ禍以前の状況に戻すべく、可能な限り定員や回数を増やして事業を展開できたことは重要であると考えます。今後も地域的特色について学術的な調査研究を進め、後世に文化・歴史を伝え、守っていくよう努めていきます。

博物館においては、資料のデジタルアーカイブ化を促進することで、ユニバーサルな視点で市民ニーズに対応するだけでなく、学校教育に対する支援の充実にもつながるため、引き続き学校との連携に努めます。

計画策定時（令和元年度）	6回
目標値（令和7年度）	6回 ※R6年度以降変更 70%

実績（R1～R6）

- ※（R1～R5）  
博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展の開催回数
- （R6～）  
博物館・旧高橋家住宅で行う展示・事業に対する満足度



**基本目標10 芸術文化の振興** 【主担当課：生涯学習・スポーツ課】

基本目標10「芸術文化の振興」の施策は2つです。

各施策での主な取組状況として「芸術文化の活動の充実支援」では、コロナ感染症前に戻り、芸術文化展、市民芸能まつり、文化祭を開催してまいりました。引き続き、各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催し、市民の交流の機会を図ります。

「発表と鑑賞の機会の充実支援」では、文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の充実を図り、発表内容の多様化に努めてまいりました。今後も市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。また、発表の場でこどもたちの参加が安定している一方、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいます。

□指標名：文化祭入場者数【総合計画指標】

【主担当：生涯学習・スポーツ課】

数値が一旦落ち込んだのは新型コロナウイルスの感染拡大を受け事業が開催されなかったことが原因として挙げられます。その後、事業を少しずつ再開しましたが、参加者数の回復は緩やかです。

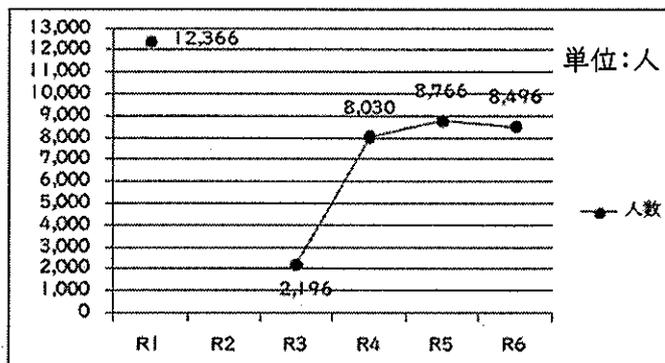
今後も、こどもから地域の学生、高齢の方、また障害のある方等多くの市民が参加できる事業の開催に努めます。

計画策定時（令和元年度）	12,366人
目標値（令和7年度）	14,500人

実績（R1～R6）

※R2は実施なし

※朝霞市文化祭の入場者数



3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

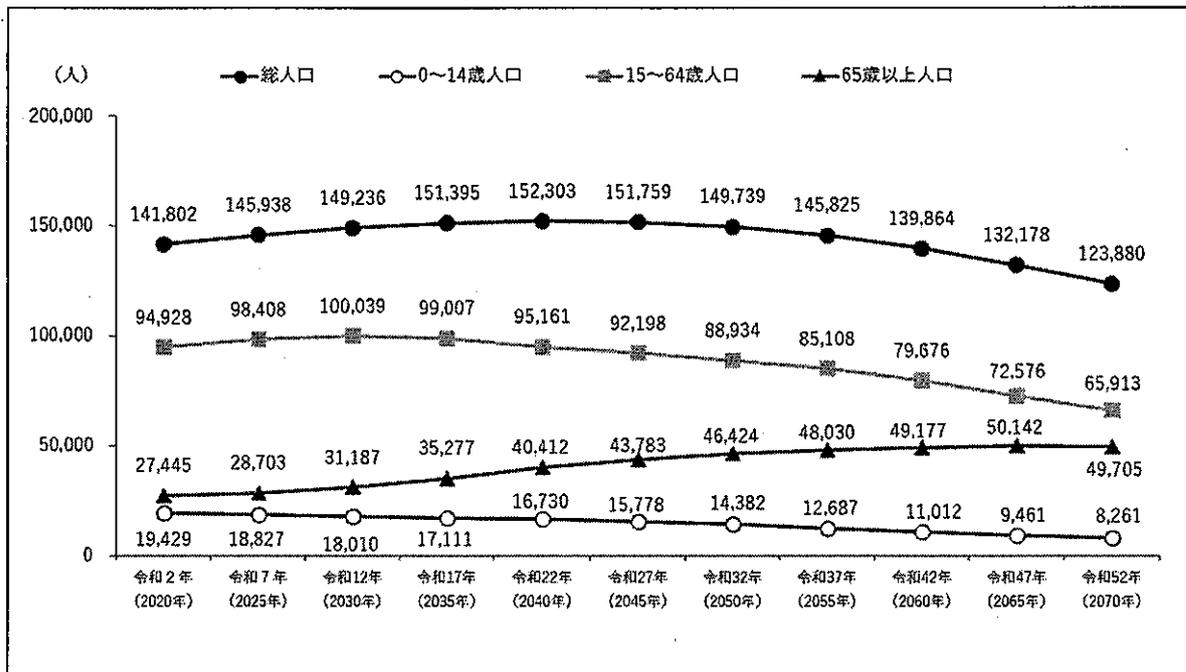
(1) 人口の減少と高齢化の進行

本市の総人口は、令和17年(2035年)には約15万1,400人となりますが、令和22年(2040年)をピークに減少に転じ、令和52年(2070年)には約12万3,900人となるものと見込まれています。

本市の年齢3区分別人口割合を見ると、平成28年(2016年)には年少人口(15歳未満)が14.1%、生産年齢人口(15~64歳)が67.2%、老年人口(65歳以上)が18.7%であったものが、令和7年(2025年)には年少人口が12.9%、生産年齢人口(15~64歳)が67.4%、老年人口(65歳以上)が19.7%となっています。

3区分別の人口割合に大きな変化は見られませんが、年少人口割合が1.2%低下した一方で、老年人口割合は1.0%増加しており、少子高齢化が緩やかではありますが進行しています。

【本市の将来人口の推計】  
(総人口と年齢3区分別人口の推移)



※第6次朝霞市総合計画より

## (2) 感染症後の教育環境の変化と大規模災害の増加

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、社会に新しい生活様式をもたらしました。なかでも、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX）が大きく進展しました。

本市においても、DXの推進とGIGAスクール構想による一人一台端末の整備により、授業形態が大きく変わりました。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、有効に活用することによって「令和の日本型学校教育」を構築し、全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを推進しています。また、不登校や病気療養、障害、あるいは日本語指導など、特別な支援を必要とするこどもたちに対するきめ細やかな支援、さらには一人一人の良さを伸ばすための学びの機会を提供するために、ICTのもつ特性を最大限活用した指導を行っています。

このようにDXは、教育の分野にも大きな変革をもたらし、ICTは学校教育の基盤的なツールとしてこどもの学びを豊かにし、教職員の働き方を効率的なものに変えるなど、様々な課題を解決する大きな可能性を秘めています。

これら技術革新の進展により、今後、ChatGPTなどの生成AI\*やロボット等が労働を代替する可能性が指摘されており、雇用形態や労働市場の変化が予想されています。

加えて、グローバル化の進展により、国際競争の激化が予想されます。さらに、国際紛争の発生による世界情勢の不安定化など、複雑で変化が激しく、先の見通しが難しい時代となっており、自ら考え判断し、社会の変化に適切に対応していく力が求められています。

また、近年、台風や豪雨による風水害や震災など、甚大な被害をもたらす大規模自然災害が多数発生しています。

こどもたちが安全・安心に過ごせる場所として、環境の視点を重視しながら対策を図るとともに、地域の避難所として、防災機能の強化にも取り組む必要があります。

### (3) こどもをめぐる教育的ニーズの多様化

本市小・中学校の特別支援学級に在籍するこどもは増加傾向にあり、令和7年度（2025年度）は平成30年度（2018年度）の約2.2倍の220人超となり、小・中学校の通常の学級においても、通級による指導\*を受けているこどもが増加しています。

さらに、不登校児童生徒が全国的にも増加している中、本市においても増加の傾向にあり、令和6年度（2024年度）の本市の不登校児童生徒は453人となっており、令和5年度（2023年度）の441人からやや増加しています。

加えて、本市における日本語指導が必要なこども（外国籍・日本国籍含む。）は約30人で、10年前の約4.3倍に相当します。こうした中、平成31年（2019年）に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年（2023年）に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどから、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。

その他、ヤングケアラー\*や、LGBTQ\*のこどもへの支援など、教育をめぐるニーズは多様化しており、誰もが分け隔てなく同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育への対応が求められています。

また、令和5年（2023年）4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されたことにより、こどもが持つ権利を尊重し、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

### (4) 教職員を取り巻く状況の変化

我が国の教員の勤務時間はOECD\*による調査では、調査参加国の中で最長であり、教職員のこどもたちへの献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されています。

また、いわゆる超過勤務に相当する時間外在校等時間が、本市の「学校における働き方改革基本方針」の目標である月45時間以内の教職員割合は、令和7年3月では、86.1%、年360時間以内の教職員割合は56.9%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。

加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や、教員採用選考試験の受験者数の減少、特別支援学級の増加等による教職員ニーズの高まり等により、教員不足といった課題も生じていることから、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

### (5) 社会インフラの老朽化

国民の安全・安心や社会経済活動の基盤となるインフラは、その多くが高  
度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設  
の老朽化による不具合が懸念されています。

本市においても、学校教育系施設、社会教育系施設及びスポーツ施設の多く  
は昭和40年代から昭和50年代に建設されており、小中学校全15校のうち  
築40年以上の施設が5割を占めるなど、老朽化対策は重要な課題となってい  
ます。

そのため、学校施設の長寿命化を図って施設整備のコストを総合的に抑制し  
つつ、安全・安心で持続的な教育環境を確保していくことを目的とした「朝霞  
市学校施設長寿命化計画」(令和7年度策定予定)に基づき、計画的に改修や  
改築を進める必要があります。

なお、改築等にあたっては、長期的な人口推移や社会状況の変化などを的確  
に捉え、求められる機能、既存の利用方法だけにとどまらない施設の複合化や  
共有化など様々な観点で検討を進める必要があります。

### (6) 地域と家庭の状況の変化

地域人口の減少や高齢化率の上昇でコミュニティの維持が困難となり、人と  
人との結びつきが希薄化し、地域での人間関係・信頼関係の構築が難しくなる  
という指摘があります。

地域社会において、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能  
な社会づくりを進めるためには、地域の活動・行事への参加や、地域の課題解  
決に向けた提案など、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わって  
いくことがこれまで以上に重要です。

また、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭  
を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で  
家庭教育を支えることが重要です。

### (7) 持続可能な社会の実現

世界共通の目標に掲げられる「SDGs」では、豊かさの追求と地球環境の保護を両立しながら誰一人取り残されず、人間らしく暮らしていくための社会的基盤を達成することが目標とされています。また、脱炭素社会への取組も世界的な潮流となっており、本市においても「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

教育においても、多様な背景や特性、意欲を持つすべての人が、自分らしく学ぶことができる環境を実現するとともに、学びを社会の持続的な発展に還元していくことが求められています。

また、長寿化が進展する人生100年時代を見据え、すべての人のウェルビーイング実現のためにも、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性も一層高まっています。

## 4 朝霞市の目指す教育の姿

### 基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

### 基本方針

学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、  
よりよい社会を創造するこどもたちをはぐくみます

一人一人が心豊かに、ともに学び、  
支え合うまちを目指します

基本目標

学校教育

- ( 1 ) 持続可能な社会の創り手の育成
- ( 2 ) 確かな学力と自立する力の育成
- ( 3 ) 多様なニーズに対応した教育の推進
- ( 4 ) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- ( 5 ) 学校施設の適切な維持・管理
- ( 6 ) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

生涯学習

- ( 7 ) 生涯にわたる学びの推進
- ( 8 ) 学びを支える環境の充実

スポーツ・レクリエーション

- ( 9 ) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ( 10 ) 利用しやすい施設の提供

地域文化

- ( 11 ) 歴史や伝統の保護・活用
- ( 12 ) 芸術文化の振興

人権・多様性の尊重

- ( 13 ) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

1 基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

本市では、「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を第2期計画の基本理念として教育の振興に取り組んでまいりました。

第2期計画では、変化の激しい社会で自立し、より良く生きるために必要な、知識や技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性などを身につけることに取り組み、「生きる力」を育ててまいりました。

第3期計画を作成するにあたり、教育を取り巻く社会の動向を見ますと、情報化やグローバル化といった社会的状況の変化が、これまで以上に加速的に進むことが予想されます。

今後は、これらの動向を踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも子どもたちが社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と関わりながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育てていくことが重要であると考えています。

また、人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたっての学習とともに、学習成果を仕事や地域、社会問題の発見・解決につなげていくことが大切であり、地域の特色を生かしたコミュニティづくりへ発展させていくことが重要であると考えています。

第3期計画では、第2期計画で育ててきた「生きる力」を土台としつつ、未来に向かって生き抜く力を育てていくために、第3期計画における本市の教育についての基本理念を

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」とします。

●持続可能な開発目標（SDGs）

「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」という理念は、持続可能な開発目標（SDGs）と深く結びついており、「質の高い教育（Goal 4）」や「人間らしい暮らしを送る権利（Goal 10）」、「平和と公正を促進する（Goal 16）」などと密接に関連しています。心豊かな教育によって育まれる思いやりや責任感は、環境保護や資源循環型社会への意識向上につながり、自分たちだけでなく未来の世代も幸せになれる社会づくりへの意欲が育まれます。

また、人間性・多様性・協働の心を育むことでSDGs達成への土台となります。

今後もこの理念を軸として、地域や学校全体で幸福感やつながり、自他共栄の精神を醸成していくことによって、多層的な持続可能な社会づくりへと確実につながっていきます。

## 2 基本方針

基本理念を踏まえ、施策を実施していくに当たっては、次の二つの方針を掲げて取り組めます。

### ■ 学校・家庭・地域・行政が連携・協働し、よりよい社会を創造する こどもたちをはぐくみます

こどもたちを中心として、家庭や地域、行政といった複数の主体が連携し、協力することで、単なる教育にとどまらず、社会全体の向上を目指すことが必要であると考えています。

こどもたちが自己実現を果たし、責任感や創造力をもって社会に貢献できるように環境を整えることを目指します。

### ■ 一人一人が心豊かに、ともに学び、支え合うまちを目指します

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学び、地域社会を支え合うまちの実現には、様々なライフステージやニーズに応じた生涯学習プログラムを通じて、地域のネットワーク\*の構築が必要と考えています。

芸術文化・スポーツを通じて、すべての住民が尊重され、互いに支え合いながら心豊かな日々を送ることができる地域社会を目指します。

3 基本目標

基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間に取り組む教育行政の1.3の基本目標を示します。

【1 学校教育】

(1) 持続可能な社会の創り手の育成

各教科等の学びを基盤とし、様々な情報を活用・統合しながら、課題を発見・解決したり、社会的な価値の創造に結び付けたりしていく資質・能力を育成します。さらに、道徳教育の充実や体験学習・読書活動の推進などにより、こどもたちに豊かな心を育むとともに、いじめや不登校などの課題に取り組みます。また、様々な背景によって学校に行きづらいこどもたちの居場所づくりに努め、健康の保持増進や体力の向上などにより、こどもたちの健やかな体を育成します。

(2) 確かな学力と自立する力の育成

こどもたち一人一人の学びを支える個別最適な学びの充実を図るとともに、探究的な学びをとおして思考力・判断力・表現力を育成します。併せて、家庭や地域と連携し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育む取組を推進します。さらに、情報モラル\*を含む情報活用能力\*を身に付け、情報を正しく選択し、活用できる力を育みます。

(3) 多様なニーズに対応した教育の推進

一人一人の能力や特性、状況に応じた多様な学びの機会を整備するとともに、誰もが自分らしく成長できる教育環境を実現します。また、インクルーシブ教育の視点に立った特別支援教育の充実や、外国籍児童生徒への支援などをとおして、包摂的な教育を推進します。

(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

教職員の資質・能力の向上や安心・安全な施設整備及び効果的な教育活動のための学習環境整備を推進することで、質の高い教育を支える教育環境の整備充実を図ります。

(5) 学校施設の適切な維持・管理

学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修や改築を実施するとともに、学校設備の適切な維持管理を行います。

また、過大規模校やプール指導のあり方など、教育課題に対する施設面での解決策を検討します。

## 第1章 総論

### (6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

社会が大きく変化する時代において、子どもたちが豊かで幸せな人生を送るためには、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進していく必要があります。学校、家庭、地域の住民や各団体、企業等が一体となって、健やかな子どもたちの育成に取り組めます。

## 【2 生涯学習】

### (7) 生涯にわたる学びの推進

人生100年時代をより豊かに過ごすためには、生涯学習活動への積極的な参加と地域におけるネットワークづくりが大切です。市民の学習ニーズに応えた情報提供やICT等を活用した「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学べる環境整備を図り、主体的な学習活動を尊重、支援し、家庭・学校・地域や団体との連携による取組を進め、生涯にわたる学びを推進します。

また、子どもがさまざまな学びに取り組める居場所づくりの充実を図ります。

### (8) 学びを支える環境の充実

公民館、図書館、博物館は生涯学習の拠点として、デジタル化への対応を含め、社会的課題に対応した事業を実施します。

また、計画的な施設の改修等を進めるとともに誰でも快適に利用できる施設の提供を行います。

## 【3 スポーツ・レクリエーション】

### (9) スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるためには、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会が必要となります。このため、スポーツ関係事業の積極的な広報やスポーツ指導者の育成などを推進します。

### (10) 利用しやすい施設の提供

市内のスポーツ施設の老朽化が進む中、安全・安心な施設整備のために計画的な改修を進め、市民が利用しやすいスポーツ施設の提供を図ります。

## 第1章 総論

### 【4 地域文化】

#### (1 1) 歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財の保護・活用を図ることは、その地域が持つ歴史的特徴を市民が知る、学ぶことにつながり、地域への愛着も深まります。博物館があるという強みを生かし、歴史資料の展示や学校と連携した歴史学習を進め、文化・伝統を未来に伝えていきます。

#### (1 2) 芸術文化の振興

芸術文化は、人々の心に安らぎや感動をもたらし、人生を豊かにするとともに新たな創造や交流を生み出す力を持っています。市民が多様な芸術文化に親しむことができるよう、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることで、芸術文化の振興を推進します。

### 【5 人権・多様性の尊重】

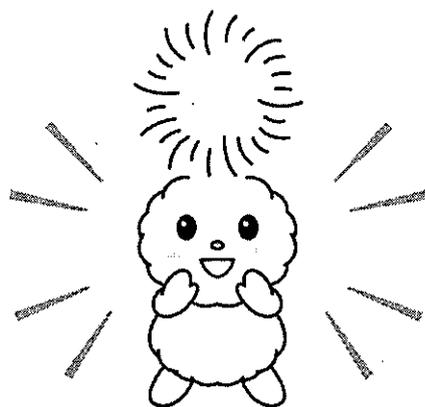
#### (1 3) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

子どもたちが教育活動全体を通して、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚\*を育成できる教育活動を行います。関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるため、学習機会の提供、人権感覚を高められる啓発事業の充実に努め、人権尊重意識の高揚を図ります。

## 第2章 施策の展開

- 施策の体系
- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5
- 基本目標 6
- 基本目標 7
- 基本目標 8
- 基本目標 9
- 基本目標10
- 基本目標11
- 基本目標12
- 基本目標13



朝霞市キャラクターぽぼたん

## 第2章 施策の展開

### 施策の体系

#### 学校教育

#### 基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

施策(5)	主な取組(2-2)
(1) 豊かな心を育む教育の推進	(ア) 道德教育の充実 (イ) 社会の一員として活躍できる力の育成 (ウ) 体験活動などの推進 (エ) 読書活動の推進【再掲：2-1-(オ)】
(2) いじめ・不登校対策の推進	(ア) いじめ防止対策の推進 (イ) 教育相談体制の充実【一部再掲：3-2-(ウ)】 (ウ) 不登校児童生徒への支援 (エ) 家庭・地域・関係機関との連携 (オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-3-(オ)】
(3) こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実	(ア) こどもたちの意見を反映した教育活動 (イ) 学校教育における人権教育の推進 (ウ) 関係各課と連携した人権活動の推進 (エ) 児童虐待防止教育の推進 (オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-2-(オ)】 (カ) 教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組
(4) 体力の向上と学校体育活動の推進	(ア) こどもの体力の向上 (イ) 学校体育の充実 (ウ) 持続可能な部活動の運営
(5) 健康の保持・増進	(ア) 健康教育の充実 (イ) 学校保健活動の充実 (ウ) 食に関する指導、食育の推進 (エ) 児童生徒の健康の保持増進

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

施策(5)		主な取組(18)
(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	├── ├── ├── └──	(ア) 全ての子どもたちを確実に伸ばす教育の実践 (イ) 指導方法の工夫改善 (ウ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (エ) 小・中学校9年間の一貫した教育の推進 (オ) 読書活動の推進【再掲：1-1-(エ)】
(2) キャリア教育と職業教育*の推進	└── └──	(ア) 進路指導の充実 (イ) キャリア教育の推進
(3) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	├── ├── └──	(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進 (イ) 英語をはじめとした外国語教育の推進 (ウ) 日本人帰国児童生徒*・日本語を母国語としない子どもたちへの支援 【再掲：3-1-(カ)、3-3-(イ)】
(4) 教育DXの推進	├── ├── ├── └──	(ア) ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成 (イ) 情報活用能力の育成 (ウ) 校務支援システムによる教育現場の業務改革 (エ) デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実
(5) 特別支援教育の推進	├── ├── ├── └──	(ア) 的確な実態把握 (イ) 教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施 (ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮 【再掲：3-1-(ウ)】 (エ) 家庭や地域への理解の推進

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

基本目標3  
(1) 共生社会を目指した支援・指導の充実

- 基本目標3  
(1) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実
- (ア) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実
  - (イ) 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進
  - (ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲：2-5-(ウ)】
  - (エ) 持続可能な開発のための教育(ESD)\*
  - (オ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-3-(ウ)】
  - (カ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援【再掲：2-3-(ウ)、3-3-(イ)】

(2) 学校に行きづらいこどもたちへの支援の推進

- (ア) 学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所づくり
- (イ) 一貫した支援体制【一部再掲：3-3-(エ)】
- (ウ) 教育相談体制の充実【一部再掲：1-2-(イ)】

(3) 一人一人の状況に応じた支援

- (ア) 就学に対する援助の充実
- (イ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援【再掲：2-3-(ウ)、3-1-(カ)】
- (ウ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-1-(オ)】
- (エ) 一貫した支援体制【一部再掲：3-2-(イ)】

## 第2章 施策の展開

### 基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策 (6)		主な取組 (15)
(1) 教職員の資質・能力の向上	┌ ├── └──	(ア) 教職員研修と調査研究の充実 (イ) 指導技術の共有の推進 (ウ) こどもの権利を大切にする教育
(2) 学校の組織・運営の改善	┌ ├── └──	(ア) 学校における働き方改革の推進 (イ) 教職員の健康の保持増進
(3) こどもの安全・安心の確保	┌ ├── └──	(ア) 安全教育の推進 (イ) 地域ぐるみの学校安全体制*の構築 【再掲：6-3-(イ)】
(4) 小中一貫教育の推進	┌ ├── └──	(ア) 指導の系統性を意識した学習指導 (イ) 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催 (ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進
(5) 適切な教育環境の設定	┌ ├── └──	(ア) 教材、図書等の整備推進 (イ) 快適なネットワークの整備
(6) 安全・安心で持続可能な学校給食の提供	┌ ├── └──	(ア) 学校給食費の適正な運用 (イ) 学校給食センターの適切な運営 (ウ) 給食施設・設備の維持管理

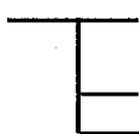
### 基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

施策 (4)		主な取組 (6)
(1) 学校施設・設備の適切な維持管理	┌ ├── └──	(ア) 学校施設・設備の適切な維持管理 (イ) 省エネルギー対策の推進
(2) 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施	┌ ├── └──	(ア) 学校施設の改修を計画的に実施 (イ) バリアフリーへの対応
(3) 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施	┌ ├── └──	(ア) 学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施
(4) 教育課題に対する施設面での解決策の検討	┌ ├── └──	(ア) 教育課題に対する施設面での解決策の検討

## 第2章 施策の展開

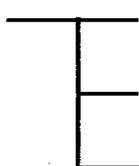
### 基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

施策(4)  
 (1) 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進



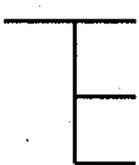
主な取組(1)  
 (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進  
 (イ) 地域とともにある学校づくりの推進  
 (ウ) 学校評価の効果的な活用

(2) 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備



(ア) 学校と地域との連携・協働による地域クラブ活動への転換  
 (イ) 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討  
 (ウ) 活動時間や休養日の適正化

(3) 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画



(ア) 学校応援団等と連携・協働した学びの充実  
 (イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築  
 【再掲：4-3-(イ)】  
 (ウ) 青少年健全活動の推進

(4) 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援



(ア) 家庭教育の充実の支援  
 (イ) 学校施設の開放

## 生涯学習

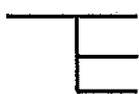
### 基本目標7 生涯にわたる学びの推進

施策(4)  
 (1) 生涯学習推進体制の充実



主な取組(8)  
 (ア) 生涯学習推進体制の充実

(2) 学習情報の提供と学習機会の充実



(ア) 生涯学習情報の提供の充実  
 (イ) ICT化による生涯学習環境の充実  
 (ウ) 多様な学びの場の充実

(3) 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用



(ア) 団体、学習グループへの支援の充実  
 (イ) 地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用  
 (ウ) 学習相談の充実

(4) 放課後のこどもの居場所づくり



(ア) こどもたちの居場所づくりの推進

## 第2章 施策の展開

### 基本目標8 学びを支える環境の充実

施策(2)	主な取組(2)
(1) 学習活動の支援・充実	(ア) 公民館・図書館・博物館の充実
(2) 利用しやすい施設の提供	(ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進

## スポーツ・レクリエーション

### 基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策(4)	主な取組(5)
(1) 推進体制の充実	(ア) 地域全体での推進体制の整備
(2) 活動情報の提供の充実	(ア) スポーツ活動情報の提供の充実
(3) スポーツ事業の充実	(ア) スポーツ行事の充実
(4) 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援	(ア) スポーツ団体への支援の充実 (イ) 地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用

### 基本目標10 利用しやすい施設の提供

施策(2)	主な取組(2)
(1) 利用しやすい施設の整備	(ア) スポーツ施設の整備推進
(2) 利用しやすい施設の運営	(ア) スポーツ施設の利用促進

## 地域文化

### 基本目標 1 1 歴史や伝統の保護・活用

施策(3)	主な取組(4)
(1) 文化財の保護・活用・ 伝承支援	(ア) 文化財の保護・活用 (イ) 郷土芸能の保護・活用・伝承支援
(2) 地域資料の専門的調査 研究とその成果の展 示・公開	(ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の 展示・公開
(3) 小・中学校等と連携し た学習活動	(ア) 小・中学校等と連携した伝統と文化を尊 重する学習活動の推進

### 基本目標 1 2 芸術文化の振興

施策(2)	主な取組(4)
(1) 芸術文化の活動の充実 支援	(ア) 芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向 けた学習の支援 (イ) 芸術文化活動の充実支援
(2) 発表と鑑賞の機会の充 実支援	(ア) 発表と鑑賞の機会の充実支援 (イ) 芸術作品の展示事業の実施

### 基本目標 1 3 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

施策(2)	主な取組(3)
(1) 学校教育における人権 教育の推進	(ア) 教育活動全体を通じた取組の推進 (イ) 多様な人権課題に対応した教育
(2) 社会教育における人権 教育の推進	(ア) 人権教育研修会・講演会・講座の開催

## 学校教育



### 目指す姿

こどもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続可能な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

## 基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

### 現状と課題

こどもたちの豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもたちが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

### 施策

- 1 豊かな心を育む教育の推進
- 2 いじめ・不登校対策の推進
- 3 こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実
- 4 体力の向上と学校体育活動の推進
- 5 健康の保持・増進



ICTの活用



就学時健康診断

**施策 1**

**豊かな心を育む教育の推進**

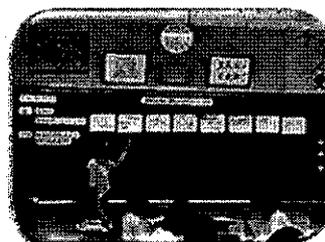
**■施策の方向性**

- (ア) 答えが一つではない道徳的な課題に子どもたちが向き合い、考え、議論する態度を育みます。
- (イ) 子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心を育むほか、周囲と協力して取り組むなど、好ましい人間関係を醸成します。
- (ウ) 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動を推進します。
- (エ) 知識を広め、心を豊かにするため、「朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画」や「埼玉県子供読書活動推進計画\*」に基づき、こどもの読書活動を推進します。

**■主な取組**

(ア) 道徳教育の充実

- 「特別の教科 道徳」において、発達段階に応じ、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の取組を推進するとともに、「彩の国の道徳\*」の活用を図ります。
- 道徳教育推進教師\*を中心としながら、校内指導体制の充実を図ります。



特別の教科 道徳の授業

(イ) 社会の一員として活躍できる力の育成

- 「埼玉県学力・学習状況調査\*」の質問紙調査結果を本人・保護者と学校が共有することにより、社会の一員として守らなければならないいきまりや行動を身に付け、時と場に応じて自ら考えて行動し、責任ある態度をとり、多様な他者と協働できる子どもたちを育みます。

(ウ) 体験活動などの推進

- 学校ファーム\*や朝霞市中学生社会体験チャレンジ事業\*などの様々な体験活動を推進します。

(エ) 読書活動の推進【再掲：2-1-(オ)】

- 学校における朝読書の充実などを通じ、子どもたちの読書活動を推進します。

## 施策 2 いじめ・不登校対策の推進

### ■施策の方向性

- (ア) いじめは全ての子どもたちに関係する問題であり、どの子どもでも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識の下、「いじめ防止対策推進法\*」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などにに基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- (イ) 多様化する家庭環境にある子どもたちの悩みや課題に寄り添う教育相談活動を行い、きめ細かな支援や指導を行います。
- (ウ) 不登校児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
- (エ) 家庭・地域及び関係機関とつながり合い、子どもたちを取り巻く環境に働きかけることで、こどもの問題行動の早期解決に努めます。
- (オ) 様々な人権課題に対応した教育を推進します。

### ■主な取組

#### (ア) いじめ防止対策の推進

- いじめの防止・解消に向けた積極的な認知と早期対応により、早期解消を目指します。
- 「いじめに関する保護者アンケート」、「心と生活アンケート」や「いじめ防止月間」などを通じて、人権感覚の育成及びいじめ防止に努めます。

#### (イ) 教育相談体制の充実【一部再掲：3-2-(ウ)】

- スクールソーシャルワーカー\*、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- 朝霞市子ども相談室\*、さわやか相談室\*の活動の充実を図り、学校との連携の推進に取り組みます。

#### (ウ) 不登校児童生徒への支援

- 子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- 小・中学校の連携を推進し、不登校の未然防止や子どもたち一人一人の状況に応じた支援を行います。
- 教室に行くことだけをゴールとせず、教室以外の居場所づくりとしてSSR\*（スペシャルサポートルーム：校内教育支援センター）の設置を進めます。

#### (エ) 家庭・地域・関係機関との連携

- 子どもたちの問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決に努めます。

(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-3-(オ)】

- 男女平等の視点に立った教育の他、性的マイノリティ\*や障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- いじめを始めとした人権問題について、子どもたちが主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、子どもたちの豊かな人権感覚を育みます。

### 施策3

### 子どもの意見反映を推進するとともに

### 人権を尊重した教育の充実

#### ■施策の方向性

- (ア) 「子どもの権利条約\*」の趣旨に則った教育を推進します。また、子どもたちの思いや考えを問い、教育活動における取組の検討材料とします。
- (イ) 子どもたちが各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。
- (ウ) 他課と協力し、学校・家庭・地域が連携して人権意識\*の高揚を図ります。
- (エ) 関係機関とのネットワークを強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- (オ) 様々な人権課題に対応した教育を推進します。
- (カ) 教職員等による性暴力等を根絶する取組を行います。

#### ■主な取組

(ア) 子どもたちの意見を反映した教育活動

- 学校の教育活動においては、子どもたちの思いや考えを尊重し、より良い取組となるよう意見を問います。
- 教職員が「子どもは権利の主体である」という認識のもとに、成長の過程で必要な配慮や支援を行いながら、子どもの人権を尊重した教育活動を展開していきます。

(イ) 学校教育における人権教育の推進

- 各学校において人権教育の全体計画・年間指導計画に基づき、積極的な人権教育を推進します。
- 人権教育主任研修会を中心に人権意識の高揚を図る授業研究を実施します。
- 豊かな人権感覚を育てるために、参加・体験型の学習を充実します。
- 人権教育総合推進地域事業\*としての活動を市内全域に広げ、人権教育の一層の充実を図ります。

(ウ) 関係各課と連携した人権活動の推進

- 生涯学習における人権教育と連携し、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進します。
- 人権作文\*、人権標語\*の作成や人権の花運動\*を推進し、学校・家庭・地域が一体となり、人権意識の高揚を図ります。

(エ) 児童虐待防止教育の推進

- 児童虐待から子どもたちを守るため、教職員の研修を充実し、家庭や福祉等、関係機関と相互に連携した体制を強化し、児童虐待防止の取組を推進します。

(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-2-(オ)】

- 男女平等の視点に立った教育の他、性的マイノリティや障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- いじめを始めとした人権問題について、子どもたちが主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、子どもたちの豊かな人権感覚を育みます。

(カ) 教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組

- 「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づいた取組を実施し、教職員等による児童生徒への性暴力等を未然に防止します。
- 教育委員会の附属機関である「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」が、教育委員会や学校に対して指導・助言を行うアドバイザー的な役割を担うとともに、教職員事故防止に関する校内研修の充実を図ります。



人権教育主任研修会授業研究会



4年次教員対象人権教育研修会  
(於：五反田会館)

## 施策4 体力の向上と学校体育活動の推進

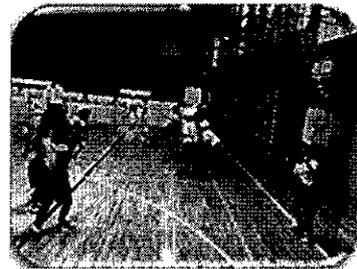
### ■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるために、学校での授業や体育的行事などにより、こどもたちに運動習慣を身に付けるための教育活動を行います。
- (イ) 体育に関する研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- (ウ) 部活動の地域展開に向けた取組を推進し、地域とともに持続可能な運営体制を整えます。

### ■主な取組

#### (ア) こどもの体力の向上

- 体育テストの結果を毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、こどもたち一人一人の成長や体力を確実に伸ばす教育に取り組めます。
- 体力向上委員会を中心とした組織的な取組により、市全体の体力を調査・分析し、体力推進事業に取り組めます。



体育の授業

#### (イ) 学校体育の充実

- 学校体育における事故防止や安全な授業を実践するための研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。

#### (ウ) 持続可能な部活動の運営

- こどもたちを中心に据え、平日は学校で教職員が指導にあたり、休業日の活動については地域展開していけるよう、市の関係各課やスポーツ団体等と連携しながら、互いに持続可能な体制の整備を進めます。
- 部活動指導に関わる教職員や外部指導員の指導力向上のため、研修を実施します。
- 専門性を生かした指導の充実のため、外部指導者の活用を進めます。
- こどもたちのバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。

## 施策 5 健康の保持・増進

### ■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るため、自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう健康教育を推進します。
- (イ) 関係機関とともに、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- (ウ) 食事についての正しい知識や望ましい食習慣をこどもたちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- (エ) 児童生徒の健康のため、健康診断や学校環境衛生の管理を実施します。

### ■主な取組

#### (ア) 健康教育の充実

- 学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣をこどもたちが規則正しく身に付けるための取組を進めます。
- 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、こどもの心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。
- 薬物乱用防止教室\*などに保護者の参加を促し、麻薬、大麻、危険ドラッグ等の乱用薬物の恐ろしさを十分理解させるための取組を行います。

#### (イ) 学校保健活動の充実

- 保健主事を中心とした学校保健委員会を中心に家庭や地域の専門機関等と連携して地域や学校に合わせた保健教育・保健管理の充実に取り組みます。

#### (ウ) 食に関する指導、食育の推進

- 発達段階に応じた食に関する知識と食習慣を指導し、正しい食習慣を実践できるこどもたちを育成するとともに、保護者等への積極的な啓発活動を行います。
- 栄養教諭や学校栄養職員による「食に関する指導」を全校で実施します。
- アレルギー疾患のあるこどもの学校生活を安全・安心なものとするために、保護者と学校で正しい知識に基づいた除去食等による学校給食のアレルギー対応の充実に努めます。



食に関する指導

#### (エ) 児童生徒の健康の保持増進

- 児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持増進を図ります。
- 飲料水の水質検査や教室の空気検査等を実施し、学校環境衛生の管理を徹底します。

## 基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

### 現状と課題

全ての子どもたちが確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNS\*をはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

### 施策

- 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 2 キャリア教育と職業教育の推進
- 3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
- 4 教育DXの推進
- 5 特別支援教育の推進



タブレットを活用した  
協働的な学び



主体的・対話的で深い学び  
の視点からの授業

## 施策 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

### ■施策の方向性

- (ア) こどもたちの基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを活用する力と学習意欲・態度を把握し、ICTを日常的に取り入れ、全てのこどもたちを確実に伸ばす学習指導を進めます。
- (イ) 個に応じた指導を実現するため、指導方法などの工夫・改善を進めます。
- (ウ) こどもたちが自ら問いを立て、主体的に学び、思考力・判断力・表現力等を育む授業を推進します。また、教育課程を見直し、探究的な学びを取り入れた学習活動を、総合的な学習の時間や様々な教科等に位置づけます。
- (エ) 小・中学校9年間の一貫した教育を推進します。
- (オ) 知識を広め、心を豊かにする「朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画」や「埼玉県子供読書活動推進計画\*」に基づき、こどもの読書活動を推進します。

### ■主な取組

(ア) 全てのこどもたちを確実に伸ばす教育の実践

- 埼玉県学力・学習状況調査の結果を毎年度連続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、全てのこどもたちの成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- タブレット端末やAI搭載型オンラインドリル\*を日常的に取り入れ、個別最適な学びを充実させます。
- ICT活用能力に併せ、豊かな将来につながる日常の言語能力として「聞く・話す・読む・書く」力を育成します。
- 学力の経年変化を的確に把握することにより、指導方法の改善につなげます。

(イ) 指導方法の工夫改善

- 研修会や指導資料などを充実させ、各学校において指導内容・指導方法の工夫・改善をします。
- あさか・スクールサポーター、低学年補助教員や小学校の理科支援員\*を活用し、きめ細かな支援を充実させて、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを育成します。
- きめ細かな指導を実施するため、少人数指導等の個に応じた指導を進めます。

(ウ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- こどもたちが自ら問いを設定し、見通しをもって主体的に学びに参加し、こどもたち同士や教職員、外部講師等と意見を交わすとともに、お互いの関わりの中で考えを統合して、自ら学びを深める授業を推進します。
- 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成します。

(エ) 小・中学校9年間の一貫した教育の推進

- 小・中学校9年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。

(オ) 読書活動の推進【再掲：1-1-(エ)】

- 学校における朝読書の充実などを通じ、こどもたちの読書活動を推進します。

**施策 2**

**キャリア教育と職業教育の推進**

■施策の方向性

- (ア) 中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域、企業と連携して、発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

■主な取組

(ア) 進路指導の充実

- 学校へ提供する進路指導情報を充実します。
- 進路指導主事会を充実します。

(イ) キャリア教育の推進

- こどもたちが明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 将来働くことについて、意欲や関心がもてるように、学校・地域・企業が一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、こどもたちの勤労観・職業観を育成します。
- 埼玉県で作成するキャリアパスポート「わたしの志ノート」を有効活用し、キャリア発達を継続的に記録・蓄積していきます。

### 施策 3

## 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

### ■施策の方向性

- (ア) 伝統・文化を尊重し、我が国と郷土朝霞を愛する態度を養います。
- (イ) 国際化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの学びを支援します。

### ■主な取組

#### (ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進

- 地域の教育資源の活用とともに、博物館と学校とが連携して取り組む博学連携\*事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。
- 総合的な学習の時間をはじめとする、各教科等の指導計画においては、伝統文化を継承・発展させるための教育活動を積極的に位置づけます。

#### (イ) 英語をはじめとした外国語教育の推進

- こどもたちのコミュニケーション能力を高める外国語教育などを推進するため、教職員研修や児童生徒参加型のプログラムを充実します。
- 小学校英語指導助手により、小学校の外国語教育を推進し、中学校の英語授業へのスムーズな接続を図ります。
- 中学校英語指導助手により、中学校の外国語教育を推進します。

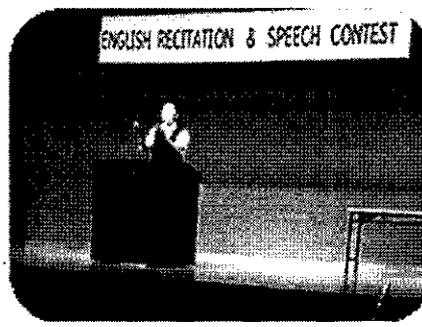
#### (ウ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援

【再掲：3-1-(カ)、3-3-(イ)】

- 帰国児童生徒や日本語を母国語としないこどもたちなどが、学校生活へ円滑に適應できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要なこどもたちに対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。



英語・わくわくサマー  
フェスティバル



朝霞班中学校英語弁論  
暗唱大会朝霞市予選

## 施策4 教育DXの推進

### ■施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力を育成します。
- (イ) あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、こどもたちの情報活用能力などを高めるための取組を推進します。
- (ウ) フルクラウド・ゼロトラストによる統合型校務支援システムを活用し、データを安全かつ迅速に処理し、学校教育全体のDX化を図ります。
- (エ) デジタル学習基盤を活用し、こどもたち一人一人に応じた豊かな学びを充実させます。

### ■主な取組

#### (ア) ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成

- こどもたちが自ら課題を見つけ、主体的に学びに参加し、こどもたち同士や教職員が相互に意見を交わし、お互いの関わりの中で考えを統合して、学びを深める授業や、一人一人の能力・適性に応じた個別最適な学びに、タブレット端末を日常的に活用し、予測不可能な社会で生きていくために必要な資質・能力を育みます。
- プログラミングや、どのようにICTを活用するべきかを考えさせる教育を支援します。
- ICT機器や必要な情報収集能力を基に、自らの学びを調整することのできる、「自立した学習者」を育成します。

#### (イ) 情報活用能力の育成

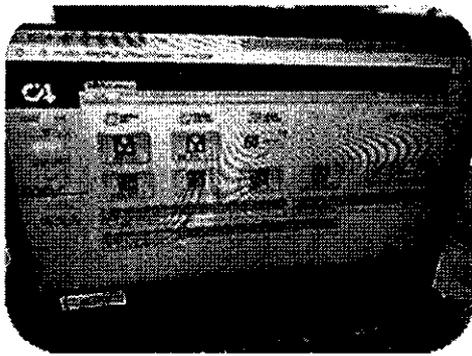
- 情報とその手段を目的に応じて主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、情報端末などを活用した学習活動を充実するとともに、情報モラルや情報セキュリティ\*の適切な指導を行います。
- 全ての教職員が、タブレット端末を活用した実践的な指導ができるよう、また、教職員間の活用技能に係る差を解消できるよう、指導力向上のための研修を充実します。

#### (ウ) 校務支援システムによる教育現場の業務改革

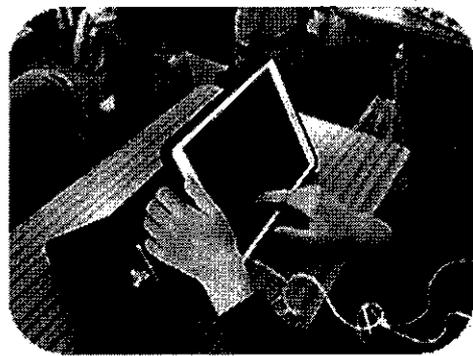
- これまでの業務体制を見直し、ペーパーレス化とデータ処理に係る改革を推進します。
- 公簿や文書管理について、セキュリティや効率の面から業務を支援します。

(エ) デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実

- タブレット端末やAI搭載型オンラインドリルの活用により、多様な子どもたちの個別最適な学びを実現するとともに、子どもたちが自らの学習を主体的に調整できるよう、支援します。
- デジタルデータを活用し、教師が子どもたちの学習状況を把握することにより、誰一人取り残されない学びを保障する取組を推進します。



教育DX



AI搭載型オンラインドリル  
「すららドリル」の活用

施策 5

特別支援教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 特別な支援を必要とする子どもたちの教育的ニーズを把握していきます。
- (イ) 特別支援教育を一層充実していけるよう、教職員の資質向上に努めます。
- (ウ) 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- (エ) 特別支援教育に関して、家庭や地域に正しい理解が得られるよう、広く啓発を行います。

## ■主な取組

### (ア) 的確な実態把握

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター\*を核として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた全校的な支援体制を確立し、発達障害\*を含むこどもたちの実態把握や支援方策の検討を行います。
- 各校における支援体制を基盤として、支援対象となるこどもたちの保護者との連携を深め、個々の教育的ニーズを把握します。
- 実態に応じて、医療機関や福祉機関との連携を図り、個別の教育支援計画を策定していきます。
- 障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業（園）時にあたっては、きめ細かな就学相談を実施するほか、学校（園）間で引継ぎを丁寧に行います。

### (イ) 教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施

- 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各学校における校内研修で取り扱うほか、特別支援学校のセンター的機能により、専門性の高い教員を招聘した指導方法研修などを推進します。
- 教職員を対象とした、国や県の実施する特別支援教育に関する研修への参加を推進します。
- 埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）の周知を行い、教職員の積極的な参加を呼びかけます。

### (ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲：3-1-（ウ）】

- ユニバーサルデザイン等を取り入れ、障害のあるこどもと障害のないこどもが支障なく円滑に学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。
- 特別支援教育に携わる支援員を配置し、障害のあるこどもの学習上・生活上の支援を行っていきます。また、活用の際には、校内における活用の方針について十分検討し、共通理解のもとに進めていきます。

### (エ) 家庭や地域への理解の推進

- 「朝霞市就学相談オリエンテーション資料」や「朝霞市子ども相談室パンフレット」、県の発行する「サポート手帳（こどもの発達に関して気がかりなことのある保護者のうち希望者に配布）」など、特別支援教育に関わる情報をホームページや広報あさか、各種便り等で発信していきます。

## 基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

### 現状と課題

特別な支援を必要とする子どもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

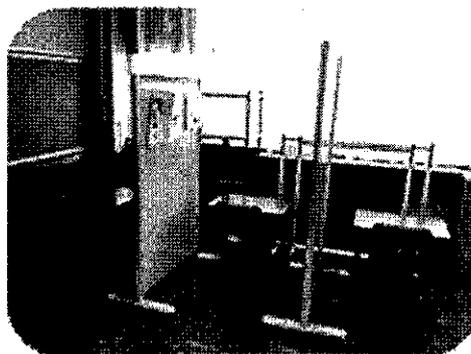
また、子どもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

### 施策

- 1 共生社会を目指した支援・指導の充実
- 2 学校に行きづらい子どもたちへの支援の推進
- 3 一人一人の状況に応じた支援



校内教育支援センター



一人一人に応じた支援

## 施策 1

### 共生社会を目指した支援・指導の充実

#### ■施策の方向性

- (ア) ノーマライゼーション\*の理念に基づき、共生社会を目指した多様な学びの場を充実させるとともに、教職員の専門性の向上を図ることでインクルーシブ教育を推進します。
- (イ) 発達段階に応じたボランティア体験活動や福祉体験活動を実施することで、こどもたちに他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範及び社会に貢献しようとする態度を身に付けさせ、豊かな人間性や社会性の基礎を育成します。
- (ウ) 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- (エ) 持続可能な開発のための教育（E S D）に係る取組を推進します。
- (オ) 医療的なケアを必要とする児童生徒の健やかな成長を図るとともに、適切な支援を講じていきます。
- (カ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの学びを支援します。

#### ■主な取組

##### (ア) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた全校的な支援体制を確立し、発達障害を含むこどもたちの実態把握や支援方策の検討を行います。
- 各校における支援体制を基盤として、支援対象となるこどもの保護者との連携を深め、個々の教育的ニーズを把握します。
- 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各学校における校内研修で取り扱うほか、特別支援学校のセンター的機能により、専門性の高い教員を招聘した指導方法研修などを推進します。
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意するため、発達障害を含む障害のあるこどもたちの学習環境の整備に取り組みます。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のあるこどもが、通常学級のクラスに入り、ともに学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。
- 自己の性自認に悩む児童生徒の心情等に配慮した、きめ細かい対応を進めます。

## 第2章 施策の展開

【基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進】

### (イ) 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進

- こどもたちの実態を把握し、発達段階に配慮するとともに、教職員の共通理解の下、組織的・計画的にボランティア体験・福祉体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進を目指します。
- 地域や学校の実態に応じて、指導方法や指導内容を工夫するとともに、家庭や地域の人々及び社会福祉施設等の理解や協力を得ながら、連携してボランティア・福祉活動を実施します。

### (ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲：2-5-(ウ)】

- ユニバーサルデザイン等を取り入れ、障害のあるこどもと障害のないこどもが支障なく円滑に学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。
- 特別支援教育に携わる支援員を配置し、障害のあるこどもの学習上・生活上の支援を行っていきます。また、活用の際には、校内における活用の方針について十分検討し、共通理解のもとに進めていきます。

### (エ) 持続可能な開発のための教育 (ESD)

- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。

### (オ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-3-(ウ)】

- 就学相談を通して、医療的な支援を必要とするこどもの状況を丁寧に把握するとともに、就学支援委員会において審議し、専門家の意見をもとに望ましい教育形態を検討します。
- 朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会においては、関係機関で情報共有し、支援体制や支援の在り方に関して検討をします。

### (カ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援

【再掲：2-3-(ウ)、3-3-(イ)】

- 帰国児童生徒や日本語を母国語としないこどもたちなどが、学校生活へ円滑に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要なこどもたちに対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。



なかよし作品展



なかよし発表会

## 施策 2

## 学校に行きづらい子どもたちへの支援の推進

### ■施策の方向性

- (ア) 様々な背景によって、学校に行きづらくなっている子どもたちに対し、学校の内外における居場所づくりを推進していきます。
- (イ) 学校だけでは対応が困難なケースに関しては、地域や福祉機関、医療機関などと積極的に連携し、課題の解決を図ります。
- (ウ) 子どもたちの困り感に寄り添い、丁寧に聞き取りを行いながら適切な相談機関につなげます。

### ■主な取組

(ア) 学校に行きづらくなっている子どもたちの居場所づくり

- 様々な理由によって学校に行きづらくなり、登校できない状態が続いている子どもたちに対し、教室に行くことだけをゴールとせずに相談対応や学びを提供できる居場所づくりとしてSSR（スペシャルサポートルーム：校内教育支援センター）の設置を推進します。
- 特別支援学級や特別支援学校への教育形態の変更や転学のほか、フリースクール等への繋がりなども視野に入れ、子どもたち一人一人の教育的ニーズに柔軟に応える体制をつくっていきます。

(イ) 一貫した支援体制【一部再掲：3-3-(エ)】

- 困難な状況にある子どもの将来を見通し、就学及び卒業後も含めて、教育・福祉・保健・医療が一体となって、子どもや保護者に対して継続した教育的支援が行えるよう、取り組みます。

(ウ) 教育相談体制の充実【一部再掲：1-2-(イ)】

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- 朝霞市子ども相談室、さわやか相談室など、相談室における支援体制の充実を図るとともに、子どもたちへの周知を徹底します。併せて、対面での相談を躊躇する場合には、電話やメール相談も可能であることの周知を図ります。

### 施策 3 一人一人の状況に応じた支援

#### ■施策の方向性

- (ア) 経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者や生徒・学生のための援助を充実します。
- (イ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの教育を支援します。
- (ウ) 医療的ケア児をはじめとする、生命の維持や健康維持に関する支援を必要とする児童生徒への支援体制の整備を進めます。
- (エ) ヤングケアラーや家庭の事情等により、年齢や成長度合いに見合わない重い負担を負っているこどもを支援します。

#### ■主な取組

##### (ア) 就学に対する援助の充実

- 経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級に通学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。
- 高校、大学等に入学を希望する学生及び生徒の保護者に対して入学準備金を貸し付けます。
- 高校、大学等に通う生徒、学生に対して奨学金を貸し付けます。

##### (イ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としないこどもたちへの支援

【再掲：2-3-(ウ)、3-1-(カ)】

- 帰国児童生徒や日本語を母国語としないこどもたちなどが、学校生活へ円滑に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要なこどもたちに対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。

##### (ウ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-1-(オ)】

- 就学相談を通して、医療的な支援を必要とするこどもの状況を丁寧に把握するとともに、就学支援委員会において審議し、専門家の意見をもとに望ましい教育形態を検討します。
- 朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会においては、関係機関で情報共有し、支援体制や支援の在り方に関して検討をします。

##### (エ) 一貫した支援体制【一部再掲：3-2-(イ)】

- 困難な状況にあるこどもの将来を見通し、就学及び卒業後も含めて、教育・福祉・保健・医療が一体となって、こどもや保護者に対して継続した教育的支援が行えるよう、取り組みます。
- 朝霞市子ども相談室、さわやか相談室など、相談室における支援体制の充実を図るとともに、こどもたちへの周知を徹底します。併せて対面での相談を躊躇する場合には、電話やメール相談も可能であることの周知を図ります。

## 基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

### 現状と課題

変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、こどもたちのニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

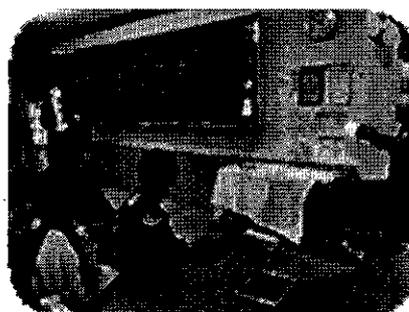
こどもたちの健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

### 施策

- 1 教職員の資質・能力の向上
- 2 学校の組織・運営の改善
- 3 こどもの安全・安心の確保
- 4 小中一貫教育の推進
- 5 適切な教育環境の設定
- 6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供



あさか教師塾



研究開発発表会



教育研究奨励費受給者研修会

## 施策 1 教職員の資質・能力の向上

### ■施策の方向性

- (ア) 様々な研修等やICTを活用した授業改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (イ) 教育に関する研修資料等の共有化により、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- (ウ) 教職員が子どもたち一人一人を尊重し、「子どもの権利条約」の趣旨を取り入れた教育活動を推進します。

### ■主な取組

#### (ア) 教職員研修と調査研究の充実

- 授業力の向上などを目指し、教育研究奨励費受給者研修会を実施し、専門教科とともに資質の向上を図ります。
- 教科等指導員を指定し、指導主事とともに教科等の指導を行うことで指導の充実を図るとともに、教科等指導員自身が自らの指導方法、指導技術の一層の向上を図ります。
- 研究開発学校を指定し、学校課題に応じた研修を実施することで、特色ある学校づくりを推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 様々な主任会、あさか教師塾などの研修を充実し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

#### (イ) 指導技術の共有の推進

- 教育に関する研究成果や実践例、様々なデータのアーカイブ化を進め、教育活動の工夫・改善に生かします。

#### (ウ) こどもの権利を大切にす教育

- 教職員が「子どもの権利条約」の趣旨や内容を適切に理解した上で教育活動に望むことができるよう、定期的にこどもの権利についての研修や周知を図ります。
- 子どもたちの声を丁寧に聴き取り、寄りそい、子どもたちの意見表明を尊重するとともに、上から一方的に決めつけたり判断したりすることのない教育活動を推進します。

## 施策2 学校の組織・運営の改善

### ■施策の方向性

- (ア) 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図ります。  
(イ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。

### ■主な取組

(ア) 学校における働き方改革の推進

- 教職員の抱える業務内容や業務量の継続的見直しに加え、午後8時施錠の徹底及び柔軟な働き方としてのテレワーク\*の活用により働き方改革を進めます。
- 「朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会」において、業務の精選や見直し、創意工夫による事務負担の軽減、好事例の共有等を行います。
- 学校業務アシスタントの活用により教職員の負担軽減に努めます。

(イ) 教職員の健康の保持増進

- 健康診断や健康相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。

## 施策3 こどもの安全・安心の確保

### ■施策の方向性

- (ア) こどもに危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。  
(イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

### ■主な取組

(ア) 安全教育の推進

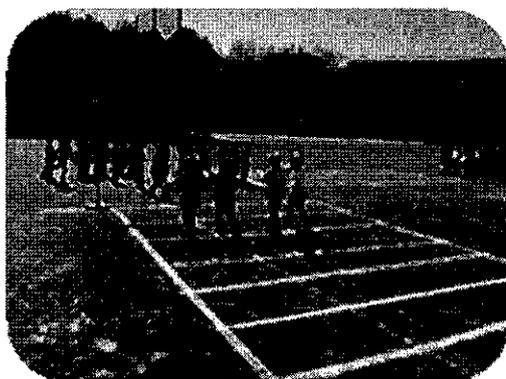
- こどもたちが自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けて主体的に行動できるように、様々な状況や災害を設定した避難訓練を計画的に実施します。
- 必要に応じて、警察署や消防署と連携した訓練を実施します。
- 交通安全教室や自転車運転実技試験などを実施し、安全に生活することを意識できる児童生徒を育成します。
- 児童生徒の安全を確保するため各学校において危機管理マニュアルや防災マニュアルを検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう教職員研修を充実します。

## 第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

### (イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築【再掲：6-3-(イ)】

- 交通指導員により、登下校時における子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちの交通安全に対する意識を醸成します。
- 防犯や交通安全について、家庭への普及啓発活動を行うとともに、地域安全マップの作成・活用、スクールガードリーダー\*の配置、学校安全ボランティア等の活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制を構築します。
- 避難所開設訓練に教職員や子どもたちが参加し、発災時の学校施設設備の活用等について知るとともに、地域対応班や自治会関係者、消防団等との連携を深めます。



新入学児童交通安全教室  
(小学校1年生)



自転車運転実技試験  
(小学校4年生)

## 施策4 小中一貫教育の推進

### ■施策の方向性

- (ア) 指導内容の系統性を生かした指導の充実
- (イ) 小・中学校教職員による合同研修会の実施
- (ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

### ■主な取組

(ア) 指導の系統性を意識した学習指導

- 指導内容の系統性や重点、つまづきやすい単元を意識して、9か年を貫いた教育課程の作成を検討していきます。
- 小学校及び中学校の教職員が指導方法について共通理解し、工夫改善を図ります。

(イ) 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催

- 小学校及び中学校の教職員が、互いの授業を参観し合い、互いの授業の進め方や指導方法の違いを理解し、指導力の向上に努める。
- 生徒指導や学習指導のほか、家庭・地域との連携において情報交換するとともに、課題を共有し、ともに解決にあたる仕組みづくりを進めます。

(ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

- 朝霞市幼児教育振興協議会\*を設置し、幼児教育と小学校教育との連携の充実を図ります。
- 幼稚園教職員や保育士、小学校教職員との相互交流や合同研修会を行うことを通して、「幼児期の遊びから学びへの転換について」、「他者との関わりから学ぶ学習環境の整備について」、「実態に応じた架け橋プログラムの作成について」等、様々な情報を共有・協議し、小学校への円滑な接続を図ります。

【出典】「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」(文科省)



朝霞市幼児教育振興協議会に係る  
生活科授業参観・合同研修会



保幼小連携事業  
(交流授業)

## 施策5 適切な教育環境の設定

### ■施策の方向性

- (ア) 充実した教育環境で学習ができるよう、教材や図書等の整備を図ります。
- (イ) ICT機器を活用した学習が快適に実施できるよう、通信ネットワークを整備します。

### ■主な取組

(ア) 教材、図書等の整備推進

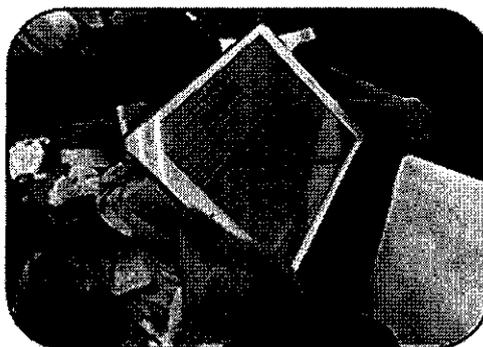
- 探究的な学びの材料となるよう、教材や学校図書の充実を図ります。

(イ) 快適なネットワークの整備

- タブレット端末を活用した学習が滞りなく行われるよう、校内ネットワークの整備を進めていきます。



第二中学校図書室



校内ネットワークを活用した授業

## 施策6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

### ■施策の方向性

- (ア) 保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。
- (イ) 学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。
- (ウ) 老朽化していく学校給食センターの施設・設備及び自校給食室の設備の適切な維持管理・更新を行っていきます。

### ■主な取組

#### (ア) 学校給食費の適正な運用

- 保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安定した給食の提供に取り組むとともに、食材費等の変動に合わせて、適時適切に見直しを行います。
- 公平・公正な学校給食費の徴収のため、滞納額の縮減に取り組みます。

#### (イ) 学校給食センターの適切な運営

- 正規調理員が減少していく中、給食センターの運営に必要な調理員の人数等の状況を把握し、会計年度任用職員等の人員の確保に努めます。
- 調理員の人数等に応じて、給食センターの運営を検討し、調理及び洗浄業務の委託化も含めた将来的な運営方法について検討を行います。

#### (ウ) 給食施設・設備の維持管理

- 学校給食センター及び自校給食室の施設・設備の状態を把握し、適切な維持管理及び改修・更新を進めます。なお、新たな自校給食室の設置は、学校施設の改築に合わせて検討します。



おいしい給食



調理風景

## 基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

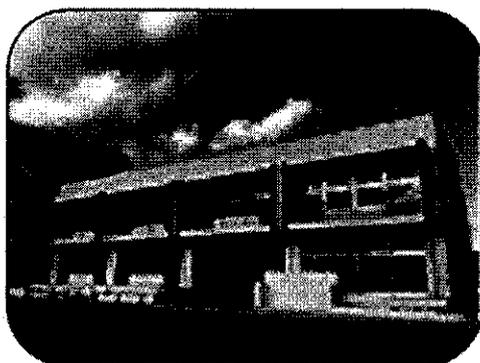
### 現状と課題

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

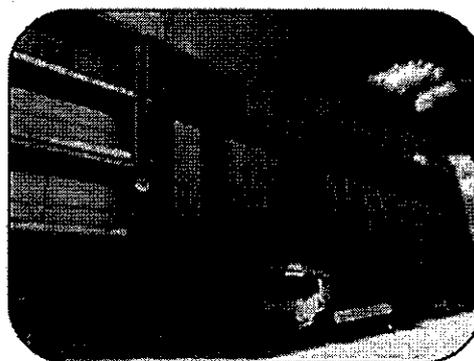
過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

### 施策

- 1 学校施設・設備の適切な維持管理
- 2 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施
- 3 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施
- 4 教育課題に対する施設面での解決策の検討



第九小学校増築校舎



第十小学校大規模改修工事

## 施策 1 学校施設・設備の適切な維持管理

### ■施策の方向性

- (ア) 安全・安心で快適な教育環境を整備するため、学校施設・設備の維持管理を計画的に実施します。
- (イ) 近年の温暖化への対策として、子どもたちが快適な環境で学校生活を送ることができるよう省エネルギー対策を進めます。

### ■主な取組

#### (ア) 学校施設・設備の適切な維持管理

- 学校施設の部分的な改修や空調設備・受水槽・プール設備などの電気・機械設備の保守点検、法定検査、設備の更新などを計画的に実施します。
- 維持管理上必要な清掃業務や保守管理を行うとともに、学校運営に必要な施設整備や土地借上げを行います。
- 不審者の侵入等に対応できるよう、防犯カメラや警備システム等の適切な維持管理を行います。

#### (イ) 省エネルギー対策の推進

- 設備機器の更新や改修の際には、高効率型の空調設備やLED照明器具の導入などによる環境負荷の軽減、ランニングコストの縮減、メンテナンスの容易さなど様々な観点での機器選定を実施します。
- 天井断熱材の敷設や日射遮蔽塗料の塗布などにより、子どもの学校生活環境を整えるとともに省エネルギー対策を進めます。

## 施策 2 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施

### ■施策の方向性

- (ア) 子どもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修を実施します。
- (イ) だれもが利用しやすいように、長寿命化改修に併せてバリアフリーへの対応を進めます。

### ■主な取組

#### (ア) 学校施設の改修を計画的に実施

- 学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改修を計画的に実施します。

(イ) バリアフリーへの対応

- 長寿命化改修の実施にあたり、誰もが使いやすいバリアフリースイールの整備や段差解消などのバリアフリーに対応した整備を行います。

**施策 3**

**目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施**

■施策の方向性

- (ア) こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改築を実施します。

■主な取組

(ア) 学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施

- 学校施設長寿命化計画に基づき、目標使用年数（80年）を迎える学校について、改築の着手時期や対象校舎、児童生徒数の見込みに基づく学校規模、また目指す教育の実現に必要な施設の形態などを総合的に検討します。

**施策 4**

**教育課題に対する施設面での解決策の検討**

■施策の方向性

- (ア) 本市の教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。

■主な取組

(ア) 教育課題に対する施設面での解決策の検討

- 過大規模校、不登校対策、プール指導の在り方（民間委託・共有化など）など教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。
- 今後、中学校で実施される少人数学級による教室不足に対応するため、特別教室や会議室等の転用を検討します。
- 施設更新時には、新しい時代の教育に対応できる施設を検討します。

## 基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

### 現状と課題

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協働のうえ、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級\*に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域展開については、国のガイドラインを基に、関係各課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

### 施策

- 1 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進
- 2 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備
- 3 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画
- 4 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援



学校運営協議会による活動



学校運営協議会

## 施策 1 地域と一体となった コミュニティ・スクールの推進

### ■施策の方向性

- (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (イ) 学校運営協議会の充実により、地域とともにある学校づくりを推進します。
- (ウ) 学校評価を効果的に活用します。

### ■主な取組

(ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進

- 各小・中学校における学校運営協議会において、学校運営や生徒指導の状況等について地域住民や保護者等が熟議によって学校運営に参画できるよう努めます。

(イ) 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営協議会委員研修会の継続的な開催により、各小・中学校における学校運営協議会の充実を図ります。
- 地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するため、学校運営協議会を核として地域とともにある学校づくりに努めます。

(ウ) 学校評価の効果的な活用

- 各小・中学校において、学校運営や教育活動の自律的・継続的な改善に役立つため、学校評価の効果的な活用を図ります。

## 施策 2 生涯スポーツ・文化活動を支える 地域クラブ活動の体制整備

### ■施策の方向性

- (ア) 学校と地域との連携・協働により、地域クラブ活動への転換に向けた取組を推進します。
- (イ) 部活動の地域展開に向け、外部指導員、専門スタッフ等、部活動の運営に携わる地域人材を配置し、持続可能な運営体制を整えます。
- (ウ) 生徒の生活や成長への配慮から、活動時間や休養日の適正化に努めます。

## 第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

### ■主な取組

(ア) 学校と地域との連携・協働による地域クラブ活動への転換

- こどもたちを中心に据え、平日は学校で教職員が指導にあたるとともに、休業日の活動については地域展開していけるよう、地域クラブ活動に向けた整備を進めます。
- こどもたちが生涯にわたって多様な活動ができるよう取り組みます。
- こどもたちの願いや地域の実情に応じ、複数校による合同での活動など、様々な形の環境整備を進めます。

(イ) 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討

- 指導者の不足等への対応や専門性を生かした指導の充実に向け、外部指導員、専門スタッフ等、教職員以外の地域人材の配置について、市の関係各課やスポーツ団体等と連携しながら取り組みます。

(ウ) 活動時間や休養日の適正化

- こどもたちのバランスのとれた生活や成長に配慮するため、活動時間や休養日の適正化に努めます。

## 施策 3

### 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

#### ■施策の方向性

- (ア) 幅広い市民等の参画の下、産学官民連携を図り、こどもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- (ウ) 地域でこどもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体等が一体となった取組を推進します。

#### ■主な取組

(ア) 学校応援団等と連携・協働した学びの充実

- 学校応援団の活動を通じて、各学校における学習・体験活動、安全・安心の確保、環境整備等のボランティアとして保護者や市民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となってこどもたちに豊かな心と人間性を育む人づくりに努めます。
- 地域の企業や各種団体のほか、関係機関・庁内各課と連携・協働し、社会で役立つ生きた学びを推進する取組を、学校教育に取り入れていきます。

## 第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

### (イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築【再掲：4-3-(イ)】

- 交通指導員により、登下校時における子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちの交通安全に対する意識を醸成します。
- 防犯や交通安全について、家庭への普及啓発活動を行うとともに、地域安全マップの作成・活用、スクールガードリーダーの配置、学校安全ボランティア等の活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制を構築します。
- 避難所開設訓練に教職員や子どもたちが参加し、発災時の学校施設設備の活用等について知るとともに、地域対応班や自治会関係者、消防団等との連携を深めます。

### (ウ) 青少年健全活動の推進

- 成人の日記念式典やふれあい推進事業など、青少年健全育成の各種事業の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、保護者代表連絡会（旧PTA連合会）等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

## 施策 4

### 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

#### ■施策の方向性

- (ア) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- (イ) 学校施設等を地域に開放します。

#### ■主な取組

##### (ア) 家庭教育の充実の支援

- 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級等への保護者などの積極的な参加を支援するとともに、地域や専門家等から、学習する機会を得ながら、家庭教育の充実に努めます。

##### (イ) 学校施設の開放

- 学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出すことで、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めます。

(イ) ICT化による生涯学習環境の充実

- 講演会や各種講座等を配信するなど、ICT等の活用の充実を図り、多様な学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備します。

(ウ)多様な学びの場の充実

- 関係各課と連携し、発表の場や研修等、障害のある人と障害のない人が共に学び、交流する学びの場づくりの充実を図ります。

**施策 3**

**豊かな地域文化活動に向けた団体、  
学習グループの支援とリーダーの育成・活用**

■施策の方向性

- (ア) 市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成を進めていきます。
- (イ) 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。
- (ウ) 公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進め、相談体制の充実を推進していきます。

■主な取組

(ア) 団体、学習グループへの支援の充実

- 市民や学習団体の学んだ成果の発表や学びあう機会の提供に努め、主体的な学習活動が継続的に行えるよう支援します。
- 地域の多様な課題に取り組む団体や市民を新たな担い手として活用するなど、学習の中心となるリーダーの育成・活用を図ります。

(イ) 地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用

- こどもたちが継続して文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、文化団体等の人材の活用を図ります。

(ウ) 学習相談の充実

- 生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、生涯学習・スポーツ課を始め、公民館、図書館、博物館など生涯学習関連施設等との連携を図り、学習相談体制の強化を図ります。

## 施策4 放課後のこどもの居場所づくり

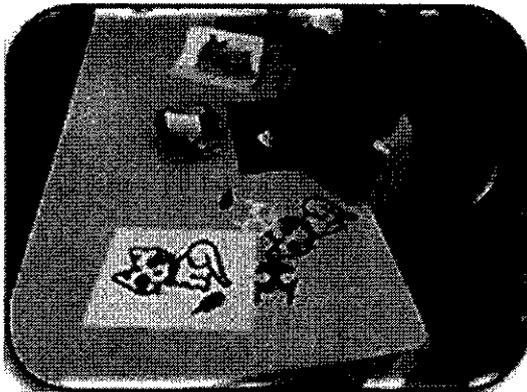
### ■施策の方向性

(ア) こどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流に取り組める居場所づくりの充実を図ります。

### ■主な取組

(ア) こどもたちの居場所づくりの推進

- 小学校の余裕教室等を活用し、放課後や長期休業期間等のこどもたちの安全・安心な居場所の確保に努め、拡充を図ります。
- 地域住民や民間団体などと協力・連携しながら、勉強やスポーツ・文化活動等、多彩な体験や活動が可能な居場所づくりを推進します。



プログラム提供型放課後  
子ども教室（夏の放課後子ども教室）



プログラム提供型放課後  
子ども教室（土曜日の放課後子ども教室）

## 基本目標8 学びを支える環境の充実

### 現状と課題

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

### 施策

- 1 学習活動の支援・充実
- 2 利用しやすい施設の提供



ベビーバランスボール  
(北朝霞公民館事業)



書庫見学ツアー（図書館本館）



第39回企画展講演会  
「和宮の降嫁と伊勢参宮（お伊勢参り）」

**施策 1 学習活動の支援・充実****■施策の方向性**

(ア) 市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館および博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。

誰もが気軽に利用でき、生涯学習の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

**■主な取組**

(ア) 公民館・図書館・博物館の充実

- 公民館は、生涯学習活動の拠点として有効に利用されるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、デジタル化への対応など時宜に沿った講座の実施を通じて生涯学習の推進に努めます。
- 図書館は、利用者ニーズの把握に努めるとともに、乳幼児から高齢者まで誰でも気軽に利用できるよう、従来の図書資料の充実とともに電子図書館等によるデジタル化や専門的職員の配置等により、質の高いサービス提供に努めます。
- 博物館は、学芸員など専門的職員が市の歴史や文化を研究し、その成果について、デジタル化に対応しつつ、展示や講座などで公開していきます。また、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、文化財の適切な保存・活用に努めます。
- 公民館まつり、図書館まつり等への市民参加促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実、支援に努めます。

## 施策2 利用しやすい施設の提供

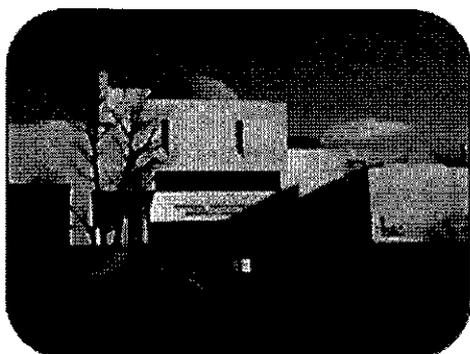
### ■施策の方向性

(ア) 市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

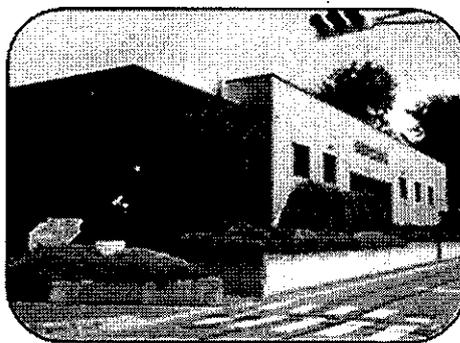
### ■主な取組

(ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進

●公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる施設運営に努めます。



中央公民館・コミュニティセンター

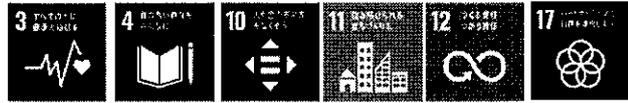


図書館（本館）



博物館

## スポーツ・レクリエーション



### 目指す姿

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

## 基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 現状と課題

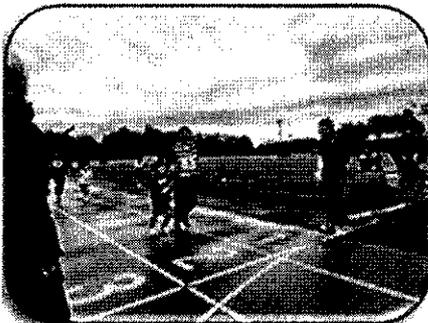
スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

子どもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

### 施策

- 1 推進体制の充実
- 2 活動情報の提供の充実
- 3 スポーツ事業の充実
- 4 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援



ロードレース大会



市民スポーツ大会

## 施策 1 推進体制の充実

### ■施策の方向性

(ア) 市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や大学、学校といった教育機関、民間企業などと連携し、健康で豊かな生活ができるようスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

### ■主な取組

(ア) 地域全体での推進体制の整備

- 多くの市民に対しスポーツの機会を提供するため、市民スポーツ大会やロードレース大会等のイベントを開催します。
- スポーツ協会等の団体に補助金を交付し、運営をサポートするとともに、各種競技団体と連携して市民総合スポーツ大会などの事業を行います。
- 各種競技大会などに参加する選手に対し、出場経費の一部を補助することにより、市民・団体のスポーツ活動を支援し、スポーツの振興を図ります。
- 多くの市民がレクリエーションに触れられるよう、レクリエーション協会と連携し、レクリエーションの集いの開催を支援するとともに各種事業を推進していきます。
- 市民スポーツ大会などの行事に大学や民間企業と連携し、トップアスリートと触れ合える機会を創出することにより、市民スポーツの推進を図ります。

## 施策 2 活動情報の提供の充実

### ■施策の方向性

(ア) 広報紙、ホームページのほか、SNSなど多様な伝達手段を活用した分かりやすい情報発信に努めます。

### ■主な取組

(ア) スポーツ活動情報の提供の充実

- 誰もがスポーツ・レクリエーションに関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ガイドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページの他、生涯学習・スポーツ課公式Xなど様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

### 施策 3 スポーツ事業の充実

#### ■施策の方向性

(ア) スポーツ団体、スポーツ施設利用者等、スポーツする方の声を参考とし、多くの市民がスポーツに親しむ機会となるよう、スポーツ事業の充実を図ります。

#### ■主な取組

(ア) スポーツ行事の充実

- 一人でも多くの市民がスポーツに親しむ機会が増えるよう、利用者などの声や事業参加者へのアンケート等を参考に、各スポーツ施設を管理・運営する指定管理者やスポーツ協会所属の各種競技団体と連携し、市民スポーツ大会や市民スポーツ教室などの各種事業を実施します。

### 施策 4 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

#### ■施策の方向性

- (ア) あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、学校・地域および関係団体と連携して活動の指導者の育成、支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。
- (イ) 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。

#### ■主な取組

(ア) スポーツ団体への支援の充実

- スポーツ指導者の資質向上を図るため、研修会や講習会等への参加の機会を提供するとともに、各団体が自主的でつながりのある活動が行えるよう支援します。
- (イ) 地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用
- こどもたちが地域でスポーツに継続して楽しむことができる機会を確保するため、スポーツ団体等の人材の活用を図ります。

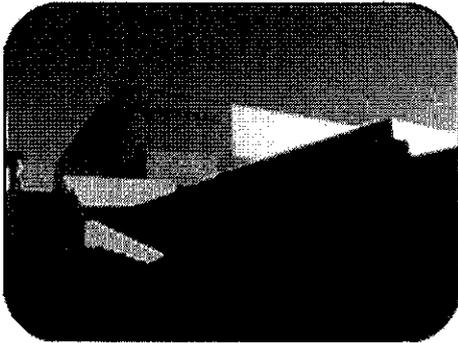
## 基本目標 10 利用しやすい施設の提供

### 現状と課題

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

### 施策

- 1 利用しやすい施設の整備
- 2 利用しやすい施設の運営



総合体育館



青葉台公園テニスコート



中央公園陸上競技場

## 施策1 利用しやすい施設の整備

### ■施策の方向性

(ア) スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

### ■主な取組

(ア) スポーツ施設の整備推進

- 快適で安全な利用環境を提供するため、定期的なメンテナンスとともに、必要に応じた改修及び修繕を行います。また、朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画に基づき、老朽化への対応やバリアフリー化などに努めます。

## 施策2 利用しやすい施設の運営

### ■施策の方向性

(ア) スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と利用者の声を反映した施設運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。

### ■主な取組

(ア) スポーツ施設の利用促進

- 市民が健康で豊かにいつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を提供し、各スポーツ施設を管理・運営する指定管理者と連携した運営に努めます。
- スポーツ施設の予約がいつでも可能な予約管理システムを適切に運用するとともにキャッシュレス決済\*を導入し、利用者の更なる利便性を図ります。

## 地域文化



### 目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

## 基本目標 11 歴史や伝統の保護・活用

### 現状と課題

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていく必要があります。

学校との密接な連携により、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

### 施策

- 1 文化財の保護・活用・伝承支援
- 2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
- 3 小・中学校等と連携した学習活動



旧高橋家住宅活用事業  
郷土の伝統芸能鑑賞教室（根岸野謡）



溝沼獅子舞

## 施策 1 文化財の保護・活用・伝承支援

### ■施策の方向性

- (ア) 重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されているさまざまな文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っています。
- (イ) 根岸野謡、溝沼獅子舞などの伝統芸能については、その伝承が絶えることがないように、様々な支援を行っています。

### ■主な取組

#### (ア) 文化財の保護・活用

- 市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護・PR\*に努めます。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅」や県指定文化財「柘塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成します。

#### (イ) 郷土芸能の保護・活用・伝承支援

- 郷土芸能に関する広報活動を促進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めます。

## 施策 2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

### ■施策の方向性

- (ア) 市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について専門的、科学的に研究を行い、その成果について、デジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供していきます。また、調査成果を刊行物にし、継続的に研究成果が使用できるように努めていきます。

### ■主な取組

#### (ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

- 専門職である学芸員有資格者等による地域の専門的な調査研究を行い、その成果を展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅広く学習できる体制を整えます。また、調査の過程で生じるさまざまな関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めます。学芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指します。

### 施策3 小・中学校等と連携した学習活動

#### ■施策の方向性

(ア) 小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館を利用するなど、学校教育の中の様々な場面で博物館や埋蔵文化財センターを利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習することができるよう、博物館と学校教育の連携を図っていきます。

#### ■主な取組

(ア) 小・中学校等と連携した伝統と文化を尊重する学習活動の推進

- 各学校が博物館や埋蔵文化財センターを利用しやすいよう、博物館利用検討委員会の場を活用し、学校と両施設の情報交換に努めるとともに、地域の歴史を身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めます。また、博物館と学校が連携して取り組む博学連携事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。



博物館を利用した授業  
(小学校3年生)



博物館を利用した授業  
(小学校3年生)

## 基本目標 12 芸術文化の振興

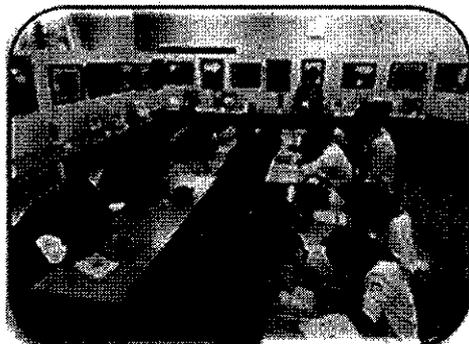
### 現状と課題

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

### 施策

- 1 芸術文化の活動の充実支援
- 2 発表と鑑賞の機会の充実支援



文化祭「芸術文化体験事業」



市民芸能まつり



芸術文化展

## 施策1 芸術文化の活動の充実支援

### ■施策の方向性

- (ア) 各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催します。
- (イ) 芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

### ■主な取組

(ア) 芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援

- 市民の連帯感や郷土愛の醸成、まちに対する誇りを感じられるよう、芸術・文化に関するイベントや、地域固有の歴史や文化を学び・感じることでできるイベントを実施し、市民が誇れる地域文化を積極的に発信し、より豊かな文化の創造に努めます。

(イ) 芸術文化活動の充実支援

- 各団体や市民が行う自主的な芸術文化活動を通して豊かで暮らしやすいまちづくりとともに、芸術文化の継承に必要な若い世代の担い手を育成し、誰もが活躍できる場の支援に努めます。

## 施策2 発表と鑑賞の機会の充実支援

### ■施策の方向性

- (ア) 文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等全ての方が参加できる文化事業を開催します。
- (イ) 市民作家や芸術団体、芸術支援団体等と協働し、市民が気軽に芸術に触れる機会となる芸術作品の展示事業を実施します。

### ■主な取組

(ア) 発表と鑑賞の機会の充実支援

- 文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実を支援するとともに、市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。

(イ) 芸術作品の展示事業の実施

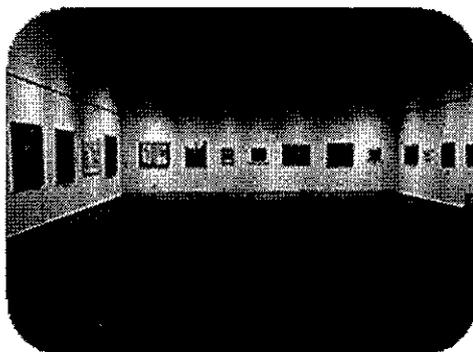
- 市民作家の創作活動の成果である「朝霞市県展作品展」や、市内において芸術家の支援を行う丸沼芸術の森との共催展示「丸沼芸術の森コレクション展」など、市民が身近に作品に触れることができるよう、博物館において、芸術作品の展示事業を実施します。



文化祭開会式



文化祭「芸能のつどい」



朝霞市県展作品展

## 第2章 施策の展開



### 目指す姿

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

## 基本目標 13

## 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

### 現状と課題

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

### 施策

1. 学校教育における人権教育の推進
2. 社会教育における人権教育の推進

## 施策 1

### 学校教育における人権教育の推進

#### ■施策の方向性

- (ア) 教育活動全体を通して、子どもたちが発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、豊かな人権感覚を育成できるようにします。
- (イ) 関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

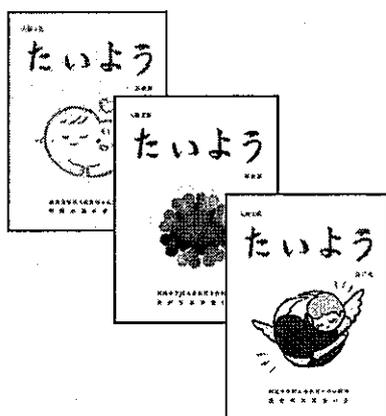
#### ■主な取組

##### (ア) 教育活動全体を通じた取組の推進

- 人権作文や人権標語に取り組み、校内での掲示や集会での発表を通して、子どもたち自身が様々な人権課題を身近に感じることでできる教育を進めます。
- 道徳をはじめとする学校教育全体の指導を通して、人権教育の充実を図ります。
- 人権の花運動に参加し、人権擁護委員の講話から学ぶとともに、協力することの大切さや感謝の気持ちを体得します。
- 多様な人権課題に関する映像資料を活用し、発達段階に応じた人権感覚を養います。
- 子どもたちの作品による人権文集「たいよう」を活用し、読後の意見交流などを通して身の回りの人権課題に目を向け、自分事としてとらえることができるようにします。

##### (イ) 多様な人権課題に対応した教育

- 関係各課や諸機関と連携を深め、積極的な外部講師等の活用により、現代社会における様々な人権課題に対応する教育を推進します。



人権作文集「たいよう」



人権の花運動

## 施策2 社会教育における人権教育の推進

### ■施策の方向性

(ア) 社会環境の変化に伴い、インターネットによる人権侵害など人権問題は多様化、複雑化しています。変化する人権問題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

### ■主な取組

(ア) 人権教育研修会・講演会・講座の開催

- 人権尊重意識の高揚と様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるための研修会や講演会、講座などの学習機会の提供に努めます。  
また、学校・家庭・地域と連携して、多様な人権課題をテーマに人権教育に取り組みます。



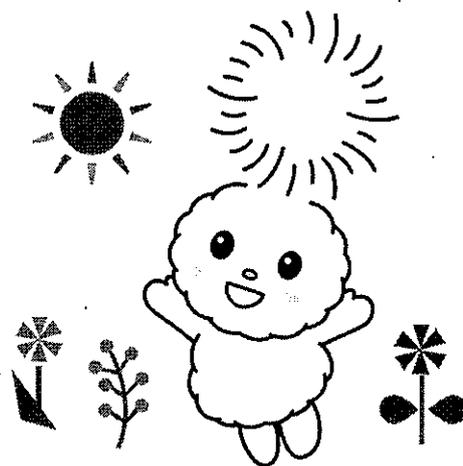
人権問題講演会



人権教育推進協議会現地研修会

## 第3章 計画の推進

- 1 計画の点検、評価の実施
- 2 指標



朝霞市キャラクターぼぼたん

### 第3章 計画の推進

#### 1 計画の点検、評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるためには、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。そのために、PDCA\*に基づくマネジメントサイクルを踏まえ、本計画に位置づけた各種事業をより効率的かつ効果的な教育施策の企画・立案などを行う観点や市民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営（EBPM）にも留意しつつ施策ごとに分かりやすい指標を設定します。

また教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成20年度から、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しています。

今後も指標を参考にしながら、点検及び評価の結果を明らかにすることを通じ、市民に信頼される公正で開かれた教育行政を推進し、基本目標の実現に向けて努力していきます。

PDCAサイクルは、事業活動における生産技術における品質管理などの継続的改善手法。管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を維持する手法です。

1. Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う。
3. Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 第3章 計画の推進

## 2 指標

第3期計画の目標の進捗状況を把握するため、基本目標ごとに次の指標を設定します。

※指標名に「【総合計画】」とあるのは、第6次総合計画における「主な成果指標」で使用している指標です。

#### 基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査における「将来の夢や目標をもっていますか。」の回答状況	79.0%	100%	将来の夢や目標を「もっている」または「どちらかといえばもっている」と回答した児童・生徒の割合
新体力テスト総合評価ABCの割合	小学校72.1% 中学校82.8%	小学校85.0% 中学校85.0%	毎年5月～7月の間で実施。総合評価A～EのうちのA～Cに位置する児童生徒の割合

#### 基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」達成状況(教科)	11/11	11/11	埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」が県平均を上回った教科数(小5・6、中1・2：国語・算数及び数学、中3：国語・数学・英語) ※11教科中の達成数
授業にICTを活用して指導する能力	小学校85.3% 中学校84.1%	小学校95.0% 中学校95.0%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」または「ややできる」と回答した教職員の割合

### 第3章 計画の推進

#### 基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校に行きづらい児童生徒へのICT支援実施率	35.0%	90.0%	学校に行きづらい児童生徒にAI搭載型オンラインドリル等を通して教育を継続するなどICT支援を実施した割合
SSR(スペシャルサポートルーム:校内教育支援センター)設置小学校の割合	0%	100%	市内10校のうち、SSR(スペシャルサポートルーム:校内教育支援センター)を設置した学校の割合

#### 基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 教育委員会アンケート(こども対象)において「学校はICTを活用した教育を推進している」の回答状況	86.0%	90.0%	「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した児童・生徒の割合
給食の満足度	—	90.0%	「とてもおいしかった」「おいしかった」の回答の割合

#### 基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校施設長寿命化計画の進捗率	—	12.5%	学校施設長寿命化計画に基づく進捗率

### 第3章 計画の推進

#### 基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校評価における地域連携に係る項目の回答状況	56.7%	80.0%	学校関係者評価(4段階)のうち、地域連携に係る項目(2項目)においてA(当てはまる)と回答された割合
学校運営協議会の会議開催回数	70回	90回	1校あたり、年間6回を目標

#### 基本目標7 生涯にわたる学びの推進

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 事業参加者満足度	93.4%	95.0%	生涯学習各種事業における満足度

#### 基本目標8 学びを支える環境の充実

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数	24,700人	40,000人	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数

#### 基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 週1回以上スポーツを行っている人の割合	51.2%	60.0%	スポーツに関するアンケート調査で週1回以上スポーツを行っている人の割合。 ※「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動などを含む
市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数	10,787人	14,400人	1年間で、市民スポーツ大会やスポーツ教室などに参加した人数

### 第3章 計画の推進

#### 基本目標10 利用しやすい施設の提供

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 スポーツ施設(14施設)の利用率	59.9%	63.0%	総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコートなど、市の主要スポーツ施設の平均利用率

#### 基本目標11 歴史や伝統の保護・活用

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 文化財課が行う事業に対する満足度	88.0%	70.0%	博物館・旧高橋家住宅で行う展示・事業に対する満足度

※現況値が目標値より高くなっている理由

令和6年度の現況値(実績値)は、令和7年1月～3月の3回の事業で実施したアンケート結果が高く出たもので、今回の指標の変更にあたり、暫定的な結果であると捉えております。

目標値につきましては、これまでに実施したアンケートの平均値を参考に算出した数値となっております。

#### 基本目標12 芸術文化の振興

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 文化祭入場者数	8,496人	9,500人	朝霞市文化祭への入場者数

#### 基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

指標名	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考(説明)
【総合計画】 人権に関する研修会、講演会参加者数	303人	500人	人権研修会などの年間参加者数
朝霞市4年次教員対象 人権教育研修会における教員の目的・課題意識	92.0%	100%	4年次研修内の人権研修において、教職員が目的意識・課題意識を持って取り組むことができたか。

# 資料



朝霞市キャラクターぽぼたん

## “こども”に類する表記について

### ◆こども

就学前から小・中学校の学齢期児童生徒を含む。第3期教育振興基本計画では、「学校教育」と「生涯学習」との施策につながりをもたせる意味でも、なるべく「児童生徒」表記を避け、「こども」表記を基本とした。

なお、その根拠は以下「※表記の引用参考例」に示す法令等の中に示されている表記とした。

#### ※表記の引用参考例

##### <こども基本法>

「こども」とは、18歳や20歳で必要なサポートが途切れないように心身の発達の過程にある者をいう。

また、「次代の社会を担う全てのこども」という表記で示されている。

##### <こども家庭庁>

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業について

##### <障害者差別解消法>

合理的配慮・・・障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

##### <COCOLOプラン 文科大臣からのメッセージ>

小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し約30万人となりました。その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響等が指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

### ◆こどもたち

“こども”との大きな違いはないが、文中における前後の意味等を考慮し、使い分けた。

### ◆こどもたち一人一人

県学力・学習状況調査における個人の学力の「伸び」、あるいは健康診断等における身体的な個人的差異、新体力テストにおける個々人の「記録」など、個別の記録を追うような形態のものに使用した。

## ◆児童生徒、子ども等

“不登校児童生徒” “医療的ケア児” “児童生徒の問題行動” “生徒指導” “外国人児童生徒” “帰国児童生徒” “児童生徒理解” “子どもの権利条約” など、文科省やそれに準ずる機関が発出する法令、条例、規則、通知等で名詞的に使用されているものについては、「こども」表記に置き換えず、そのまま使用した。

## 用語の説明

行	用語	説明	頁
あ 行	アーカイブ	情報を長期的に保存し、必要に応じてアクセスできるようにする機能や場所。	9、23、65
	あさか教師塾	教職員等の資質・指導力の向上を図るとともに、本市教育の充実と発展に資するための研修会を実施している。	12、65
	朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画	こどもの「読書離れ」が指摘される中、家庭と学校と地域がこどもの読書への関わりを深め、市全体でこどもの読書環境を整えることを目指し、平成13年12月に公布された『子どもの読書活動の推進に関する法律』に基づき朝霞市子ども読書活動推進計画を策定した。現在は、朝霞市立図書館サービス基本計画と一本化し、令和8年度から令和12年度までの第4次計画を進めている。	4、46、53
	朝霞市中学生社会体験チャレンジ事業	中学生による職場体験活動。1年生または2年生で3日間実施している。	46

行	用語	説明	頁
あ 行	朝霞市幼児教育振興協議会	本市のこどもたちの心身ともに健やかな成長を願い、幼児教育と小学校教育との連携の充実を図るために設置した協議会。	68
	あさか・スクールサポーター	学校長の監督の下に、小学校3学年から6学年並びに中学校の通常の学級における学級担任及び教科担任の補助として、児童生徒の学校生活への適応に係る支援並びに学習指導の補助に従事する。	9、53
	いじめ	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。	5、34、38、45、47、48、49、96
	いじめ防止対策推進法	いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めている法律。	47
	インクルーシブ教育	障害のある人が精神及び身体的な能力などを最大限度までに発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のない人と障害のある人が共に学ぶ仕組み。	9、27、34、60
	英語指導助手	小学校や中学校の外国語授業において、日本人教師を補助する英語の指導助手。	9、10、55
か 行	学生サポート	不登校や集団不適應のこどもへの支援として、大学生及び大学院生を小・中学校に派遣している。児童生徒とのふれあいをとおしての相談活動や学習支援等を実施しながら、問題解決に努めている。	5、47、62

## 資料

行	用語	説明	頁
か 行	学校運営協議会	学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるため、保護者や地域住民などから構成される組織。学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。この組織を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれる。	14、15、74、75、103
	学校応援団	埼玉県独自の取組で、学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	14、42、76
	学校施設長寿命化計画	学校の建物や設備を安全かつ快適に長く使い続けられるよう、計画的な点検・改修・改築を行うための中長期的な計画。	4、28、34、41、72、73、102
	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、心身ともに発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	46
	家庭教育学級	保護者などが子育てやしつけ、こどもとの関わり方、親自身の生き方などについて、仲間と学んだり、悩みを話し合ったり、情報交換しながら、様々な角度から家庭教育について考える場。	74、77
	キャッシュレス決済	現金を使用せずに商品やサービスの代金を支払う方法のことで、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などがある。物理的な現金の受け渡しが不要になり、より便利で迅速な取り引きが可能となる。	89

## 資料

行	用語	説明	頁
か 行	キャリア教育	望ましい勤労観、職業観および職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	9、39、52、54
	旧高橋家住宅	根岸台2丁目にあり、江戸時代中期までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。その住宅・敷地が平成13年（2001年）に重要文化財の指定を受けた。	22、23、91、104
	教科等指導員	教育委員会学校教育部教育指導課が行う学校訪問に際し、教科等の指導内容や指導方法等についての指導、助言機能を充実するために教育委員会が委嘱した、市内小・中学校の教員。	12、65
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害のある人とない人が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。	9、40、59、60
	協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。	2、14、15、24、26、30、31、32、33、35、39、42、45、52、53、67、74、75、76、94、103
	グローバル化	人やモノ、情報などが従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模でやりとりが行われること。	2、26、32

行	用語	説明	頁
か 行	子ども相談室	幼児から高校生までの教育に関わり様々な悩みについて、カウンセリングを行うとともに、不登校児童・生徒に対して、学校への適応指導を行うため、教育相談員4人が随時相談に応じている。また、心理学者と精神科医による専門的な相談も月1回行っている。	47、62、63
	子どもの権利条約	18歳未満のこどもは権利を持つ主体であり、大人と同様に基本的人権を持つと定めて国際条約。こどもの生存・発達・保護・参加の4つの権利原則を基本とし、こどもが健やかに成長するための具体的な権利や国が負う責任を定めている。	48、65
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、こどもの豊かな成長を支えていく仕組みを備えた学校。	14、15、42、74、75
さ 行	埼玉県学力・学習状況調査	全県的な教育水準の維持向上を図る観点に立ち、埼玉県児童生徒が学習内容をどの程度身に付けているか、学習に対する興味・関心などの状況を調べるための調査。小学校5年生・中学校2年生を対象としている。	46、53、101
	埼玉県子供読書活動推進計画	平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、埼玉県のこども読書活動を推進するためのガイドラインとして、平成16年3月に策定された。現在は、令和6年度から令和10年度までの第5次計画が進められている。	46、53

行	用語	説明	頁
さ 行	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21(2009)年度に埼玉県独自の道徳教育教材資料集として作成されたもの。全5種類で小学校版3種(低・中・高学年)、中学校版、高等学校版がある。平成24年(2012年)3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成している。	46
	サポート相談員	朝霞市独自で、こどもの悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、こどもと保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、ふれあいや地域の巡回等をとおして、問題解決に努めている。	5、47、62
	さわやか相談員	埼玉県から助成を受け、朝霞市が児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、こどもと保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、こどもや保護者とのカウンセリングを実施しながら、問題解決に努めている。	5、47、62
	さわやか相談室	市内各中学校に設置。いじめや不登校等のこどもの心の問題に対応するため、児童・生徒、保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図っている。また、スクールカウンセラーによる相談も月2～4回行われている(スクールカウンセラーによる相談は小学校でも月1回程度行っている)。	47、62、63

## 資料

行	用語	説明	頁
さ 行	持続可能な開発のための教育 (E S D)	環境・貧困・人権・平和・開発といった世界規模の課題を自らの問題と捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。E S Dとは、Education for Sustainable Developmentの略。	40、60、61
	主体的・対話的で深い学び	主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。	2、39、54
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの小学校1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「話を聞かない」などの状態が数か月継続する状態。	5
	生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習のこと。	2、4、16、17、18、29、31、33、35、42、49、78、79、80、82、83、84、86、103
	職業教育	一定または特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。	39、52、54
	少人数指導	学級を少人数に分割して、複数の教師が授業を行う授業形態。	9、53

行	用語	説明	頁
さ 行	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力。	34、39、56
	情報セキュリティ	アンチウイルスソフトでコンピュータを守ったり、情報の持ち出しを制限・管理したりして、個人情報が出漏ることを防ぐこと。	56
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。	34、56
	食に関する指導	栄養教諭等を中心に、各学校と連携しながら各授業への協力やセレクト給食・卒業祝い給食を実施し、将来に向けての健康管理と食事の楽しさを指導している。	2、5、38、51
	人権意識	人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度のこと。	48、49、96、98
	人権感覚	人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚。	36、47、48、49、97

行	用語	説明	頁
さ 行	人権教育	基本的人権の精神を学び、理解し、尊重できる実践力を身に付ける教育活動と、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者に関する事など、個別の人権課題に対する正しい理解を深め、解決に向けて実践する知識・技能や態度を育成する教育活動のこと。	5、31、36、 38、44、49、 96、97、98、 104
	人権教育総合推進 地域事業	文部科学省から委嘱を受け、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資するための研究のこと。	48
	人権作文	日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施している。	49、97
	人権の花運動	小学生を対象とした取組。児童が配布された花の種子、球根などを協力しながら育てることで、命の大切さや感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、優しさと思いやりの心を体得させ人権思想を育むことを目的として実施している。	49、97
	人権標語	「ふれあい標語」として、「家族のふれあい」、「心のやさしさ」などをテーマとした標語を募集し、優秀作品の表彰を行っている。	49、97

行	用語	説明	頁
さ 行	人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。ある海外の研究によれば、「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」との推計があり、平成29年9月に政府において発足した「人生100年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。	2、29、35
	新体力テスト	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするために、文部科学省で行っている調査。平成11年度から調査項目等が変わり、それまでの調査と区別するために「新体力テスト」（小学校全48項目、中学校全24項目）と呼んでいる。	8、101
	スクールカウンセラー	学校でこどもの心のケアや相談をする専門職。	5、47、58、60、62
	スクールガードリーダー	各学校の実情に応じて学校内外の巡回、登下校の安全確保や通学路の防犯パトロールなど、学校安全体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して、指導を行う者。	67、77
	スクールソーシャルワーカー	こどもの問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題解決を図る専門職。	47、62
	スチューデントサポーター	不登校の未然防止や学校復帰の支援する学生ボランティア。	5、47、62
	性的マイノリティ	身体の性別と性自認（性別に関する自己意識のこと）が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者などの性的少数者。	48、49

## 資料

行	用語	説明	頁
さ 行	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国的にこどもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。	10
た 行	地域ぐるみの学校安全体制	地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心な学校を確立するための取組。	41、42、67、76、77
	長寿命化	予防保全や適切な改修等により、公共施設の延命化を図り、長く安全に利用していくこと。	17、21、28、41、71、72、73、88
	超スマート社会 (Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	2
	通級による指導	LD、ADHD、自閉症、情緒障害及び難聴・言語障害の児童・生徒を対象に、その障害の改善、克服を目的とした指導を行う教室のこと(LD、ADHD、自閉症、情緒障害の教室は、平成23年度から朝霞第四小学校、平成26年度から朝霞第十小学校、令和2年度から朝霞第一中学校。難聴・言語の障害の教室は平成29年度から朝霞第五小学校に設置)。	27、60
	低学年補助教員	小学校低学年における基礎学力の定着、規律ある態度の育成を図るため、学級担任を補助する補助教員。	9、53
	デジタルアーカイブ	重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。	17、22、23、90、91

## 資料

行	用語	説明	頁
た 行	テレワーク	Tele (離れたところ) と Work (働く) を合わせた造語で、ICT 技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。	66
	道徳教育推進教師	道徳教育を推進していくための体制づくりにおいて、中心となって学校全体を動かす役割を担う教員。	46
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育における、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、及び保護者に対する学校の窓口となる教員。	58、60
な 行	日本人帰国児童生徒	海外日本人学校などからの帰国子女。	39、40、55、61、63
	ネットワーク	網の目のようなつながりのこと。情報の伝達網のこと。	33、35、41、47、69、79
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。	60
は 行	博学連携	学校と博物館がそれぞれの教育機能を活用し、学校や社会教育だけでは成し得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。さらに学校教育の充実や地域社会の活性化等の個別機能の充実にも役立つものとされている。	55、92
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるもの。	58、60

## 資料

行	用語	説明	頁
は 行	バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。	17、21、41、 60、72、73、 89
	不登校	「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない（できない）ことにより長期欠席すること。	7、26、27、 34、38、45、 47、71、73
や 行	薬物乱用防止教室	学校における薬物乱用防止教育の充実のために薬物乱用の心身への影響等について専門的な知見を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師とする授業のこと。	51
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことを指し、子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている。	27、63
ら 行	理科支援員	小学校の理科授業の観察・実験に係る支援を行う補助教員。	53
ア ル フ ァ ベ ツ ト	AI	Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。	26
	AI搭載型オンラインドリル	人工知能技術を活用して生徒一人一人の学習をサポートするデジタル教材	53、57、102

## 資料

行	用語	説明	頁
アルファベット	GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒1人につき1台の学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備する計画。子どもたち一人一人の個性に合わせたICT教育を実現するための構想。	2、11、26
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称。情報や通信に関連する技術一般の総称。	2、11、26、35、39、42、53、56、65、69、78、79、80、101、102
	LGBTQ	性的マイノリティを表す総称の一つで、Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Questioning/Queer (クエスチョニング/クィア) の頭文字をとったもの。	27
	OECD	経済協力開発機構。世界各国の経済・社会政策について協力・研究・調整を行う国際機関。OECDは、教育分野でも様々な国際比較調査を行っており、教員の勤務時間調査もその一つ。	27
	PDCA	計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)の4段階を繰り返すマネジメントサイクルのこと。	100
	PR	Public Relations の略称。企業や自治体等が、事業内容等を良く知ってもらうため、情報を発信したり、意見を受け入れたりすること。	91

## 資料

行	用語	説明	頁
アルファベット	SDGs	2015年(平成27年)に国連サミットで採択された。「誰一人取り残さない社会」を理念とし、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標と、それを実現するための169のターゲットから構成され、2030年を期限としている。 SDGsとは Sustainable Development Goals の略。	2、29、32
	SNS	Social Networking Service の略称。 一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。	52、79、86
	SSR	スペシャルサポートルーム。 学校に行けても教室での集団生活が難しい不登校のこどもたちに、校内に設置された「安心できる居場所」を提供するもの。	47、62、102

## 策定の経緯

### (1) 教育振興基本計画策定委員会での審議

本計画に幅広い意見を反映させるため、教育振興基本計画策定委員会を設置し、15人の委員を委嘱して令和7年7月から計4回にわたり会議を開催しました。

また、策定委員会の下部組織として、教育委員会部課長10人で組織する教育振興基本計画作業部会で、計画原案の作成等を行いました。

### (2) 市民からの意見募集

朝霞市市民コメント手続実施要綱に基づき、上記策定委員会で作成した計画(素案)を令和7年11月20日から12月22日まで市ホームページ等で公開し、市民等から御意見を募集しました。

### (3) 教育委員会会議での議決

令和8年〇月の教育委員会定例会において、本計画の最終案を議決し、計画が成立しました。

#### ●策定委員会

---

令和7年	7月	第1回朝霞市教育振興基本計画策定委員会
令和7年	8月	第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会
令和7年	10月	第3回朝霞市教育振興基本計画策定委員会
令和8年	1月	第4回朝霞市教育振興基本計画策定委員会

#### ●作業部会

---

令和7年	7月	第1回朝霞市教育振興基本計画作業部会
令和7年	8月	第2回朝霞市教育振興基本計画作業部会
令和7年	9月	第3回朝霞市教育振興基本計画作業部会
令和8年	1月	第4回朝霞市教育振興基本計画作業部会

## 朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例

### (目的)

第1条 この条例は、朝霞市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により朝霞市教育振興基本計画案（以下「計画案」という。）を作成するため、朝霞市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、計画案を作成し教育委員会に答申する。

### (組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 市職員

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画案を答申する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

## 資料

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成25年1月15日）から施行する。

## 朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	所属・職名	氏 名
1	十文字学園女子大学 教授	◎ 塚 田 昭 一
2	朝霞市立朝霞第六小学校 校長	○ 小 島 孝 之
3	朝霞市立朝霞第一中学校 校長	唐 松 善 人
4	朝霞市立朝霞第九小学校 教頭	南 雲 秀 隆
5	朝霞市立朝霞第四中学校 教頭	金 井 邦 夫
6	朝霞花の木幼稚園 園長	行 平 か お る
7	朝霞市立本町保育園 園長	伊 地 知 く み 子
8	朝霞市保護者代表連絡会 事務局長	西 明
9	朝霞市社会教育委員会議 議長	金 子 幸 男
10	朝霞市文化協会 会長	平 塚 誠
11	朝霞市スポーツ協会 理事長	塩 味 光 夫
12	公募市民	坂 真 吾
13	公募市民	畑 田 奈 央 美
14	朝霞市教育委員会 学校教育部長	福 士 昌 三
15	朝霞市教育委員会 生涯学習部長	奥 山 雄 三 郎

◎委員長、○副委員長

## 朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 朝霞市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として、朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が朝霞市教育振興基本計画案（以下「計画案」という。）を検討するための素案を作成し、委員会へ提出する。

2 委員会が計画案作成のために、情報等が必要な場合、部会が調査検討して対応する。

(組織)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は学校教育部長を、副部会長は生涯学習部長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1)教育総務課長

(2)教育管理課長

(3)教育指導課長

(4)学校給食課長

(5)生涯学習・スポーツ課長

(6)文化財課長

(7)中央公民館長

(8)図書館長

4 部会員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

## 朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会員名簿

No.	所属・職名	氏名
1	学校教育部長	◎ 福 士 昌 三
2	生涯学習部長	○ 奥 山 雄 三 郎
3	学校教育部次長兼教育総務課長	関 口 豊 樹
4	教育管理課長	横 瀬 修 克
5	教育指導課長	手 島 牧 子
6	学校給食課長	星 加 敏 昭
7	生涯学習部次長兼 生涯学習・スポーツ課長	長 谷 修 (～令和7年9月30日)
		堀 川 政 昭 (令和7年10月1日～)
8	生涯学習部参事兼中央公民館長	堀 川 政 昭 (～令和7年9月30日)
	中央公民館長	大 瀧 一 彦 (令和7年10月1日～)
9	文化財課長	藤 原 真 吾
10	図書館長	増 田 潔

◎部会長、○副部会長

## 子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。

これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

### 1 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

※「子どもの権利条約」は、平成元年（1989年）の第44回国連総会で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准しました。

## 第3期朝霞市教育振興基本計画（案）

（令和8年度～令和12年度）

～豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育～

令和8年〇月

編集・発行 朝霞市教育委員会（学校教育部教育総務課）

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

TEL 048-463-1111（代表）

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

議案第14号

朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により、別紙のとおり令和7年度朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

別紙

朝霞市教育委員会表彰 被表彰候補者（行政委員等）

朝霞市教育委員会表彰規程施行細則第3条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

1 被表彰候補者

(敬称略)

No.	職名・団体名等	氏 名	在 職 期 間 等
1	学校内科医	いけだ なおや 池田 直弥	平成27年4月1日から現在まで、朝霞市立朝霞第五小学校学校内科医として、学校保健安全計画の立案に参加し、並びに児童・生徒の健康診断を実施し、結果に基づく事後措置として疾病の予防措置及び健康相談を行い、児童の健康の保持増進に尽力した。
2	朝霞市スポーツ推進委員	ふじた しおん 藤田 志穂	平成27年7月1日から現在において、朝霞市スポーツ推進委員として、市民スポーツ大会や各種事業において尽力いただいている。特に、事業において準備体操を行うことなど、朝霞市のスポーツ振興に貢献している。
3	朝霞市社会教育委員	おじま まちこ 小島 真知子	平成27年7月1日から現在まで朝霞市社会教育委員として、本市の生涯学習に大きく貢献している。

《表彰基準》

- ① 10年以上教育行政委員として、本市教育行政の振興に功労のあった者
- ② 10年以上学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として、本市学校保健の維持・増進に功績のあった者
- ③ 10年以上学校教育、社会教育、生涯学習又は青少年育成の活動の推進・発展に寄与し、市民の模範となる個人又は団体

No.	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要
<b>【朝霞第六小学校】</b>					
1	川畑 太洋	4	令和7年度国土と交通に関する図画コンクール 佳作	絵画	全国大会入賞
2	渡邊 大雅	6	朝霞市小学校陸上競技大会 ボール投げ 62m11 (大会新記録)	陸上	校長推薦
<b>【朝霞第一中学校】</b>					
1	ラミチャネ アヌサ	2	第77回埼玉県中学校英語弁論大会 第4位	英語	県大会入賞
<b>【朝霞第二中学校】</b>					
1	小倉 隆聖	-	令和7年度第71回全日本中学生通信陸上競技埼玉県大会 中学男子4×100m決勝7位	陸上	県大会入賞
<b>【朝霞第三中学校】</b>					
1	持田 莉愛	1	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子400mリレー第3位	陸上	県大会入賞
2	滝瀬 佳音	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子円盤投げ 第6位	陸上	県大会入賞
3	小宮山 夏花	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子100mハードル 第2位	陸上	県大会入賞
4	若山 華子	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子400mリレー第3位	陸上	県大会入賞
5	市田 杏月	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子100mハードル 第5位	陸上	県大会入賞
6	平山 翔太	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 男子400mリレー第6位	陸上	県大会入賞
7	清水 麻衣	2	埼玉県新人体育大会兼県民スポーツ大会埼玉県大会 女子200m 第5位	陸上	県大会入賞
8	佐藤 柚花	3	第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障害スポ」 ディスタンスレディース・スタンディング 1位	フライングディスク	全国大会入賞
9	橋本 優登	3	令和7年度第60回記念郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞
<b>【朝霞第四中学校】</b>					
1	奥野 藍央	1	令和7年度全国中学校体育大会第46回全国中学校スケート大会出場	スピードスケート	全国大会出場
<b>【朝霞第五中学校】</b>					
1	見澤 祥真	3	第77回埼玉県中学校英語弁論大会 第7位	英語	県大会入賞

議案第16号

学校歯科医の解職と委嘱について

学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、学校歯科医の解職及び委嘱について下記のとおり議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

学校歯科医

1. 解職について

(敬称略)

発令年月日	発令事項	氏名
令和 8年 3月31日	朝霞市立朝霞第一小学校 学校歯科医の委嘱を解く	ほぎき てるお 保崎 輝夫
	朝霞市立朝霞第一小学校 学校歯科医の委嘱を解く	こまつ やおこ 小松 弥生子
	朝霞市立朝霞第五中学校 学校歯科医の委嘱を解く	よしざわ ただし 吉澤 禎

2. 委嘱について

(敬称略)

発令年月日	発令事項	氏名
令和 8年 4月 1日	朝霞市立朝霞第一小学校 学校歯科医を委嘱する	さわだ あきひと 澤田 昭仁
	朝霞市立朝霞第一小学校 学校歯科医を委嘱する	あおやま ともみ 青山 智美
	朝霞市立朝霞第五中学校 学校歯科医を委嘱する	あおき たかよし 青木 隆慶

議案第17号

学校医の解職と委嘱について

学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、学校医の解職及び委嘱について下記のとおり議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

学校医

1. 解職について

(敬称略)

発令年月日	発令事項	氏名
令和8年 3月31日	朝霞市立朝霞第一小学校 学校内科医の委嘱を解く	しおみ ぜんさく 塩味 善作
	朝霞市立朝霞第二小学校 学校内科医の委嘱を解く	あさの おさむ 浅野 修

2. 委嘱について

(敬称略)

発令年月日	発令事項	氏名
令和8年 4月1日	朝霞市立朝霞第一小学校 学校内科医を委嘱する	まえだ しゅうじ 前田 修司
	朝霞市立朝霞第二小学校 学校内科医を委嘱する	あかし まさかず 明石 真和

議案第18号

学校薬剤師の解職と委嘱について

学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、学校薬剤師の解職及び委嘱について下記のとおり議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

学校薬剤師

1. 解職について

(敬称略)

発令年月日	発令事項	氏名
令和8年 3月31日	朝霞市立朝霞第四中学校 学校薬剤師の委嘱を解く	ふじもと ひろこ 藤本 広子

2. 委嘱について

(敬称略)

発令年月日	発令事項	氏名
令和8年 4月1日	朝霞市立朝霞第四中学校 学校薬剤師を委嘱する	なるしま まりこ 成島 まり子

議案第19号

朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1校の規定により、別添のとおり朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することについて議決を求める。

令和8年2月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

「朝霞市立小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（令和8年度～令和10年度）を策定する。

施行期日 令和8年4月1日

参考事項

1 給特法改正の概要

- ・業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表、検証の義務化
- ・時間外在校等時間の上限及び月平均30時間の努力義務の明確化

2 計画期間

- ・令和8年度から令和10年度まで（3年間）

3 今後の予定

- ・教育委員会議決後、学校及び市民への公表
- ・各学校における学校運営の基本方針への反映
- ・毎年度の進捗管理及び実績公表

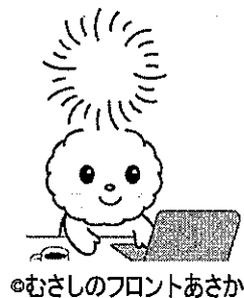
**朝霞市立小・中学校教職員の  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(令和8年度～令和10年度)(案)**

第3期 朝霞市教育振興基本計画  
基本理念

豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育

令和8年2月

朝霞市教育委員会



凡例

本計画においては、本文中の「※」印は、巻末に掲載した関連資料の番号を示します。

第6章の各取組の末尾に付したⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び番号は、巻末資料3「学校と教師の業務の3分類」における該当分類を示します。

## はじめに

---

近年、学校現場では業務の複雑化・多様化が進み、個別の対応に追われる中で、教職員の長時間勤務が常態化しています。

このような状況は、教職員の心身の健康を脅かすとともに、本来注力すべき教育活動の質の低下を招くおそれがあり、早急な是正が求められているところです。

本市においても、これまで「朝霞市立小・中学校における働き方改革の基本方針」に基づき、業務改善や時間外勤務時間縮減に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、依然として時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の割合は高い水準にあります。

この課題に対応するためには、更なる業務改善と時間外勤務時間の適正化が不可欠です。

加えて、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）<sup>※1・2</sup>（巻末資料）」においては、教職員の時間外勤務について、「平均月30時間以内」とする努力義務が新たに規定されるとともに、教育委員会には、業務量の管理及び健康確保措置に関する計画を策定し、公表することが義務付けられました。

こうした法制度の改正をも踏まえ、本市教育委員会では、教職員一人一人が心身ともに健康で、子どもたちにいきいきと向かい合うことができる教育環境を実現するため、これまで以上に働き方改革を推進してまいります。

あわせて、教職員のウェルビーイングの確保に資する取組を健康確保措置と一体的に進めることで、学校が本来果たすべき「教育の場」としての役割を一層強化してまいります。

本計画は、これまでの「働き方改革基本方針」の成果と課題を継承しつつ、令和7年度改正給特法<sup>※1・2</sup>により新たに義務付けられた「業務量管理・健康確保措置計画」として策定したものです。

子どもたちの成長と学びを第一に据えるとともに、それを支える学校教職員一人一人の心身の健康と生活の充実を確保することが、教育の質を高める基盤であると考えています。

今後とも、保護者・地域の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、教職員の働き方改革を着実に進め、全ての子どもたちが安心して学べる教育環境の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

朝霞市教育委員会教育長

## 目 次

---

第1章 計画の位置づけ及び趣旨・期間	1
第2章 本市の現状と前基本方針の評価・検証	2
第3章 本市の課題	5
1 長時間勤務と業務負担の偏在	5
2 業務内容の複雑化と属人化	5
3 部活動・行事の負担	5
4 ICTの活用不足	6
5 教職員のメンタルヘルスと健康確保	6
第4章 基本方針	7
1 教育の質と健康の両立	7
2 業務量の見える化と適正化	7
3 属人化の解消と組織的対応	7
4 柔軟な働き方の推進	7
5 ICT活用による効率化	7
6 協働と理解の促進	7
7 3分類に基づく業務整理	7
第5章 数値目標と段階計画	8
第6章 業務量管理に関する具体的取組	9
1 校務の効率化・ICTの活用	9
2 総業務量の削減	9
3 人的支援と体制整備	10
4 業務のローテーションと中核的教員の育成	10
5 授業準備環境の整備	11
6 業務改善への助言体制	11
7 学校運営協議会との連携強化	11
8 通学路の安全確保と地域連携による見守り体制	12
9 保護者対応の強化	12
10 フレックスタイム制の活用	12
11 部活動の適正化・地域展開の検討	13

第7章 健康確保措置に関する具体的取組	15
1 勤務時間の把握・管理	15
2 面談・相談体制	15
3 メンタルヘルス対策	16
4 休暇・意識改革の推進	16
第8章 推進体制と進捗管理（フォローアップ）・評価	17
1 推進体制	17
2 進捗管理	17
3 評価	17
資料	19
資料1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等 の一部を改正する法律の概要	19
資料2 学校と教師の業務の3分類	23
資料3 朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱	24
資料4 用語の解説	26

## 第1章 計画の位置づけ及び趣旨・期間

本計画は、改正給特法<sup>※1・2</sup>第8条の規定に基づき、教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」です。

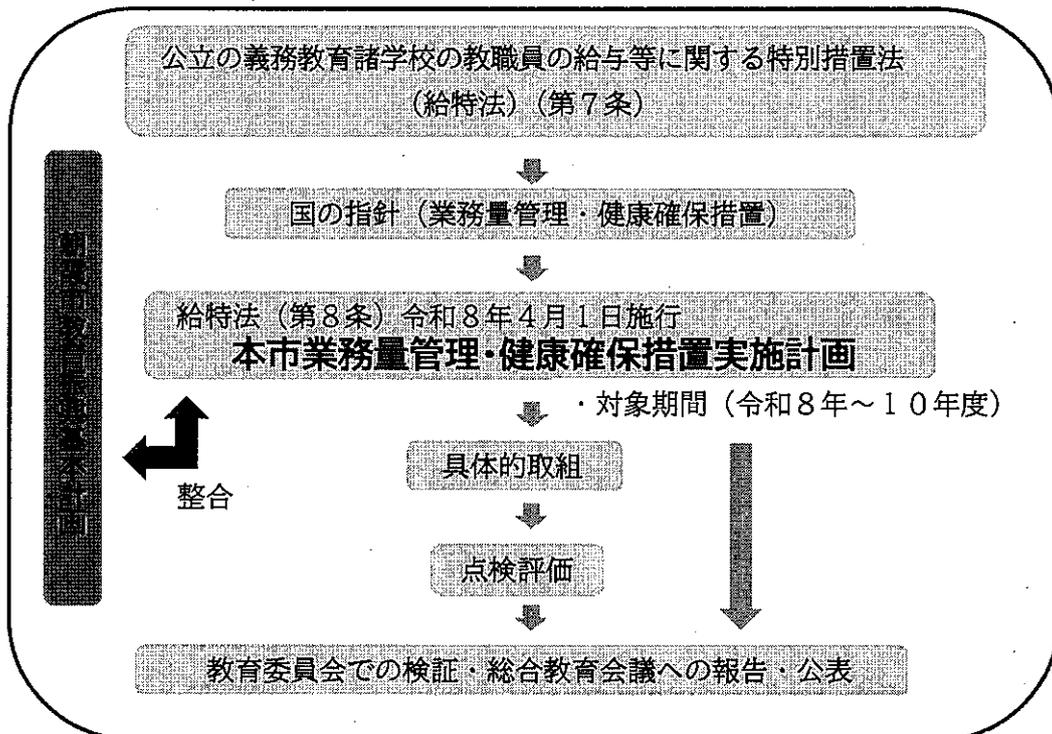
本計画の趣旨は、教職員の長時間勤務の是正と健康保持・増進を両輪として推進し、持続可能な学校運営体制を構築することにあります。

また本計画は、令和7年9月に改定された国の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「業務量管理・健康確保指針」という。）」を踏まえつつ、本市の実情に応じた具体的な方策を定めています。

計画の対象期間は、第1期計画として令和8年度から令和10年度までの3年間とし、この間に業務量削減や数値目標（45時間以内・360時間以内・30時間努力目標）の達成に向けた具体的取組を段階的に進めます。

あわせて、毎年度実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

さらに、計画の進捗状況及び評価結果については、教育委員会において検証を行ったうえで、総合教育会議へ報告するとともに、広く公表することにより、透明性を確保し、市民や関係者との共有を図ります。



## 第2章 本市の現状と前基本方針の評価・検証

従前の基本方針では、教職員の時間外在校等時間を「月45時間以内」、「年360時間以内」とすることを目標に掲げ、令和6年度末までにその教職員割合を100%とすることを目指して、校務の効率化や業務改善に取り組んでまいりました。

その結果、一定の改善は見られたものの、令和6年度の実績では、下表のとおり、月45時間を超える教職員の割合、年360時間超の教職員の割合ともに、目標の達成には至りませんでした。

依然として長時間勤務が大きな課題であることが見て取れます。

要因としては、繁忙期の業務集中・偏在、ICTの利活用不足、業務の属人化、部活動、行事等の業務量の増大などが挙げられます。

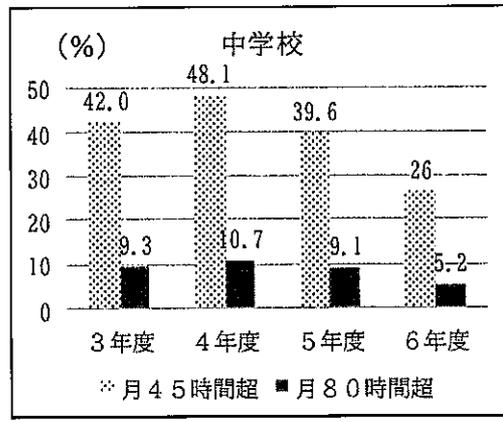
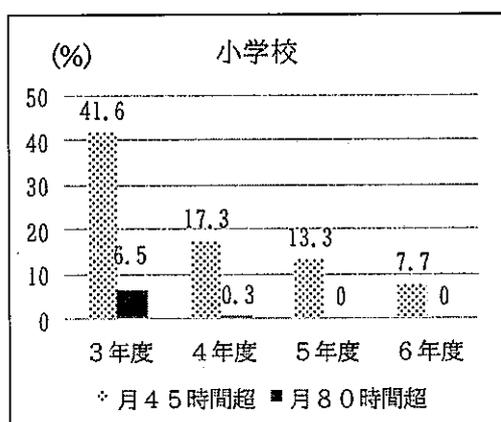
### (1) 教職員における時間外在校等時間の状況

#### ①時間外在校等時間が月45時間、80時間超の教職員の割合

単位：%

区分	朝霞市				埼玉県 平均	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	
小学校	月45時間超	41.6	17.3	13.3	7.7	18.4
	月80時間超	6.5	0.3	0.0	0.0	0.3
中学校	月45時間超	42.0	48.1	39.6	26.0	34.2
	月80時間超	9.3	10.7	9.1	5.2	2.5

各年3月実施の埼玉県勤務状況調査より

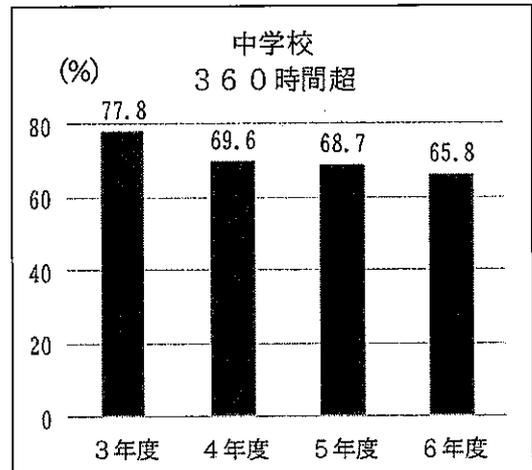
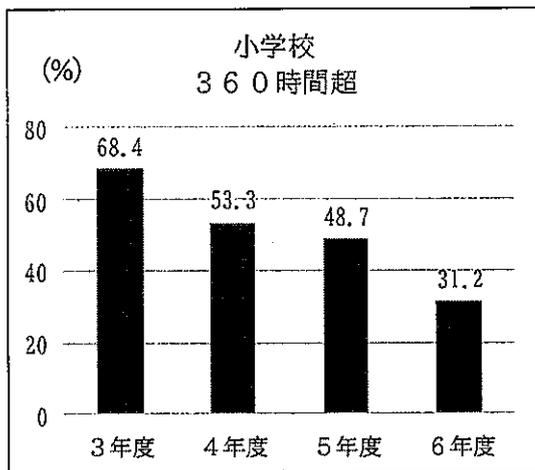


② 1年間の時間外在校等時間が360時間超の教職員の割合

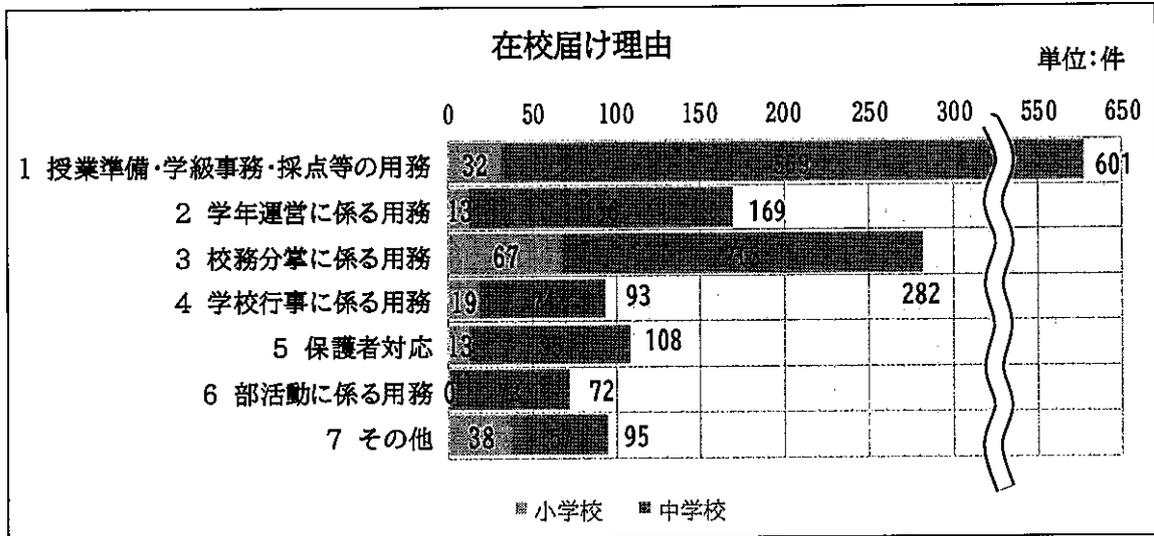
単位：％

区 分	朝霞市				埼玉県内 平均
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
小学校 360時間超	68.4	53.3	48.7	31.2	47.6
中学校 360時間超	77.8	69.6	68.7	65.8	61.3

各年3月実施の埼玉県勤務状況調査より



③令和6年度 午後8時以降在校届出一覧



令和6年度の届出を集計

本市の勤務実態は、学校種によって傾向が大きく異なります。

小学校では、月45時間超の時間外勤務割合が令和3年度以降着実に減少し、令和6年度は7.7%、80時間超はゼロと改善が進んでいます。

一方、中学校は令和6年度においても月45時間超が26.0%、80時間超が5.2%、さらに年360時間超割合は65%以上と高水準が続き、慢性的な長時間勤務が構造的課題となっています。

特に中学校では、教職員一人一人の努力や献身に依存した働き方からの転換が急務であり、業務量の抜本的見直し、組織的な勤務時間管理、そして計画的な健康確保措置が不可欠です。

また国が示した「学校と教師の業務の3分類<sup>\*4</sup>」に照らすと、本市の学校現場には、学校が担うべき業務以外の「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」が混在している状況が見られます。

これらを適切に整理、移行することが、長時間勤務是正には必須となります。

そのうえで、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」においても着実に見直しをしていかなければなりません。

本市は、これまでの改革で得られた成果と残された課題を直視し、教育委員会、学校、地域が一体となって、実効性のある働き方改革を更に推進していきます。

## 第3章 本市の課題

第2章の分析を踏まえると、本市における主要な課題は、以下のとおりです。

### 1 長時間勤務と業務負担の偏在

本市の主要な課題の一つは、教職員の長時間勤務と業務負担の偏在です。

市全体として時間外勤務が依然として高水準にあり、特に中学校では「月45時間超」が26.0%、「月80時間超」が5.2%、「年360時間超」が65.8%と高い水準にあります。

こうした長時間勤務は、心身の健康リスクを高め、教育の質の低下にも直結することから、抜本的な時間削減策が急務です。

授業や学級経営など学校が担うべき業務以外に国が示す3分類<sup>\*4</sup>で言う、「学校以外が担うべき業務」（例：学校徴収金の徴収・管理、保護者等からの過剰な苦情等の学校では対応が困難な事案への対応）、「教師以外が積極的に参画すべき業務」（例：部活動の地域移行対象業務）が依然として学校に残っているほか、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」（例：授業準備）においても効率化が十分に進んでいないことが、大きな負担要因となっています。

### 2 業務内容の複雑化と属人化

在校理由の届出では、授業準備・採点、校務分掌、学年運営、保護者対応が大きな割合を占め、特定の教員に負担が集中しています。業務の平準化や分担の見直しが進まず、ノウハウの共有不足も属人化を助長しています。

特に、必ずしも学校が担う必要のない業務については、業務削減や外部化によって属人化を解消する余地があります。

### 3 部活動・行事の負担

部活動の運営は、教職員にとって大きな業務負担となっており、授業準備や児童生徒対応の時間を圧迫しています。

特に中学校では、その負担が顕著であり、授業以外の業務量増大の主要因となっています。

また学校行事の準備や運営も多忙化の一因であり、その必要性や規模の見直しが求められます。これは、学校以外が担うべき業務や教師の業務であっても負担軽減を促進すべき業務の代表例であり、地域移行や規模縮小が不可欠です。

#### 4 ICTの活用不足

校務用の電算システムが一部の業務で導入されているものの、負担軽減や効率化の観点からは十分な効果を発揮していません。

令和7年度からは新たな校務支援システムC4t hが導入されており、システムの活用による負担軽減が期待されます。

#### 5 教職員のメンタルヘルスと健康確保

毎年、心身の健康不調を訴える教職員がいます。

休職や離職は教育活動に大きく影響するため、勤務時間の適正化と併せて、既存の相談体制やメンタルヘルス支援策を周知するなど、利用しやすい環境を整備する必要があります。

これらの課題に対して、業務そのものの見直しと校内組織体制の改革を一体的に進め、属人化を防ぎながら、持続可能な学校運営体制を構築していく必要があります。



## 第4章 基本方針

---

本計画の推進にあたり、次の基本方針を定めます。

### 1 教育の質と健康の両立

児童生徒の学びの質を維持・向上させるとともに、勤務時間の適正化による長時間勤務の是正を図り、教職員の心身の健康を守り、健康確保措置を着実に講じます。

### 2 業務量の見える化と適正化

校務支援システムにより、勤務時間や業務内容の実態を定期的に把握・分析し、削減可能な業務の見直しを進めます。改正給特法<sup>\*1・2</sup>に基づき、業務量を適切に把握・管理し、必要な健康確保措置を講じる体制を整備します。

### 3 属人化の解消と組織的対応

業務が特定の職員に集中しないようローテーションや役割分担を行い、組織全体で業務を遂行します。

### 4 柔軟な働き方の推進

教職員の健康保持と多様な働き方への対応のため、テレワークやフレックスタイム等の制度を適切に活用し、多様な勤務形態を可能にします。

### 5 ICT活用による効率化

新校務支援システムを積極的に活用し、事務作業の効率化と教育活動の充実を図ります。

### 6 協働と理解の促進

学校運営協議会、保護者、地域、関係機関との連携を深め、学校現場の取組への理解と協力を求めます。

### 7 3分類に基づく業務整理

国が示す「学校と教師の業務の3分類<sup>\*4</sup>」を踏まえ、学校が担うべき業務に集中できる体制を整えるため、「学校以外が担うべき業務」は地域・関係機関へ移行し、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」は廃止または縮減を検討します。特に部活動・行事等については、地域移行や規模縮減を進め負担軽減を図ります。

## 第5章 数値目標と段階的計画

教職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とする者の割合を令和9年度までに100%とし、さらに改正給特法<sup>\*1・2</sup>の趣旨を踏まえ、業務量の進捗管理の観点から、ペース管理指標として、「平均月30時間以内」とする者の割合についても、令和10年度以降100%を目指します。

働き方改革を段階的かつ着実に進めるため以下のとおり数値目標と達成時期を設定します。

### 時間外在校等時間に関する年次段階別数値目標

①時間外在校等時間1か月45時間以内、1年360時間以内の教職員割合  
(文部科学省「業務管理・健康確保指針」に基づく管理指標)

単位：%

指標	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
月45時間以内の教職員の割合	44.7%	63.0%	81.5%	100.0%	100.0%
年360時間以内の教職員の割合	50.6%	67.0%	83.5%	100.0%	100.0%

②教職員一人当たりの平均時間外在校等時間が1か月30時間以内の教職員割合  
(改正給特法の努力義務を踏まえた管理指標)

各年12月末日時点(令和6年度は年度末実績)

単位：%

指標	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
月30時間以内の教職員の割合	50.6%	58.2%	65.4%	72.6%	80.0%

※月平均30時間以内の指標は、45時間の上限管理とは異なり、年間を通じた勤務の平準化を図るための管理指標として設定しています。

## 第6章 業務量管理に関する具体的取組

本市では、業務量の適切な把握・管理を進めるため、次のような取組みを学校の実情に応じて推進します。これらの取組には既に学校現場で一定の成果をあげている施策も含まれており、引き続きの改善と拡充を図ることで、教職員の業務負担軽減と教育の質の向上を目指します。

また業務量管理の取組をすすめるにあたり、国の3分類<sup>\*4</sup>を基本とし、学校が担うべき業務の効率化、学校以外が積極的に参画すべき業務の移行、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の廃止・縮減を同時に推進します。

以下の取組はこの3分類<sup>\*4</sup>を踏まえて位置づけられています。

### 1 校務の効率化・ICTの活用

#### ● 概要

- ・校務の効率化とICTの活用により、教職員の業務時間を削減します。
- ・マニュアル整備やデジタル化を通じて、学習指導や生徒指導などの中核的な業務については、教職員の専門性や経験に依存する部分が多いことを踏まえ、定型的・事務的業務を中心に属人化を防ぎ、誰でも同じ水準で業務を遂行できる体制の構築を図ります。また、新任・異動者の早期業務定着を支援します。

#### ● 具体的取組

- ・校務支援システムを活用し、文書作成、出欠処理を簡略化します。<sup>※II⑥</sup>
- ・成績処理や教材のデジタル化を進め、授業準備の効率化を図ります。<sup>※III⑤⑥</sup>
- ・長期休業期間を中心にテレワークを活用し、柔軟な勤務形態を実現します。<sup>※III</sup>
- ・業務マニュアルやテンプレートを整備し、業務の標準化と属人化防止を図ります。<sup>※III</sup>

### 2 総業務量の削減

#### ● 概要

- ・教育効果を維持しつつ、行事、会議、研修等の精選により、総業務量を削減します。学校、教育委員会、地域が一体となり、不要な負担の見直しを進めます。

#### ● 具体的取組

- ・学校への送付文書や調査依頼を精選します。<sup>※II⑥</sup>



- ・校内会議は回数と時間を制限し、議題整理や書面報告への代替を進めます。※Ⅲ
- ・教育委員会や関係団体が主催する研修、会議、行事を精選します。※Ⅲ
- ・校長会議や研修はオンライン形式を積極的に活用します。※Ⅲ
- ・学校行事は内容を精選し、地域や保護者の理解を得ながら隔年実施や規模等を検討します。※Ⅲ⑦
- ・学校での現金の取扱いを減らすよう学校徴収金の口座振替等を推進します。※Ⅰ③

### 3 人的支援と体制整備

#### ● 概要

- ・外部人材の配置と役割分担の明確化により、児童生徒へのきめ細やかな支援を充実させるとともに、教職員の負担軽減を図ります。

#### ● 具体的取組

- ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導支援員などを配置します。※Ⅲ⑥  
また、翻訳・通訳等の支援事業などを活用します。
- ・学校業務アシスタントや障害者会計年度任用職員を活用し、事務負担の軽減を図ります。※Ⅱ⑥Ⅲ⑦
- ・ICT支援員等を配置し、年度更新作業や授業でのICT活用を支援します。※Ⅱ
- ・あさかスクールサポーターや低学年補助教員等、市費職員を配置し、授業支援を行います。※Ⅲ⑧
- ・医療的ケア児に対応するため、看護師等の専門人材を適時配置し、学校・家庭・医療機関が連携した医療的ケア体制を整備します※Ⅲ⑨。
- ・部活動や授業等で地域の優秀な人材を活用します。※Ⅱ⑩

### 4 業務のローテーションと中核的教員の育成

#### ● 概要

- ・業務の偏在を防ぎ、計画的な人材育成によりチームで業務を遂行できる体制を構築します。

#### ● 具体的取組

- ・偏在しがちな校務・学年業務を適宜見直し、属人化を防止します。※Ⅲ
- ・主幹教諭、学年主任等の役割を明確化し、計画的に育成することで、業務をチームで遂行できる体制を整備します。※Ⅲ
- ・若手・中堅教員に業務を一部段階的に担わせ、指導的立場を経験させることで、次世代の中核的教員を育成します。※Ⅲ

## 5 授業準備環境の整備

### ● 概要

- ・教材・資料の共有化と授業準備方法の標準化により、授業準備時間を削減し、教育の質向上を図ります。さらに、教員の専門性を活かした授業づくりに資せるよう、小学校高学年における教科担任制を活用します。

### ● 具体的取組

- ・教材、資料をアーカイブ化し、教員間で共有します。これにより、教材研究の属人化を防ぎ、準備時間を短縮します。\*III⑤
- ・授業準備の共通フォーマット化により、単元計画や教材作成の効率化を図ります。\*III⑤
- ・小学校高学年においては、学校の実情に応じて教科担任制を活用し、教員の専門性を活かした授業づくりを進めます。\*III⑤

## 6 業務改善への助言体制

### ● 概要

- ・外部の視点を活用して、改善を推進し、好事例を全校で共有することで、業務の質を向上させます。

### ● 具体的取組

- ・自校外の視点を取り入れることで、現場だけでは気づきにくい改善を進めます。朝霞市教育委員会が主導し、「朝霞市立小・中学校教職員負担軽減検討委員会\*3（部会）」を通じて、各校に応じた改善の支援をします。\*III
- ・各校の好事例を収集し、全校へフィードバックします。\*III

## 7 学校運営協議会との連携強化

### ● 概要

- ・学校評価や業務改善方針を学校運営協議会と共有し、地域の理解と協力を得ながら、負担軽減を図ります。

### ● 具体的取組

- ・学校評価や業務改善方針を学校運営協議会と共有します。\*I④
- ・地域行事や支援活動における役割分担を明確化します。\*I④

## 8 通学路の安全確保と地域連携による見守り体制

### ● 概要

- ・教職員の業務負担を軽減するとともに、児童生徒の安全を確保するため、保護者・地域住民・関係機関が連携した見守りを推進します。

### ● 具体的取組

- ・地域の交通状況や安全面を踏まえ、児童生徒が無理なく安全に登校できるよう、教職員の負担軽減にも配慮しつつ、登校時間を柔軟に見直す取組を進めます。\*I⑩
- ・保護者や地域住民による通学路の安全点検や日常的な見守り活動を推進します。\*I⑩
- ・教育委員会では、通学路の安全確保のため、危険箇所には交通指導員を配置します。\*I⑩

## 9 保護者対応の強化

### ● 概要

- ・保護者対応のガイドライン整備と組織的対応により、教職員が一人で抱え込まず、安心して教育活動に集中できる環境を整えます。

### ● 具体的取組

- ・保護者対応ガイドラインを策定し、管理職主導の対応体制を強化します。\*I⑤
- ・記録様式を統一的に管理し、対応を組織化します。\*I⑥
- ・顧問弁護士及び埼玉県スクールロイヤーへの法律相談を活用するなどして、不当要求から教職員を守ります。\*I⑥
- ・「自動応答機能付き電話」を設置し、教職員が集中して業務に取り組む時間を確保するとともに、時間外対応の縮減を図ります。\*II

## 10 フレックスタイム制の活用

### ● 概要

- ・教職員の多様な働き方を資するよう、勤務時間の柔軟な設定を可能とするフレックスタイム制を活用します。これにより、勤務時間の適正化、生活リズムの安定、健康確保につなげます。

### ● 具体的取組

- ・授業や会議に支障のない範囲で、始業・終業時刻を調整可能とします。\*II
- ・長期休業期間中など、業務の繁閑に応じた勤務時間の調整を認め、長時間勤務の抑制を図ります。\*II

## 1.1 部活動の適正化・地域展開の推進

### ● 概要

- ・休養日、活動時間の明確化や地域展開を進め、顧問の負担軽減と生徒の健全な活動環境を確保します。
- ・令和7年12月に国が示した新たなガイドラインの「改革実行期間」に沿って、地域展開を段階的に進めます。

### ● 具体的取組

- ・「朝霞市立中学校における部活動の方針」に基づき、休養日や活動時間を明確にした年間計画を策定します。\*II③

#### (部活動の方針)

- 休養日
  - ・週2日以上 of 休養日
  - ・学校閉庁日は休養日
  - ・長期休業日(夏・冬)は連続した1週間程度の休養日
- 活動時間
  - ・平日は2時間程度
  - ・休日は3時間程度

- ・部活動の地域展開を段階的に進め、地域人材の活用を図ります。\*II③
- ・令和10年度から、土・日曜日の部活動については、原則として地域人材による指導とし、教職員の指導は行わないことを目指します。  
あわせて、部活動は勤務時間内での実施を基本とする方向で検討を進めます。\*II③

#### (国の新ガイドライン)

改革実行期間(前期:令和8年度~10年度/後期:令和11年度~13年度)

休日の活動:改革実行期間内に、原則、すべての学校部活動で「休日の地域展開」の実現を目指す

平日の活動:課題の整理・検証を行いながら、平日の更なる改革を推進

### ● 本市の部活動地域展開のロードマップ

- |        |        |                           |
|--------|--------|---------------------------|
| 令和7年度  | 課題整理期間 | ・教職員へのアンケート               |
| 令和8年度  | }      | 地域展開への環境整備・地域団体(運営団体)との連携 |
| 令和9年度  |        |                           |
| 令和10年度 |        | 地域活動本格展開                  |

～地域展開の概要～

「部活動の地域展開」とはこれまで学校の教職員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブ・団体などに担ってもらうことで地域の活動に位置づけることです。

国においては、令和4年12月、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校と地域が連携して活動に移行・発展させる方向性を示しました。このガイドラインに基づき、令和5年度から3年間で「改革推進期間」と位置づけ、教職員の働き方改革や生徒の多用な活動機会の創出を目的に、部活動の地域移行を推進してきました。

令和8年度からは、新たな「改革実行期間」が示され、休日の地域展開を原則とし、平日の活動改革も進める方針が示されています。

本市でも、こうした動きにあわせて「朝霞市部活動の在り方検討会議」を中心に地域展開について協議を進めています。

部活動の地域展開は、教職員の負担軽減や、生徒が専門的な指導を受けられる可能性があるなどのメリットが期待されています。

一方で、地域における受け皿や指導者不足、保護者の費用や送迎の負担といった課題もあることから、本市ではこれらの解決に向けて検討を進めています。

年次段階数値目標(業務量管理関係指標)

KPI 指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
土曜日・日曜日・祝日 出勤率(部活動含む)	6.9 %	6.5 %	6.0 %	5.5 %
テレワーク 利用率	26.4 %	30.0 %	30.0 %	30.0 %

※「土曜日・日曜日・祝日の出勤率」は、対象職員の土日祝日における出勤延日数を、土日祝日の全日数に対象職員数を乗じた値で除して算出

※「テレワーク利用率」は、対象職員のうち、当該年度にテレワークを利用した職員の実人数の割合

## 第7章 健康確保措置に関する具体的取組

教職員の心身の健康を守ることは、教育活動を持続的に展開する上で不可欠です。本市では、勤務時間管理や相談体制の整備等、既の実施してきた施策を基盤としつつ、更なる改善・拡充を行います。こうした既存の取組と新たな施策を組み合わせ、教職員一人一人の健康確保を一層強化します。

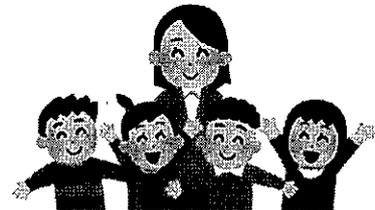
### 1 勤務時間の把握・管理

#### ● 概要

- ・ICTを活用して、勤務時間を正確に把握し、時間外勤務が過度にならないよう管理します。
- ・過労防止のための施錠時間や定時退勤日の設定、年次有給休暇取得促進などを通じて、教職員の健康を守ります。

#### ● 具体的取組

- ・ICTにより勤務時間を自動集計し、管理職が把握します。
- ・月45時間を超えた場合は本人に通知します。
- ・午後8時最終施錠を徹底します。
- ・午後8時以降在校届の最終届出時刻を午後9時00分までとします。
- ・週1回の定時退勤日を設定します。
- ・計画的な年次有給休暇取得を推進します。
- ・時間外勤務縮減の進捗を定期的に管理します。
- ・フレックスタイム制を活用し、業務の繁閑による勤務負担の平準化を図ります。



### 2 面談・相談体制

#### ● 概要

- ・勤務時間が基準を超過した教職員に対して、管理職面談を実施し、業務内容や健康状態を確認します。必要に応じて、健康相談の案内等を行います。

#### ● 具体的取組

- ・基準（月45時間）超過者に対しては、管理職が面談を行い、勤務状況や体調を確認します。
- ・必要に応じて、教育委員会が直接ヒアリングを行い、業務内容の見直しや改善を促します。
- ・面談の結果に基づき、健康相談の案内や医療機関との連携を図ります。

### 3 メンタルヘルス対策

● 概要

- ・ストレスチェックや研修により、教職員自身のセルフケア能力と管理職の対応力を高め、メンタル不調の予防、早期発見、早期対応に努めます。

● 具体的取組

- ・毎年ストレスチェックを実施し、結果を本人にフィードバックします。
- ・セルフケアやストレスマネジメント、ラインケアに関する研修会等の情報を提供します。
- ・管理職研修を通じて、メンタルヘルス不調の早期発見と対応力を高めます。
- ・相談窓口を周知徹底し、必要に応じて活用ができる体制を整えます。
- ・段階的な復職プログラムにより、本人の不安を軽減し、職場復帰を支援します。



### 4 休暇・意識改革の推進

● 概要

- ・計画的な休暇取得を促進し、定時退勤や休養日を確保することで、教職員の心身の健康維持を図ります。
- ・子育て・介護に関する支援制度の周知も進めます。
- ・フレックスタイム制と組み合わせることで、勤務と家庭生活の両立を支援します。

● 具体的取組

- ・年次休暇・特別休暇を計画的に取得しやすい環境を整備します。
- ・学校閉庁日を夏季休業中や埼玉県民の日に設定し、休養の確実な確保を推進します。
- ・月1回「ふれあいデー」や定時退勤日を設け、定時退勤を促進します。
- ・子育て・介護支援に関する制度案内を配布し、全教職員に周知します。

年次段階数値目標(健康確保措置/ワークライフバランス・働きがい関係指標)

KPI 指標		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
年次有給休暇取得 日数(平均)		15.7 日	15.0 日	16.1 日	16.3 日	16.5 日
ス ト レ ス ク	高ストレス者	16.0 %	9.2 %	9.0 %	8.5 %	8.0 %
	働きがい	8.2 %	7.2 %	8.5 %	9.5 %	10.5 %

「働きがい」は、ストレスチェックにおいて「大きい」、「やや大きい」と回答した者の割合

年次有給休暇は各年暦年(1月～12月)の平均取得日数

## 第8章 推進体制と進捗管理（フォローアップ）・評価

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、教育委員会が中心となり、各学校と連携して取組を進めます。

教育委員会に設置されている「朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会<sup>※3</sup>」が学校現場の意見や課題から改善策を検討します。

各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、校内の実施責任者を明確にし、教職員間で役割を共有しながら取組を着実に実施します。

その際、学校運営協議会における協議や意見も踏まえ、学校全体として計画的に働き方改革を推進します。

### 2 進捗管理

教育委員会は各学校から定期的な報告を受け、取組の進捗状況を把握するとともに、負担軽減検討委員会<sup>※3</sup>を通じて年度内に適宜点検を行い、課題の早期発見と改善に努めます。

また教職員の時間外在校等時間の状況を毎年度把握し、市ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告します。

時間外在校等時間の把握には、校務支援システムを活用し、その他の通知目標では、ストレスチェック等の結果をもとに進捗を管理します。

進捗管理では、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいるなど課題がある学校について、教育委員会が個別に聞き取りや指導を行い、改善を促します。

好事例や有効な手法は速やかに共有し、各学校が活用できるよう支援します。

### 3 評価

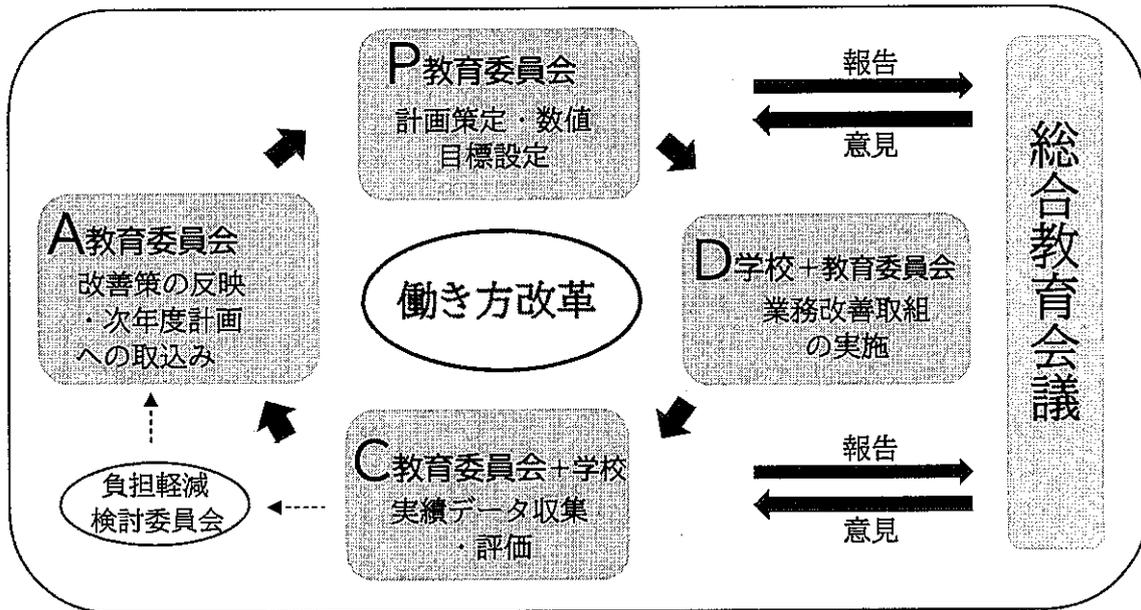
年度末に数値目標の達成度について検証を行い、その結果を教育委員会が公表します。

評価にあたっては、学校現場の声を反映し、必要に応じて計画の見直しを行います。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。

これらの取組を通じ、計画の実効性を高めるとともに、教職員の業務量管理と健康確保を継続的に改善していきます。

業務量管理・健康確保措置実施計画



※本計画は、市教育委員会が方針を示し支援を行うとともに、各学校が実践・改善を担い、相互に連携して進めることを前提としています。

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(本則関係)

### 趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

### 概要

#### 1. 学校における働き方改革の一層の推進

##### (1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

##### (2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

#### 2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

【学校教育法第27条、第37条関係】

### 3. 教員の処遇の改善

#### (1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額<sup>1</sup>の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

#### (2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

【給特法第3条、第5条関係】

#### 施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日 【附則第1条関係】

(附則関係)

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設【改正法附則第 3 条関係】

1 政府は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。

- ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること
- ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
- ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

2 「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 7 条第 1 項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。

- ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
- ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における 35 人学級の実現に関する措置の新設【改正法附則第 4 条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和 8 年度から 35 人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設【改正法附則第 5 条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他【改正法附則第 6 条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる

資料1

改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第6条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

## 学校と教師の業務の3分類

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。

これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

I 学校以外が担うべき業務	II 教師以外が積極的に参画すべき業務	III 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応  ※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	⑥調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 ⑩校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や輪番等を促進 ⑫校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 ⑬部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進  ※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画	⑭給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 ⑮授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 ⑯学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 ⑰学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 ⑱進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進

## 朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱

平成31年2月21日要綱第12号

朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会設置要綱（平成26年朝霞市要綱）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 教職員が意欲をもって教育活動に取り組めるよう、朝霞市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の負担軽減のための取組方策について検討する朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （1）小・中学校における業務の改善に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、小・中学校における教職員の負担軽減に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、9人以内で組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる者の中から、教育長が委嘱し、又は任命する。

### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、学校教育部長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長1人を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の年度末までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、教育長は任期満了前に委員を解職し、又は解任することができる。

### （部会）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第2に掲げる者の中から委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

## (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料提出を求めることができる。

## (事務局)

第8条 委員会の庶務は、教育管理課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

No.	所属・職
1	学校教育部長
2	教育総務課長
3	教育指導課長
4	教育管理課長
5	学校給食課長
6	朝霞市小学校長会代表
7	朝霞市中学校長会代表
8	朝霞市教頭会代表 (小・中学校教頭)

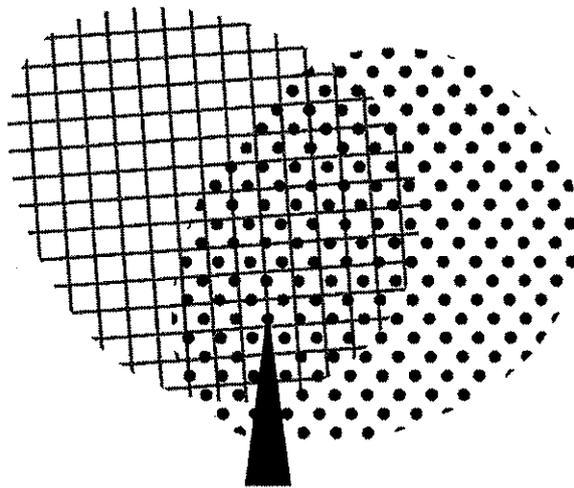
## 別表第2 (第6条関係)

No.	所属・職
1	小・中学校校長
2	小・中学校教頭
3	小・中学校主幹教諭
4	小・中学校教諭
5	小・中学校養護教諭
6	教育指導課長補佐
7	教育指導課指導主事

## 用語の解説

No.	用語	定義・解説
1	教職員	市立小・中学校に勤務する教育職員及び事務職員等。
2	業務量管理	教育委員会及び校長が教職員の業務量を適切に把握・管理し、長時間勤務を防止するために行う取組。
3	健康確保措置	教職員の心身の健康を保持するため、業務量管理と一体的に実施される取組。 勤務時間管理、面談、健康相談、休暇取得促進などを含む。
4	業務の3分類	文部科学省が示す「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に担うべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3分類
5	属人化	特定の教職員が特定業務を固定的に担当し、引継ぎが困難な状態。
6	ローテーション	教職員が特定業務を交替で担当する仕組み。業務の属人化を防ぎ、組織的力を向上させる。
7	ICT活用	校務支援システムやデジタル教材等を活用し、業務効率化と教育の質向上を図る取組。
8	校務支援員	教職員の補助的業務を担う支援スタッフ。教材準備・印刷・データ整理などを担当。
9	フレックスタイム制	1週間から4週間の範囲内で、始業、終業時間を柔軟に決められる勤務制度。業務の繁閑や個人事情に応じて活用する。
10	テレワーク	自宅等でICT機器を用いて校務を行う勤務形態。
11	健康相談	教職員が心身の不調を感じた際に、産業医等に相談できる体制。
12	面談（勤務時間超過者面談）	月45時間等の基準を超えた教職員に対し、校長等が行う業務・健康確認のための面談。
13	ストレスチェック	教職員自身のストレス状態を把握するために年1回実施する調査。結果は本人にフィードバックされる。
14	学校閉庁日	学校業務を完全に停止し、教職員が一斉に休養を確保する日。夏季休業中や県民の日等に設定。
15	定時退勤日	教職員が定時に退勤し、長時間勤務を抑制する日。週1回程度を目安に各学校が設定。

16	KPI	主要業績評価指標 業務改善や勤務時間縮減等の進捗を定量的に評価する指標。
17	フォローアップ	計画の実施譲許を定期的に確認し、改善・見直しを行う仕組み。
18	在校時間	教職員が学校に在校している総時間。授業や校務、休憩時間を含む。
19	勤務時間	法令で定められた所定勤務時間。 1日7時間45分、週38時間45分。
20	在校等時間	教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を外形的に把握することができる時間。在校時間に加え、出張や研修等の校外勤務時間を含めたもの。
21	時間外在校等時間	在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間。 校務支援システムにより確認。
22	学校運営協議会	学校運営に地域住民や保護者が参加する仕組みで、法律に基づき、教育委員会が学校に設置する機関。
23	偏在	業務が特定の教職員や分掌に集中し、負担が不均衡となっている状態をいう。業務の平準化が必要である。



## むさしのフロントむさか

第1期 朝霞市立小・中校教職員  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年 月発行

発行 朝霞市教育委員会

編集 教育管理課

埼玉県朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-1111 (代表)

URL <http://www.cty.asaka.lg.jp>

**受験生応援！  
公民館等で学習スペースを提供します**

**令和7年12月22日(月)～令和8年2月28日(土)**

**東朝霞公民館、西朝霞公民館、南朝霞公民館、  
北朝霞公民館、内間木公民館、総合体育館**

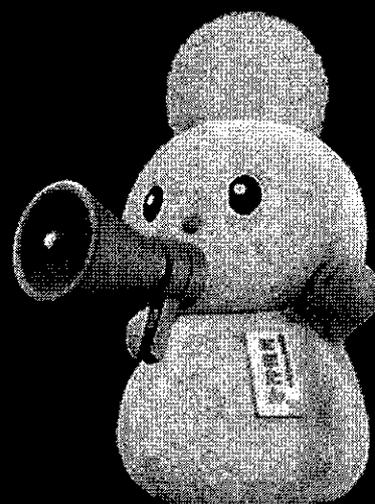
**※ ウェブ検索 ●**

**朝霞市役所 受験生応援！**

**※提供日・時間は、各施設利用状況等によります。**

**※提供時間は、午後3時から8時まで**

**※各施設の利用状況により、  
提供する学習スペースや  
時間は変更となる場合があります。**



令和7年12月22日

市内公立中学校の生徒の皆さんへ

## 地区公民館、総合体育館で学習スペースを提供します

受験シーズンを迎える生徒の皆さんなどを応援するため、地区公民館、総合体育館で、学習スペースを提供します。

下記のQRコードを読み取ると、朝霞市のホームページにリンクし、提供する部屋、日時を記載したカレンダーを見ることができますので、ぜひ活用してください。

日によって提供するスペースが異なりますので、ご不明な点は各館にお問い合わせください。

### 記

- 1 提供期間 令和7年12月22日(月)～令和8年2月28日(土)  
※各施設の休館日を除きます
- 2 提供場所 東朝霞公民館、西朝霞公民館、南朝霞公民館、  
北朝霞公民館、内間木公民館、総合体育館会議室  
※各施設の使用状況により、提供できない日時があります
- 3 提供時間 午後3時～午後8時
- 4 その他 総合体育館では室内履きが必要です

